

ひらつかの環境

令和4年度 環境年次報告書



市民の鳥「しらさぎ」



市民の木「くすのき」



市民の花「なでしこ」

平 塚 市

平塚市の環境行政の推進に御協力いただいております関係各位に対しまして、深く感謝を申し上げます。

この冊子は、令和4年度の本市の環境の現状と環境保全に向けて講じた施策を中心にまとめたものです。本書を御活用いただくことで、環境への関心と理解をより深めていただくとともに、本市の環境保全及び創造に向けた具体的な行動へのきっかけとなれば幸いです。

令和6年(2024年)3月

平 塚 市

目 次

第1部 平塚市の環境政策

- 1 平塚市環境基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 平塚市の率先行動の取組
 - (1)再生可能エネルギーの導入・・・・・・・・・・8
 - (2)環境マネジメントシステム・・・・・・・・・・9

第2部 環境の現状と市の取組

- 第1章 生活環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 1 生活環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組・・・・・・・・19
- 第2章 自然環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - 1 自然環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - 2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組・・・・・・・・23
- 第3章 都市環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - 1 都市環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - 2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組・・・・28
- 第4章 地球環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
 - 1 地球環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
 - 2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組・・・・・・・・38
- 第5章 環境保全活動等・・・・・・・・・・・・・・・・44
 - 1 環境保全活動等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・44
 - 2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組・・・・44

第3部 令和4年度環境基本計画事業実績及び評価

1 評価基準	52
2 施策分野ごとの評価	53
3 計画全体の評価	58
4 個別施策ごとの事業実績及び評価	59
(1)生活環境分野	59
(2)自然環境分野	64
(3)都市環境分野	74
(4)地球環境分野	87
(5)環境保全活動等	99

第4部 環境審議会評価

1 平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度) の進捗状況に係る点検結果	108
2 平塚市環境審議会委員名簿	109

第5部 資料

1 平塚市環境基本条例	112
2 環境用語	116

第 1 部

平塚市の環境政策

- 1 平塚市環境基本計画
- 2 平塚市の率先行動の取組

1 平塚市環境基本計画

「平塚市環境基本計画」(平成29年3月策定)は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本となる計画です。この計画に基づき、平塚市では、市民・事業者・市が協働でさまざまな取組を進めています。

(1)計画期間

計画期間は、平成29年度から10年間としますが、環境問題をとりまく社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。また、施策や事業計画については、5年毎に見直しを行います。

なお、令和4年3月に中間見直しを行いました。

事業計画前期:平成29年度～平成33年度(令和3年度)

事業計画後期:令和4年度～令和8年度

(2)環境基本計画のめざすもの

ア めざすべき環境像

環境基本計画では、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、「めざすべき環境像」を次のとおり掲げています。

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

イ 3つの基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。そのため、計画に位置付けられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。

1 環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき環境の保全と創造をたゆみなく行います。

2 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、自然と人との共生を図ります。

3 地球にやさしい社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、大気、水、資源などの物質循環システムの確立や低炭素社会の実現を推進します。

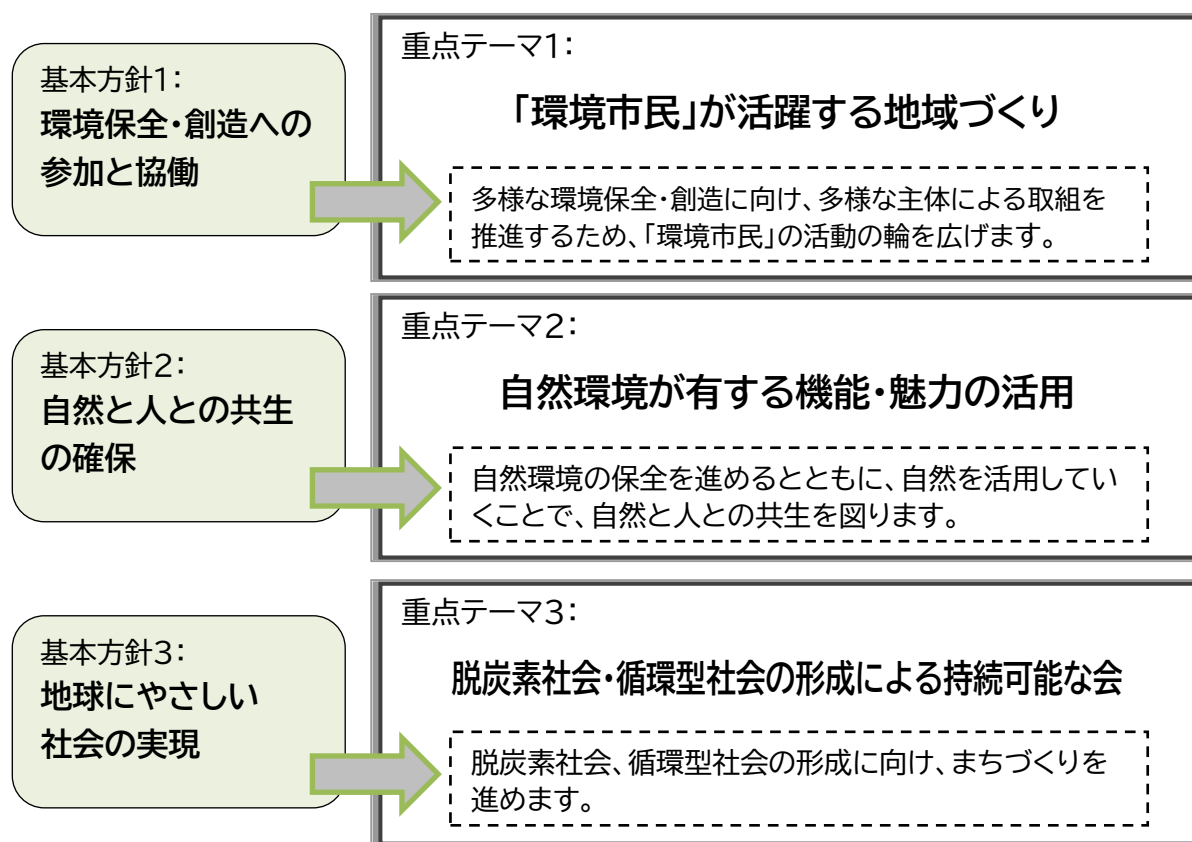
ウ 重点テーマ

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針に沿って、環境の保全と創造を推進していくためには、分野別の施策を、それぞれ個別に取り組むのではなく、施策どうしを連関させて庁内の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民と市、事業者と市等のように各主体が連携し、施策を総合的に推進していく必要があります。このように、施策を総合的に推進することで、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。

3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、本市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定します。

環境基本計画の基本方針

3つの重点テーマ



(3) 施策の体系

環境基本計画では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の施策を定めます。めざすべき環境像の実現を目指し、各施策は、基本方針の理念を尊重して取り組むこととします。

また、市、市民、事業者等がそれぞれ自主的かつ積極的に取り組むことで、めざすべき環境像の実現につながることから、市民・事業者等による取組についても、例示します。

分 野	施策の柱	施 策
1 安全な生活 環境を確保 します (生活環境分野)	1-1 大気環境・水環境を保全 します	・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	1-2 安全で快適な生活環境 を確保します	・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境を 保全・再生し ます (自然環境分野)	2-1 生物多様性を保全しま す	・生物多様性の保全対策の推進
	2-2 里山を保全・再生します	・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2-3 水辺の自然を再生しま す	・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2-4 農地を保全・活用します	・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市 環境を保全 ・創造します (都市環境分野)	3-1 うるおいとやすらぎの あるまちをつくります	・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3-2 環境共生型のまちをつ くります	・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進
	3-3 気候変動に適応したま ちをつくります	・ヒートアイランド対策の推進 ・風水害対策の強化 ・熱中症対策の推進
4 地球環境保 全へ貢献し ます (地球環境分野)	4-1 脱炭素社会の実現に向 けて取り組みます	・脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進 ・再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の 導入促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	4-2 循環型社会の実現に向 けて取り組みます	・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業者 等による環境 保全活動を促 進します (環境保全活動等)	5-1 環境教育・環境学習を推 進します	・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	5-2 市民等の取組や連携を 支援します	・市民活動や企業の取組に対する支援

(4) 温室効果ガス削減目標

平成27年(2015)年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において、平成32(2020)年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ(人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る)とする目標を掲げています。

国においては、パリ協定の採択を受けて、平成28(2016)年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標[平成42(2030)年度において平成25(2013)年度比26%削減]の達成に向けた取組、②長期的な目標[平成62(2050)年80%削減をめざす]を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の3つを掲げています。

本市では、このような世界・国の動きを踏まえ、低炭素社会の実現を目指し、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定していません。

ア 平塚市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－

(ア) 温室効果ガス排出量の削減目標

令和8年度(2026年度)までに平塚市域における
二酸化炭素の排出量を基準年比で※18.5%削減します。
(※中間見直し後は、34.9%削減となります。)

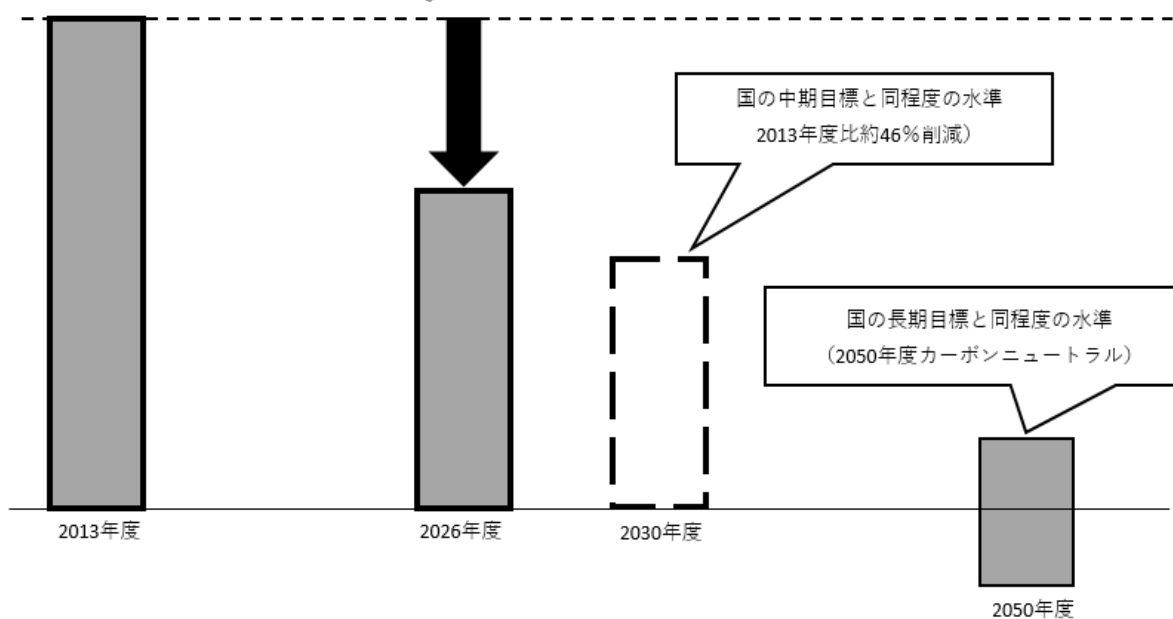


長期のめざすべき方向は
令和32年度(2050年度)までに基準年比で100%の削減です。

基準年は、平成25年度(2013年度)としています。

平塚市域の二酸化炭素排出の削減目標

本市では、国の地球温暖化対策計画の地球温暖化対策推進の基本的方向を
受けて、計画期間である2026年度における削減目標を算定しました。



※ 令和4年3月に平塚市環境基本計画の中間見直しを行い、温室効果ガス削減目標の数値を変更しました。なお、この削減目標は、令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の数値を参考に計算しています。

イ 平塚市地球温暖化対策実行計画－事務事業編－

本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関わる分野を事務事業編として位置付け、本市独自の環境マネジメントシステム(ひらつかエコモード)等を推進し、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。

(ア) 温室効果ガス排出量の削減目標

令和 8 年度(2026 年度)までに全庁における二酸化炭素の排出量を
平成 25 年度(2013 年度)比で26.9%削減します。

(イ) 目標達成に向けた取組項目

重点的な取組項目	施設や設備機器の更新、新設の場合、省エネ型の建造物や設備機種を積極的に導入し、省エネルギー効果を高めることで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、特に省エネルギー効果が期待できる取組については、計画的な更新を推進します。 1 照明に関する取組 2 OA機器や空調設備等に関する取組 3 庁用自動車に関する取組 4 環境に配慮した契約に関する取組 5 ごみ処理に関する取組 6 再生可能エネルギーに関する取組 7 建築物に関する取組
事務所等における取組項目	事務所等における取組については、「ひらつかエコモード」の運用に基づき、公共施設の管理運営における環境負荷を最小限に抑えるよう努力します。 1 資源・エネルギーの有効利用に関する取組 2 庁用自動車に関する取組 3 公共施設の整備及び管理運営に関する取組 4 廃棄物の削減についての取組 5 委託業務等に関する環境配慮の取組 6 イベント開催時の環境配慮の取組 7 業務の改善に伴う環境工夫の取組

2 平塚市の率先行動の取組

(1)再生可能エネルギーの導入

本市では、公共施設へ太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を導入しています。また、設置した太陽光発電システム等を環境教育の活きた教材として利用しています。

ア 再生可能エネルギーとは

「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっています。

イ 公共施設への新エネルギーの導入

■主な太陽光発電システム導入実績

土屋公民館	土屋1864-1	8.5 kW
ひらつかサン・ライフアリーナ	中堂246-1	4.5 kW
万田貝塚住宅2号棟・3号棟	万田493	5 kW・5.4kW
勝原小学校	高村45	2 kW
保健センター	東豊田448-3	5 kW
花水小学校	龍城ヶ丘5-62	2 kW
中原公民館	御殿2-17-38	10.8kW
西部福祉会館	公所868	5 kW
松原小学校	天沼7-10	7.5kW
太洋中学校	高浜台7-1	10.4kW
消防署大野出張所	東豊田448-3	4kW
環境事業センター	大神 三丁目15-1	3kW
市庁舎本館	浅間町9-1	20 kW
市民病院	南原1-19-1	10kW
消防署神田出張所	横内1018	5.76kW



市庁舎本館には太陽光パネルが設置されています。

(2)環境マネジメントシステム

平塚市環境基本条例では、市の責務のひとつとして、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に率先して努めることとしています。本市は平成12年2月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証(審査登録)を取得し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成21年度からは、ISO14001の運用で得られたメリットを引継ぐとともに、本市の現状と課題を踏まえた独自の環境マネジメントシステム「ひらつかエコモード」を導入しました。これによりエネルギー管理を中心とした、事業活動に伴う環境負荷の低減に組織全体で取り組んでいます。

ア 全課共通の目標(電気・ガソリン)の推進状況

令和4年度は、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)や、省エネ法の努力義務を達成するため、中長期的目標をにらんで、市役所の電気使用量やエネルギー使用に伴うCO₂排出量について「数値目標」を設定いたしました。

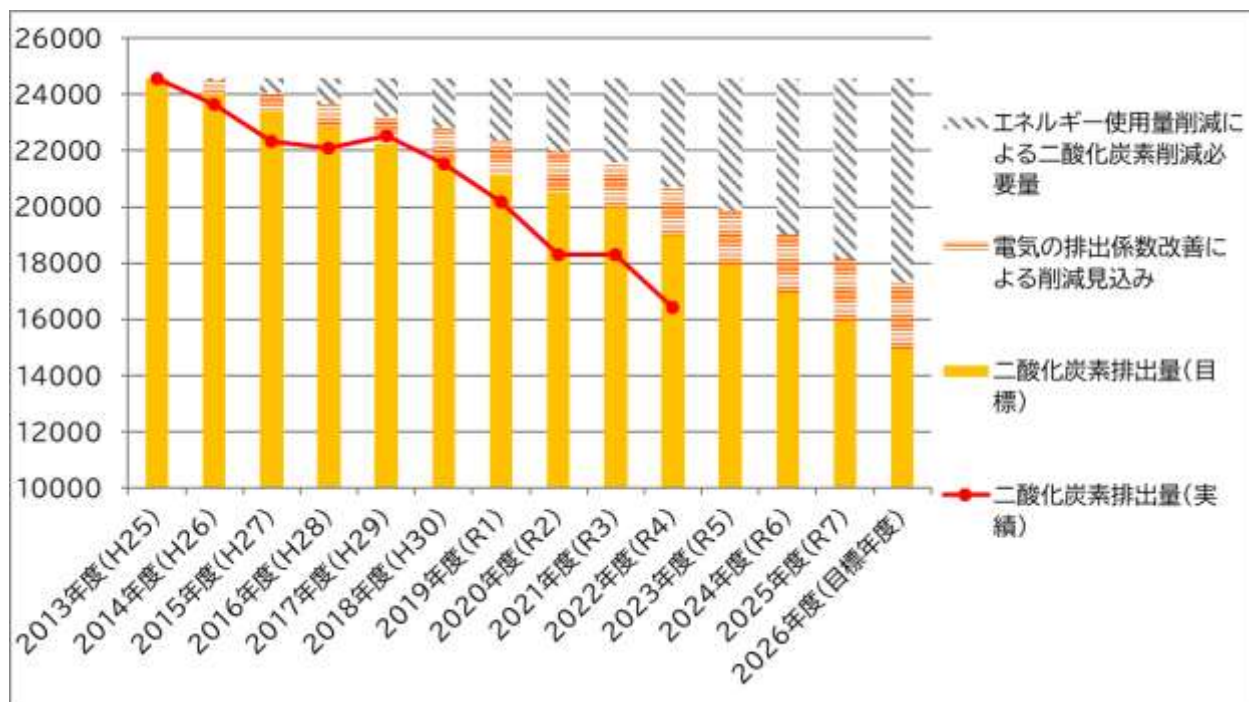
「数値設定目標」

電気使用量の削減

目標	令和3年度比 1.0%削減	目標達成 ×
結果	令和3年度比 0.8%削減	

エネルギーの使用に伴うCO₂排出量の削減

目標目安	令和2年度水準を維持	目標達成 ○
結果	令和2年度比 10.4%削減	



エコドライブの推進

目標	燃費実績を令和3年度より向上又は維持	目標達成 ○
結果	令和3年度実績より向上	

イ グリーン購入の推進

物品の調達において「平塚市グリーン購入調達方針」に基づきグリーン購入に取り組みました。

ウ 環境監査の取組

組織全体での取組水準の維持、環境配慮行動の定着を確実なものとするため、職員による環境監査（環境活動の成果等の監査、環境法令等順守状況監査）を実施しました。令和4年度は、優良事項として14件が抽出されました。その中から以下の7件を選出し、優秀事項として評価しました。

監査を行ったすべての組織において、エコモードに沿って、概ね適切な取組がなされておりましたが、是正事項は11件ありました。

《 令和4年度の優秀事項 》(抜粋)

広報課 『環境負荷の少ない植物系インクの使用』

広報ひらつかを印刷する際に、環境負荷の少ない植物系インク(100%大豆インクまたは大豆インクに準ずる植物系インク)を使用することで、従来の化石系インクに比べてCO2を削減することができます。

仕様概要	6 インク
	大豆インクまたは大豆インクに準じる植物性インク
	7 印刷方法
	自動組み版・4色オフセット輪転機(カラー写真、モ 紋付き見出しなどを含む)
	8 組み、使用する文字、地紋、罫線など
	(1) 本文は原則として縦組み。各ページのフォーマット
	(2) 本文以外の文字(見出し、小見出し、リード、ルビ

マイナンバー推進課 『長期保存が必要な文書の電子化』

長期保存が必要な文書(保存箱50箱相当)を電子化することで、文書倉庫への輸送や、書類確認のための移動時の環境負荷軽減(車両燃料の削減等)を行いました。長期的な作業効率の視点で紙資料のデジタル化を行い、環境負荷の軽減を併せて達成した点を評価しました。



美術館 『環境への配慮をPRできる展示会』

海岸に漂着した流木・プラスチックなどを用いた展覧会や、産業振興課とコラボした波力発電の仕組みがわかるような、環境への配慮をPRできる展示会を開催しました。定量化こそ出来ませんが、来場者の感覚に訴えることで、環境施策で重要視される「行動変容」につながるものと思われます。



協働推進課 『市民活動団体情報ファイルの電子化』

市民活動団体情報ファイルは紙媒体から電子媒体に移行し、2万枚弱(164ページ×120部)の紙の削減がなされていました。

従来の紙ベースのファイルを望む声も多くある中、多方面のバランスを踏まえた中で、電子化に踏み切った点、また、2万弱の削減というスケール面を評価しました。



選挙管理委員会 『選挙事務勉強会等のペーパーレス化』

デジタル化が適しているものと不適であるものを区分けする中で、ペーパーレス会議の導入や様式の見直しによる印刷枚数の削減等、様々な手法を工夫し、紙の使用量の削減を図っていました。様式の見直しにより、33%の印刷枚数の削減に成功しました。

ペーパーレス会議は、業務特性や紙面の内容により相性が悪いケースがありますが、選挙管理委員会では、紙で行うべきものとデジタル化のメリットがあるもの(色味により情報が整理されている資料等)を整理していた点を評価しました。



第2部

環境の現状と市の取組

- 第1章** 生活環境分野
 - 1 生活環境の現状
 - 2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組
- 第2章** 自然環境分野
 - 1 自然環境の現状
 - 2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組
- 第3章** 都市環境分野
 - 1 都市環境の現状
 - 2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組
- 第4章** 地球環境分野
 - 1 地球環境の現状
 - 2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組
- 第5章** 環境保全活動等
 - 1 環境保全活動等の現状
 - 2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

1 生活環境の現状

■「生活環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	令和4年度目標	令和4年度実績
大気汚染状況の監視測定等の実施・大気汚染に係る環境基準達成率	80%	81%

(1)大気環境

市内の測定局において、窒素酸化物(5地点)、硫黄酸化物(4地点)、浮遊粒子状物質(5地点)、一酸化炭素(1地点)、光化学オキシダント(4地点)、微小粒子状物質[PM2.5](1地点)の常時監視測定を実施しました。令和4年度の測定結果は、全地点で二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは非達成でした。

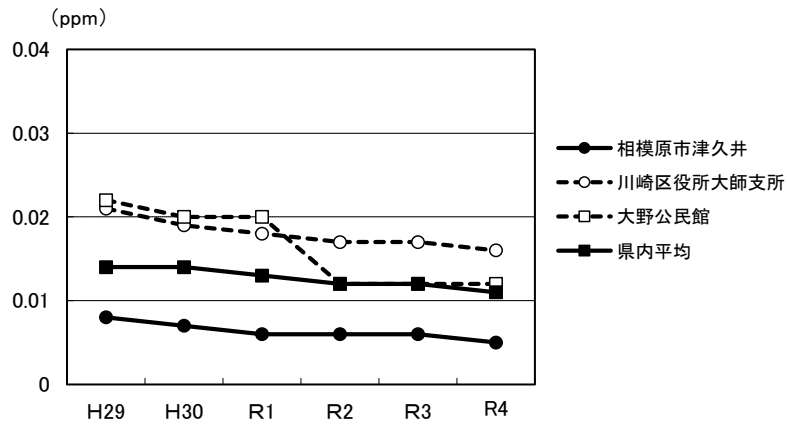
光化学オキシダントは、主に工場や自動車からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線による化学反応を起こして生じます。光化学オキシダント濃度の1時間値が 0.12ppm 以上となり、その状態が継続すると判断した場合に、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令しています。令和4年度は、湘南地域での光化学スモッグ注意報の発令回数は0回でした。(県内の発令区域は8地域に区分されています。)光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり、気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

PM2.5 は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。PM2.5 の大気中の濃度が高くなると予想される場合に、神奈川県が高濃度予報を行います。令和4年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。

このほか、継続的に摂取した場合に人の健康を損なう恐れのある、有害大気汚染物質の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

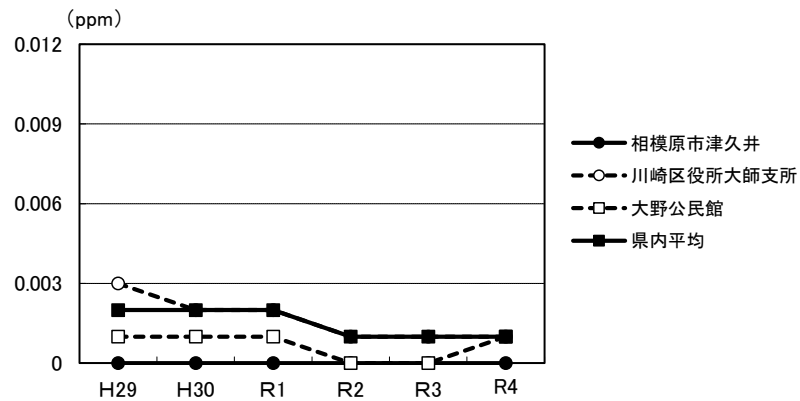
◆◆二酸化窒素濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局(注1)における年平均値)



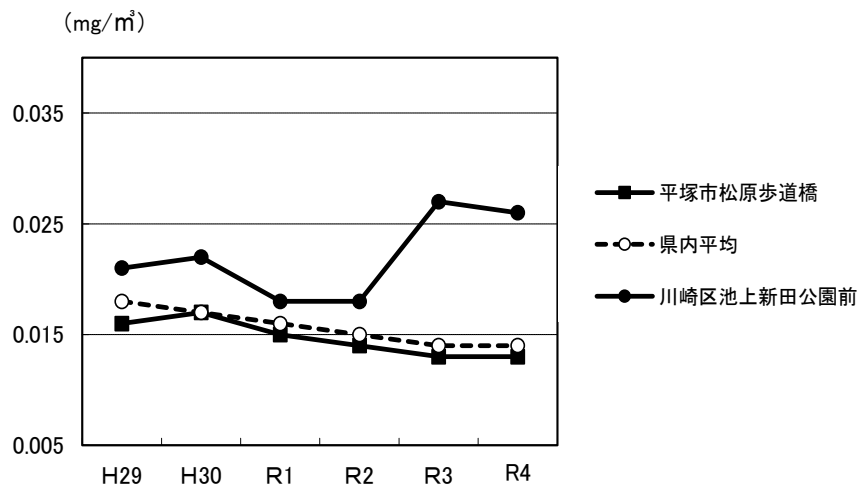
◆◆二酸化硫黄濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における年平均値)



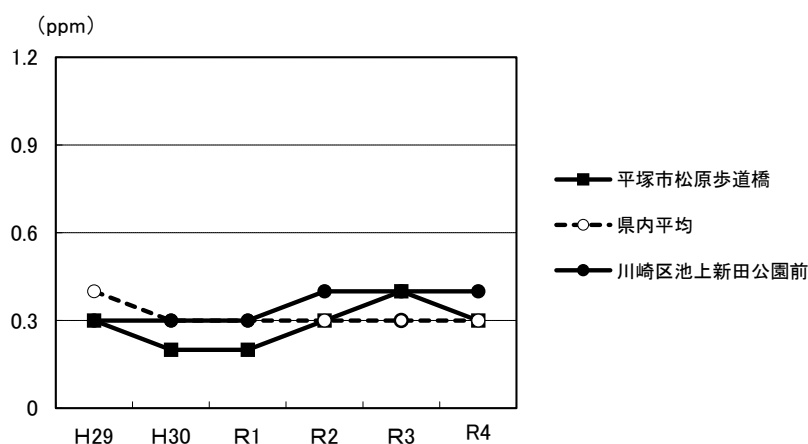
◆◆浮遊粒子状物質濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局(注2)における年平均値)



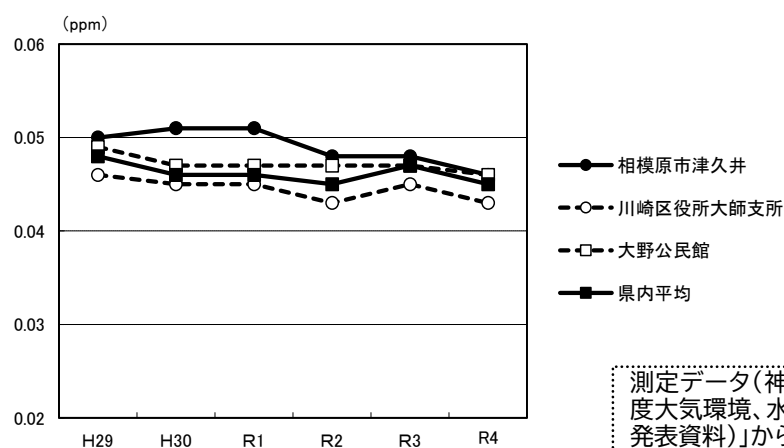
◆◆一酸化炭素濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局における年平均値)



◆◆光化学オキシダント濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における昼間の日最高1時間値の年平均値)



測定データ(神奈川県):「令和4年度大気環境、水環境の状況等(記者発表資料)」から引用

(注1)一般大気環境の汚染状況を常時監視する測定局

(注2)自動車走行による大気汚染状況を常時監視するため、交差点、道路、道路端付近に設置された測定局

(2)水環境

令和4年度は、河川21地点、海域(相模湾内)1地点、地下水15地点で水質測定を実施しました。水質汚濁指標の一つである BOD(生物化学的酸素要求量)の測定結果(年平均値)は、95%の地点で環境基準に適合していました。地下水は、73%の地点で環境基準値に適合していました。環境基準値を超過した地点は追跡調査を実施し、監視を続けています。また、公共用水域水質測定計画に基づき、国及び県が環境基準点で実施した水質測定のうち、本市域を流れる河川に関する BOD の令和4年度測定値(年平均値)は、全地点で環境基準値を下回っていました(18頁参照)。

(3)騒音・振動

騒音・振動については、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。

令和4年度は、自動車騒音常時監視測定を3路線6地点6区間で実施し、環境基準の達成率は、56.1～100%でした。自動車騒音・振動測定は、5路線6地点で実施し、騒音は3地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。

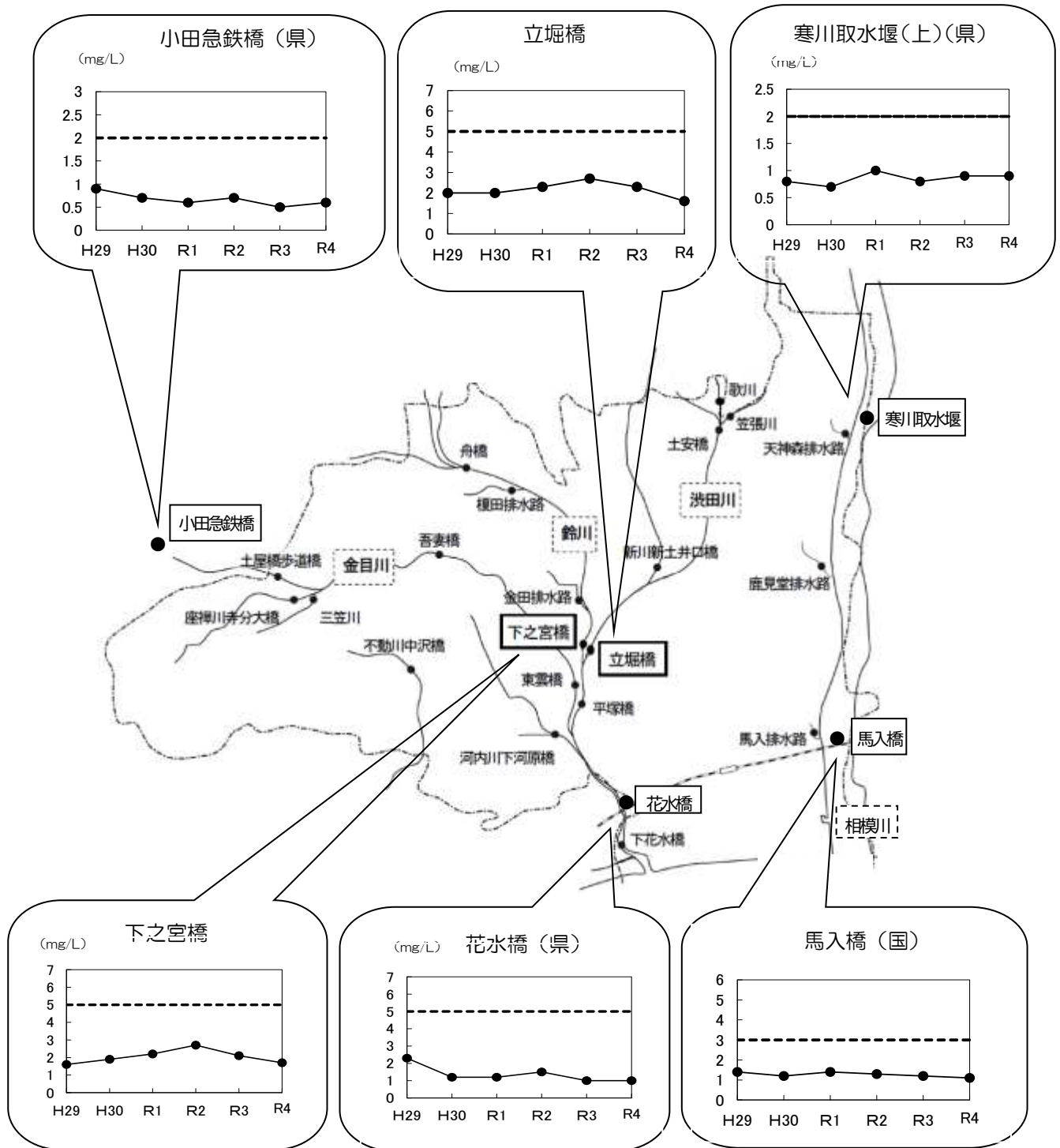
新幹線騒音・振動測定は、6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準値以下でした。振動は6地点で勧告指針値以下でした。

(4)苦情相談

公害苦情には、燃烧行為(野焼きや小型焼却炉の使用)に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や工場・事業場の機械に由来する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。

令和4年度の苦情件数は、令和3年度と同数の、101件でした。

◆◆環境基準点等におけるBODの経年変化(年平均値)◆◆



※測定データ:「令和4年度大気環境、水環境の状況等(記者発表資料)」から引用

----- 環境基準

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou.html>

(注1)環境基準点及び環境補助点について、測定値を記載

(注2)「●」や「・」で表記した地点は、環境測定を実施している地点

(注3)(県)や(国)の記載がある地点以外は、すべて市が環境測定を実施

2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組

(1)大気環境の保全対策

ア 事業活動に伴う大気汚染の防止対策

本市では、自動測定機等により、大気環境測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。令和4年度は環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト除去工事などの立入調査・指導等を実施しました。これらの立入調査の合計件数は145件でした。

■大気常時監視測定局

1	神田小学校	田村 6-1-1
2	大野公民館	東真土 2-12-1
3	松原歩道橋	天沼 2-5
4	花水小学校	龍城ヶ丘 5-62
5	旭小学校	河内 307

イ 自動車利用に伴う大気汚染の防止対策

本市の率先行動として、庁用自動車に低公害車の導入を進めています。

(2)水環境の保全対策の推進

ア 生活排水の適正な処理

公共下水道は、衛生面や水質汚濁防止の面から都市環境整備の重要な役割を担っています。本市では、昭和 39 年に第1期工事を開始して以来、人口密集地から順次整備し、令和4年度末現在の普及率は、下水道整備区域の人口比で97%となっています。将来的に下水道計画のない区域については、農業集落排水や浄化槽で生活排水を処理します。公共下水道や農業集落排水では、水洗化を促進するため排水設備工事費の助成や個別訪問等を実施し、浄化槽では、設置及び維持管理費用の助成を行い、神奈川県が進めている「神奈川県生活排水処理施設整備構想(生活排水を100%処理することを目標とする計画)」と連携した施策を推進しています。

イ 事業活動に伴う排水の適正な処理

工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、必要に応じ指導を実施しています。

畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

(3)化学物質対策

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促進するため、化学物質の自主的な管理状況の報告を本市に提出することを義務付けています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)による化学物質の排出量等の届出制度(PRTR)のデータ提供を神奈川県から受け、ウェブサイトにて情報提供しています。

有害性の高いダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して大気調査を実施しています。令和4年度については、神奈川県は隔年調査のため実施せず、本市は金目小学校で実施し、環境基準を達成しました。

(4) 土壌汚染、地下水汚染への対応

土壌汚染による人の健康被害を防止するため、土壌汚染対策法が施行されています。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壌調査等の実施が義務づけられています。本市では、これらの法律等に基づいた指導を行っています。また、工場・事業場の汚染浄化対策の効果確認のため、地下水調査を実施しています。

(5) 騒音・振動への対応

本市では、自動車や新幹線による騒音・振動の監視測定を行っています。また、工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

■令和4年度自動車騒音常時監視測定地点

1	一般国道1号	榎木町4
2	一般国道1号	平塚四丁目18
3	一般国道134号	千石河岸56
4	一般国道134号	虹ヶ浜8
5	一般国道134号	唐ヶ原107
6	平塚伊勢原線	桃浜町34

■令和4年度自動車騒音・振動測定地点

1	県道平塚秦野線(南原)
2	一般国道1号(天沼)
3	一般国道129号(田村①)
4	県道藤沢平塚線(田村②)
5	県道平塚秦野線(南金目)
6	幹道15号吉沢土屋線(上吉沢)

■令和4年度新幹線騒音・振動測定地点

1	大神五丁目27番14号付近
2	豊田本郷緑地
3	豊田本郷1536付近
4	入野373付近
5	長持 155 付近
6	根坂間350付近

(6) 悪臭への対応

本市では、悪臭防止法に基づく臭気指数規制が適用されています。

悪臭の苦情があった場合は、現地調査で発生源を特定し、必要に応じて立入調査や臭気指数測定等を行いながら、事業所への指導を実施しています。

(7) 地盤沈下の防止

地盤沈下現象を把握するため、観測井による地下水位を測定しました。また、開発事業における地下水利用の規制指導や新規に井戸を設置する場合の行政指導を実施しています。

第2章 自然環境分野

1 自然環境の現状

■「自然環境」にかかわる重点施策の進捗状況

「※」は、縮小や中止となった事業

個別施策・指標	令和4年度目標	令和4年度実績
生物多様性の保全に向けた取り組みの推進・アクションプランの策定及び地域の特性に応じた生物多様性の保全	アクションプランの策定	アクションプランの策定
自然についての展示、講座、観察会等の実施・参加人数	60人	189人
市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進・里山保全活動の活動回数・参加人数	7回 70人	7回 274人
市民農園の利用促進・市民農園の利用率	97%	98%
農業理解の促進・地産地消イベント来場者数	65,000人	14,250人(※)

(1)西部丘陵地域の環境

吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵地域には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されています。その一方で、人の手が入らなくなったことで里山の荒廃や、開発が進むなど、自然環境保全のための施策が必要となっています。

本市では、平成16年度と17年度の2年間にわたって西部丘陵地域の自然環境実態調査を行い、「平塚市自然環境評価書(総合評価編)」をまとめました。

さらに、令和元年度から令和3年度には、市民団体「ひらつか生物多様性推進協議会」との協働事業で、市内の自然環境を再調査し、「平塚市自然環境評価書」にまとめました。

(2)水辺の環境

平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。また、市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されている一方で、河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。

(3)農地の環境

本市では、県内一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。

西部丘陵地域の畑地や谷戸田、相模川・金目川・鈴川・渋田川沿いに広がる田畑は、食糧供給の場であるだけでなく、大気の浄化や、多様な生物のすみかとなるなど、さまざまな機能を持っています。近

年は、農家の高齢化・減少、後継者不足、さらには有害鳥獣による被害等により、農地の維持が難しくなっています。また、農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等の環境に対する配慮や荒廃農地の解消などの対応も求められています。

2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組

(1) 生物多様性の保全

多様な生きものが集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活しています。本市では、貴重な生きものの生息が確認されている一方で、外来種の侵入や都市化による影響など、生物多様性の低下が危惧されることから、ひらつか生物多様性推進協議会と生物調査を行い、令和3年度に「平塚市自然環境評価書」にまとめました。その結果を基礎資料として、生物多様性を保全し活用するための、「平塚市生物多様性保全アクションプラン」を策定しました。

(2) 里山の自然

ア 里山保全モデル地区

里山らしさがよく残された西部丘陵地域の自然を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区としています。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。

里山保全モデル地区の概要

場 所：平塚市土屋字頭無地区

面 積：10,510 m²(令和4年度末現在)の土地を地権者から市が借り受けています。

環境状況：かつて、国蝶であるオオムラサキの生息が観察されていましたが、近年発見の事例がありません。整備を続けたことで、良好な環境であることの指標となる植物がみられるようになりました。今後も継続的に整備を実施することでオオムラサキが再び生息する里山を目指します。



整備前



整備後



里山保全モデル地区

イ 里山の自然とのふれあい

市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」を開催しました。また、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。



里山体験フィールド

ウ 西部丘陵地域を生かしたまちづくり

本市西部地域の貴重な自然環境や地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が主催する活動と、東京農業大学が主催する地域再生研究部会フォーラムに参加を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各活動が中止となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に留意しつつ、地元の有志で構成された NPO が主催する「農作業学習体験農園」が新たに開設され、屋外での活動が行われました。

(3) 水辺の自然

ア 水辺の自然環境の保全・再生

河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。

河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。

相模川では、イシックス馬入のお花畑において、「馬入花畑の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせています。事業所で組織された平塚地区環境対策協議会が地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。また、市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校」が運営されています。

相模湾では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。

イ 川や海とのふれあい

川や海に恵まれた本市の自然環境を生かし、川や海とのふれあいを推進しています。「馬入水辺の楽校」では、子どもたちの遊びや自然体験の場として、イベントなどが実施されています。

また、地元小学生による漁船への乗船体験を支援するなど、川や海に親しむ機会を提供しています。

(4) 農地の保全と活用

ア 農業の活性化の推進

農業者の高齢化など後継者不足が進行する中、農業の活力を維持し、優良な農地の保全を図るため、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 担い手育成事業

農業生産環境の充実を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者への支援をとおして農業経営改善計画認定推進活動を実施しています。また、「農業支援ワンストップ相談窓口」を設置し、農業者からの営農相談や、農地の貸借などの相談について関係機関が連携して、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 農地の貸し借りの促進

農業者の高齢化・担い手不足により遊休農地が増加しています。農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消を図ることを目的に、農地を貸したい・借りたいという農家双方の仲立ちをして貸し借り促進の事業を行っています。

イ 環境に配慮した農業

県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努める耕畜連携事業を実施しています。また、家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

ウ 市民と農業とのふれあい

市民農園や農業体験を通じ、市民と農業とのふれあいを促進するため、市民農園の開設支援を行っています。

● 市民農園整備

平成7年度から市民農園を開設し、整備を進めています。令和4年度末現在では、23園(1,150区画)を開設しています。

■ 市民農園一覧

①	岡崎土部市民農園第1	岡崎3746-1
②	田村市民農園	田村-丁目4652
③	豊田市民農園	豊田打間木620-1
④	根坂間市民農園	根坂間12-1
⑤	万田市民農園	万田833
⑥	北金目市民農園第1	北金目899
⑦	南豊田市民農園	南豊田268-1
⑧	南豊田古川市民農園	南豊田513-1
⑨	岡崎土部市民農園第2	岡崎3624-1
⑩	北金目市民農園第2	北金目896-1
⑪	北豊田市民農園	北豊田126-1
⑫	南豊田古川市民農園第2	南豊田574-1
⑬	神田地区市民農園第2	田村-丁目4629-1
⑭	東豊田市民農園	東豊田496-1
⑮	まとい市民農園	纏414
⑯	岡崎下ノ坪市民農園	岡崎55-1
⑰	千須谷市民農園	千須谷寺ノ上26-1
⑱	豊田小嶺市民農園	東豊田283
⑲	飯島市民農園	飯島54
⑳	金田市民農園マイ菜ファーム	寺田縄457-1
㉑	吉沢市民農園	上吉沢39
㉒	西真土市民農園	西真土四丁目836-1
㉓	小鍋島市民農園	小鍋島493-1

● ひらつか花アグリ整備・推進事業

市民が農業に親しむ場として、情報発信・直売機能、大型市民農園機能などを併せ持つ「ひらつか花アグリ」の整備を進め、平成22年1月から同年4月に順次開設しました。

開設後、県や市、花菜ガーデン及び湘南農業協同組合等で組織した「ひらつか花アグリ運営協議会」において、広報活動や具体的な検討・調整を行い、農業理解及び農業振興を推進する事業展開を行っています。

ひらつか花アグリ概要

ひらつか花アグリとは、園芸や農業を体感・体験できるエリアの総称です。春・秋のバラをはじめとした四季折々の花に囲まれて、園芸や農業を学ぶことができる「花菜ガーデン」、地元の新鮮野菜や果実、平塚漁港で水揚げされた魚、地元の農作物を使ったジェラート等を販売する大型農産物直売所「あさつゆ広場」、周辺のイチゴ農家による収穫体験農園「湘南いちご狩りセンター」、農園相談ができる「農の体験・交流館」、市民農園「マイ菜ファーム」で構成されていて、エリア全体で農の魅力を発信し農業の理解促進を図っています。



Ⅱ 地産地消の促進

● 地産地消の促進

地場農水産物に関して、SNSを活用し情報発信に努めるとともに、学校給食における活用を推進しています。

学校給食では、平塚産農水産物を積極的に使用しています。平塚産農産物を使用した献立の日には、全小中学校で給食配膳ワゴンにベジタポスターを掲示し、平塚産品使用をPRしました。

● 地場産業の振興

本市と湘南ひらつかふれあいマーケット出店者会との共催により開催する湘南ひらつかふれあいマーケット(朝市)等において、出店者会が、野菜・干物・惣菜・季節の花・湘南ひらつか名産品などを販売しました。

また、市内外のイベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。



湘南ひらつかふれあいマーケット

第3章 都市環境分野

1 都市環境の現状

■「都市環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	令和4年度目標	令和4年度実績
花とみどりのまちづくりの推進・花苗の配布箇所数	40箇所	40箇所
花の名所づくり・花の名所箇所数	13箇所	12箇所
土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進・土地区画整理事業の進捗率	80%	75%
自転車通行帯の整備・平塚駅3km圏の自転車ネットワーク整備率	61%	49%
クール・タウンの普及啓発の実施・みどりのカーテンコンテスト応募者数応募件数(個人・団体)	33件	23件
防災意識の向上・防災啓発動画再生回数	155,000回	160,000回
熱中症予防への意識啓発	50人	49人

(1)公園緑地

公園や緑地は、身近なところで人と自然がふれあうことができるだけでなく、災害時の一次避難場所としての位置付けなど、防災面でも重要な役割を果たします。本市の都市公園の面積は、令和4年4月1日現在 142.06ha であり、徐々に増加しています。

◆◆公園整備状況◆◆

公園種別	箇所数	面積
街区公園	219箇所	27.91ha
近隣公園	13箇所	16.33ha
総合公園	2箇所	42.59ha
運動公園	1箇所	10.04ha
風致公園	1箇所	23.94ha
墓 園	1箇所	10.40ha
都市緑地	41 箇所	8.51ha
緑 道	4 箇所	2.34ha

(2)まちの美化

快適な生活を守り、豊かで暮らしやすい社会をつくるため、平成18年10月に「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」を施行しました。この条例では、空き缶やたばこのポイ捨て、ペットのふん尿等の放置等を禁止行為とするなど、清潔なまちづくりに向けたルールを定めるとともに、市民・事業者・市の協働で取組を推進することとしています。「クリーンひらつか指導員」や「クリーンひらつか推進員」の活動を通じて条例の周知・徹底を図るとともに、地域の自主的な美化活動を促進するため、「美化推進モデル地区」を指定し、活動の支援を行っています。

2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組

(1)みどりのネットワークの形成

ア 拠点となるみどりの確保

本市では、平成22年3月に「平塚市緑の基本計画(第2次)」を策定しました。この計画に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。

公園が清潔で市民の憩いの場として機能するように、職員の管理作業や業者への業務委託により対応していますが、公園数も増加していることから、地域住民等により公園愛護会を結成していただき、地域の財産である公園への愛護活動の積極的な参加を促進しています。

イ みどりのつながりの確保

● 公共施設や地域のみどり

公共施設に緑化の推進を図るために、花苗を配布しています。また、花とみどりのモデル地区である八重咲町自治会に花苗を提供し、地域住民の理解と協力を得ながら植栽及び管理を行っています。

● 良好な樹木等の保全

身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定と平塚市保全樹木等奨励交付金制度による維持管理費に対する助成を実施しています。

■ 保全樹林等の指定状況

樹林	8箇所	48,245.22m ²
樹木	30箇所	52本
生垣	4箇所	165.20m

(2)市民や事業者による緑化活動の支援と促進

ア 緑化に関する普及啓発

緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。また、多くの人に緑化について考えてもらうため、緑化ポスターコンクールや標語コンクールを開催しています。令和4年度は緑化ポスターコンクールに208点、標語コンクールに140点の応募があり、ポスター作品の展示会には778人の来場がありました。

イ 市民の緑化活動に対する支援

みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対して花苗等の配布や助成制度等による活動支援をしています。また、地域の人たちにより自主的な清掃活動を行う公園愛護会に対して交付金による支援、総会の開催、会報誌の発行を行っています。研修会は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。

ウ 事業所等における緑化

平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

(3) さわやかで清潔なまちづくりの推進

ア 美化推進モデル地区

平成18年10月に施行した「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づいた美化推進モデル地区を指定しています。この美化推進モデル地区の制度は、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容を審査した上で、その地域を美化推進モデル地区として指定し、活動内容に沿ったさまざまな支援を行う制度です。

モデル地区に指定した地域へ美化啓発用チラシの作成や清掃道具の提供などによる支援を行うとともに、地域内に設置した看板によってモラル向上を呼びかけるなど、地域の課題解決に向けた支援を行っています。

■美化推進モデル地区

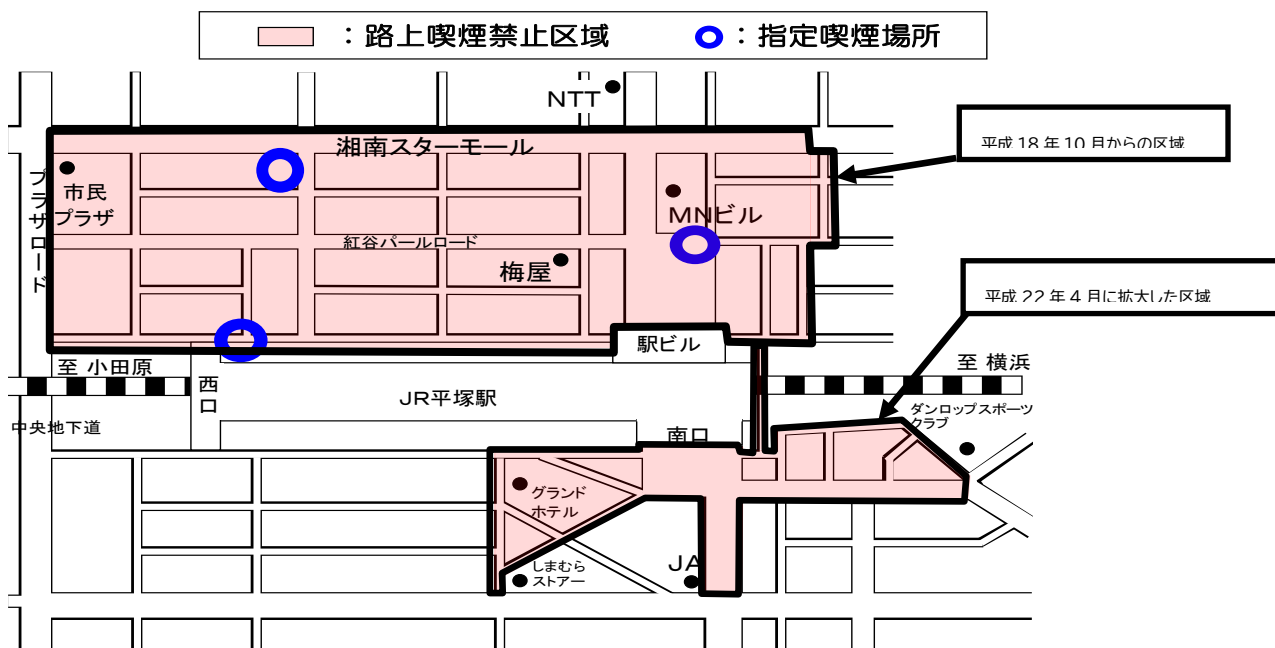
1	めぐみが丘地区自治会
2	花水地区クリーン平塚推進委員会
3	横内団地連合自治会環境部
4	湘南ひらつか・ゆるぎ地区
5	なでしこ地区自治会連絡協議会

イ 地域における美化活動

本市における美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃を実施しました。「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に定められたポイ捨て等を防止するため、各種団体の協力を得て実施しているキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止しました。

路上喫煙禁止区域

平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の施行に伴い、平塚駅北口、西口及び南口周辺を路上喫煙禁止区域に設定しています。



ウ ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進

平成30年4月に「平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン」を策定し、地域や動物病院、ペットショップなどを中心に啓発を図っています。

犬の登録や狂犬病予防注射、飼い主のマナーの啓発をするため、犬の飼い主を対象とした実技を伴うしつけ方教室の実施を予定していましたが、令和4年度は天候不順により中止となりました。

地域猫活動の取組を促進するため、野良猫問題が発生している地域で説明会を実施しました。令和4年度はオス185匹、メス242匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金の交付を行いました。保護犬や猫との里親の出会いの場として、犬猫の譲渡会を動物愛護センターと共催しました。

(4)平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

ア 景観づくり

平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」を平成20年12月に策定するとともに、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成20年12月に制定し、共に平成21年4月から施行しています。

令和4年度は、同計画・条例の周知を行うとともに、景観パネル展やわたしが好きなまちかどスケッチ展などを通じて、景観啓発を行いました。民間事業者及び公共施設整備等に対しては、「景観ガイドライン」や「公共施設景観ガイドライン」に基づき、景観の事前相談及び協議を行いました。



景観重点区域「海へのシンボル軸」

なぎさプロムナードの様子

平塚市景観計画

本市は、豊かな自然、長い歴史のなかでつくられてきたまちの姿、人々の暮らしが彩るまちの表情など、魅力的な景観に恵まれたまちです。平塚市景観計画は、このような多様な景観の良さを、多くの取組から、より魅力的に伸ばしていこうという計画です。景観類型や景観要素の特性をいかした景観づくりを進めることで、平塚らしい景観の創出をめざします。

《多面的な景観づくりの枠組みと推進体制》

- ①景観法のしくみを活用し、景観に与える影響の大きい行為について届出制度による良好な景観づくりを進める
- ②景観づくりを先導的に進めていく景観重点区域の取組をはじめ、地域の特性をいかした景観づくりを進める
- ③景観づくりの方向性や関連情報をまとめた景観要素シートを活用し、一人ひとりが景観づくりの活動を積み重ね、身近な景観要素から景観づくりを進める
- ④平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観審議会などの第三者機関をはじめ、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備する

平塚市景観条例

平塚市景観条例は、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的とし、景観法の規定に基づく手続きや、景観重点区域内で建築物の建築などを行う場合の手続き、良好な景観づくりを進めるための市・市民・事業者の責務、景観重点区域の指定、景観審議会の設置などを定めています。

イ 屋外広告物

本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成 24 年 12 月に平塚市屋外広告物条例を制定し、平成 25 年 7 月 1 日に施行しました。まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。

ウ 建築・開発の誘導

本市では、平成 20 年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行しており、建物の建築、道路や公園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

エ 平塚らしい景観の保全と活用

平塚八景やハイキングコース等を快適に利用できるよう、清掃や修繕を実施しています。また、活用を図るため、観光ガイドマップを作成し PR を行っています。

歴史的建造物の保存と活用を図るため、移築・復原した旧横浜ゴム平塚製造所記念館が八幡山公園内に平成21年4月に開館し、令和4年度は春の音楽演奏会に 257 人、秋の音楽演奏会に 247 人、利用団体による活動成果発表会に 270 人の入場者がありました。

(5)環境共生モデル都市の形成

東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、相模川を挟む本市と寒川町の東西両地区を一体化したまちづくりとしてツインシティの整備を進めています。整備にあたっては、環境に対する負荷の低減等に配慮した環境共生モデル都市をめざしています。

まちづくりの基盤整備については、平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合等により進められています。また、「環境と共生するまちづくり検討会」等において環境共生のまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

(6)交通の円滑化の推進

ア 総合的な交通計画

平成 22 年 4 月に策定した平塚市総合交通計画に基づき、高齢化の進行、人口減少社会の到来、地球環境の保全に向け、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、道路網、鉄道網、バス網、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境にも配慮した交通施設整備などの総合的な交通計画の検討を行っています。また、これに関連して、平塚市地域公共交通網形成計画を令和元年5月に策定するとともに、平塚市自転車利用環境推進計画を踏襲した平塚市自転車活用推進計画を令和 2 年3月に策定しました。

イ 交通による環境負荷の低減

交通の円滑化や環境に対する負荷の低減を図るため、交差点の円滑化の推進や、路線バス・鉄道等の利便性向上や利用促進に向けて、平塚市地域公共交通活性化協議会を開催する等、関係機関との協議を進めています。路線バスについては、市民向けに作成した手引きを使い、持続可能な交通手段の確保に向けて、公共交通の利用促進を図るとともに、ニーズに応じたバス路線の再編について、バス事業者等と協議しました。鉄道については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、商業関係者とともにJRなどの関係機関に要望活動を実施しました。

ウ 自転車の利用しやすいまちづくり

平塚山下線や平塚大磯海岸線など、自転車の利用者が多い平塚駅周辺へ接続する道路に自転車通行位置の明示をおこない、自転車の走行環境を改善し、自転車の利用促進を図ることができました。

自転車等利用マナー向上の啓発事業と放置自転車等の撤去を継続して実施しました。



平塚山下線



平塚大磯海岸線

(7) ヒートアイランド対策の推進

ア ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象による気温の上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。本市では、身近な公園緑地の整備を進めるとともに、ひらつかCO₂CO₂(コツコツ)プランへの取組の呼びかけや、グリーンカーテンを普及するため、みどりのカーテンコンテストを開催しました。また、公共施設にゴーヤ等によるグリーンカーテンを設置することで、ヒートアイランド対策のPRをしました。



令和4年度みどりのカーテンコンテスト 教育機関等の部
最優秀賞 平塚市立ひばり幼稚園

(8) 風水害対策の強化

ア 防災対策の推進

各種ハザードマップの見方や使い方に加え、「マイ・タイムライン」を普及する訓練や講話を実施し、さらに防災啓発動画を公開したことで、市民一人一人の防災意識の向上を図り、風水害から身を守るための適切な避難行動をとれるよう推進しました。また、訓練や講話において、ほっとメールひらつかの登録を呼びかけ、登録者数の向上を図りました。

イ 浸水対策の推進

市街化の進展や激甚化・頻発化する水害に対し、緊急かつ効率的に浸水被害の軽減を図るため、重点的に対策を行うべき地区を選択し、公助・自助を組み合わせた総合的な浸水対策である「平塚市総合浸水対策基本計画」に基づき、浸水対策に取り組んでいます。自助(市民が自分で対応する)の支援として、新たに土のうステーションを3箇所に設置しました。また、公助(市の浸水対策)として、雨水本管の整備やゲートの改修を実施しました。

浸水対策は、「平塚市総合浸水対策基本計画」に基づき、5年ごとに効果検証や最新の状況を反映した実施計画を策定し取り組んでいるため、令和6年度からの実施に向けた計画策定を進めています。

(9)熱中症対策の推進

ア 熱中症対策の推進

熱中症予防行動を促すため、市ホームページで熱中症対策のお知らせをするほか、7・8月の暑さ指数28以上で防災行政無線を活用するとともに、6～9月の熱中症予防強化期間にLINEでも8回周知しました。

適切な熱中症対策を行うことができる「熱中症対策アドバイザー」の講習会を開催し、新たに24人が認定を受けました。

第4章 地球環境分野

1 地球環境の現状

■「地球環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	令和4年度目標	令和4年度実績
日常生活における環境への配慮の取組の促進・ コソコソプランの小中学生の参加者の割合	45%	49%
高効率住宅の普及促進・ ZEH補助件数・累計	30件	24件
事業者のCO ₂ 削減につながる設備投資支援・脱炭素化 及び生産性の向上に係る設備導入の支援件数	32件	6件
公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推 進・消費電力に対するカーボンフリーのエネルギー調達 の割合	30%	30%
ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発・市民一人当 たりのごみ排出量	861g	818g (速報値)
ごみの排出ルールの徹底や指導・ごみの資源化率	27.9%	25.1% (速報値)

(1)脱炭素社会の実現に向けた取り組み

ア 地球温暖化の防止

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、海水面の上昇や気候変動、動植物の生態系への影響等、私たちの生活への深刻な影響が懸念される中、地球温暖化対策に関する国際的な合意に向けた協議が進められています。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐためにも、今、温暖化防止に向けた行動を実践していくことが求められています。

本市では、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等を踏まえて、地球温暖化対策実行計画を編入した平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)を平成29年3月に策定しました。この計画に基づき、市域及び本市の事務・事業活動から排出される温室効果ガスの削減目標を定め、排出量を推計しています。また、削減目標達成のために取組を設定し、市民や事業者を取組を呼びかけるとともに、取組を促進するための施策を実施しています。

なお、令和4年3月に平塚市環境基本計画の中間見直しを行いました。

《平塚市の温室効果ガス排出量の削減目標》

平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)

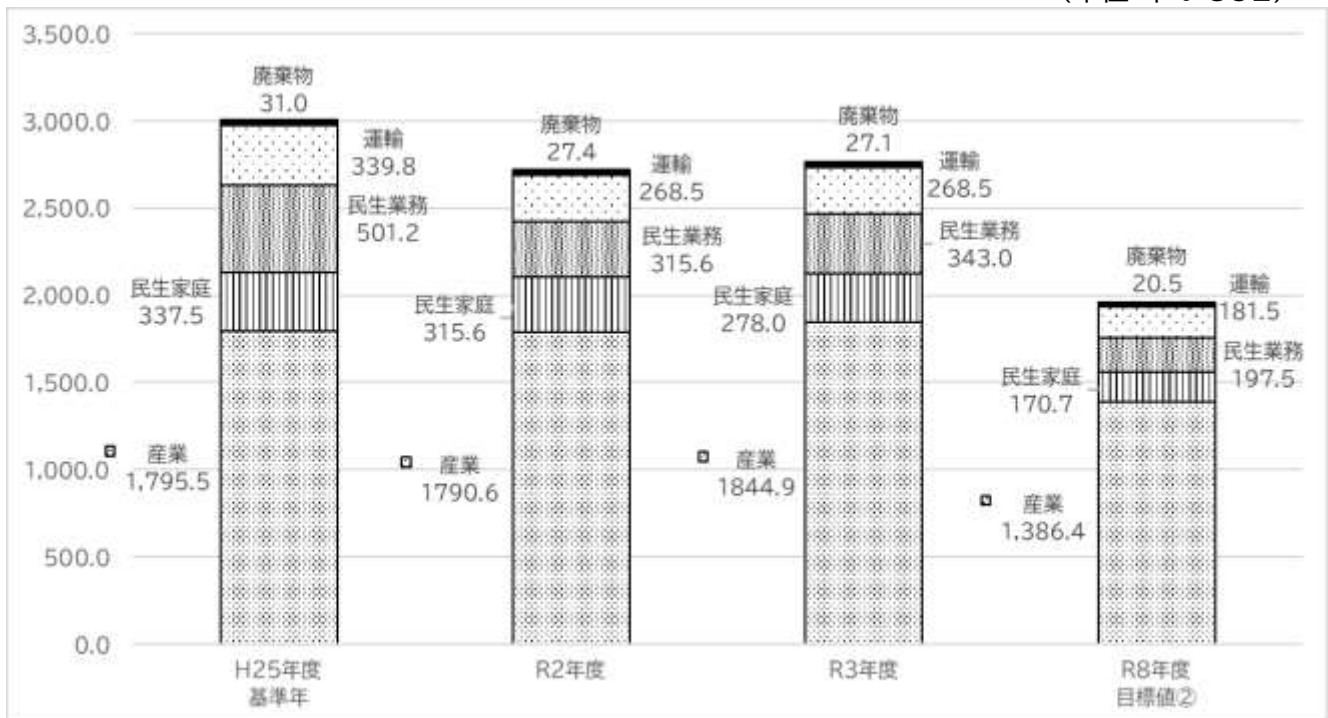
2026年度における市内からの二酸化炭素排出量を平成25年度(2013年度)の二酸化炭素排出量から18.5%削減(※)することをめざします。※ なお、中間見直し後は、34.9%削減に変更されています。

◆◆平塚市域における令和3年度二酸化炭素排出量◆◆ (単位:千 t-CO₂)

		H25年度 基準年	R2年度	R3年度①	R8年度 目標値②	※現状で求められる 削減量③ (①-②)	
CO ₂		3,005.0	2,717.7	2,761.5	1,956.6	805	-29.1 %
部門別 排出量	産業	1,795.5	1790.6	1844.9	1,386.4	459	-24.9 %
	民生家庭	337.5	315.6	278.0	170.7	107	-38.6 %
	民生業務	501.2	315.6	343.0	197.5	146	-42.4 %
	運輸	339.8	268.5	268.5	181.5	87	-32.4 %
	廃棄物	31.0	27.4	27.1	20.5	7	-24.4 %

※削減量③は、小数点以下を四捨五入し掲載しています。

◆◆平塚市域における二酸化炭素排出量の推移◆◆ (単位:千 t-CO₂)



令和2年度の二酸化炭素排出量と比較して、二酸化炭素排出量は約43万8千百トン増加しました。

なお、平成25年度(基準年)と比較して約243万5千トン減少しました。部門別の二酸化炭素排出量は、平成25年度(基準年)と比較して産業部門は増加していますが、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門、廃棄物部門は減少しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務の割合が増加したことが原因の一つとなり、産業部門及び民生業務部門は減少した一方で民生家庭部門は増加しました。令和3年度については、逆転しています。

◆◆本市の事務事業(平塚市役所の業務)からの二酸化炭素排出量の推移◆◆

(単位:kg-CO₂)

	2013年度(基準年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	削減率 (2013年度比)	削減率 (2020年度比)
電気	18,400,164	16,283,947	14,897,211	13,274,775	13,044,424	29.1%	1.7%
ガソリン	326,301	254,794	222,694	181,842	183,012	43.9%	-0.6%
灯油	331,962	236,222	238,418	348,799	283,663	14.5%	18.7%
軽油	729,606	753,406	724,247	720,055	688,449	5.6%	4.4%
A重油	228,551	142,004	175,066	127,370	114,633	49.8%	10.0%
LPG	239,846	126,044	124,758	109,602	113,383	52.7%	-3.4%
都市ガス	4,277,733	3,724,324	3,785,797	3,559,974	3,882,506	9.2%	-9.1%
CNG	36,321	0	0	0	0	100.0%	
小計	24,570,484	21,520,741	20,168,192	18,322,417	18,310,069	25.4%	0.1%
一般廃棄物	19,613,492	23,022,686	20,588,932	18,807,959	18,324,692	6.6%	2.6%
合計	44,183,977	44,543,427	40,757,124	37,130,376	36,634,762	16.0%	1.3%

※表の二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく数値です。令和4年度(2022年度)の排出量は、算定基礎となるデータ収集の都合により、令和5年度(2023年度)環境年次報告書に掲載予定です。

令和3年度(2021年度)の本市の事務事業(市役所の業務)に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、36,634トンで、令和2年度と比較して496トン減少しています。

令和3年度は、前年度、新型コロナウイルス感染症対策のために閉鎖していた公共施設が、概ね通常どおりの開館となったことから、前年度比でのエネルギー削減率は、全体として、ほぼ横ばいとなりました。電力使用による二酸化炭素排出量は、基準年度比29.1%の減少となりました。

また、一般廃棄物の二酸化炭素排出量は、可燃ごみに含まれる合成樹脂類の割合等によって変化します。令和3年度は、基準年度比6.6%の減少となりました。

全体の排出量は、基準年度(平成25年度)と比較して16.0%の削減となりました。

(2)再生可能エネルギー導入の推進

本市では、再生可能エネルギーに関する普及啓発事業等を実施することで、市民に再生可能エネルギーに関する情報を提供するとともに、公共施設に率先して再生可能エネルギーを導入し、普及を図ります。

温室効果ガスの削減のためにも、再生可能エネルギーの導入をより一層進めていく必要があります。

(3)ごみの減量化・資源化の推進

平成16年4月に平塚市リサイクルプラザ(愛称くるりん)を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック(プラクル)の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。

また、平成25年10月に稼働した環境事業センターは、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会実現に貢献すべきものとして位置付けをしており、「安心・安全な処理体制の確保」、「低炭素社会実現への貢献」、「焼却残さの有効利用・最終処分量の低減」、「環境教育への貢献」、「効率性の確保」、「周辺環境・周辺地域への配慮」という6つのコンセプトを掲げ、運営を行っています。

循環型社会実現に向けて、「5R」(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リニューアブル)を推進しています。



平塚市環境事業センター

2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組

(1) 脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進

本市では、環境に配慮したくらしの浸透・定着を図るため、家庭向けに情報発信や実践への支援を推進し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO₂CO₂(コツコツ)プラン」への参加の呼びかけや、地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す「COOL CHOICE(クールチョイス)ひらつか」等を実施することで、環境に配慮したくらしの普及を図っています。

ア COOL CHOICE(クールチョイス)ひらつか

本市では、国が進める地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE(クールチョイス)」に賛同し、「COOL CHOICE(クールチョイス)ひらつか」として、令和4年度は、「ひらつかクールシェア2022」、「ライトダウンひらつか」を実施しました。

● ひらつかクールシェア2022

涼しく過ごせる市内の公共施設をクールシェアスポットとして紹介し、市民に利用していただくことで、家庭でのエアコンの使用を削減しました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した上で、7施設(民間屋外1施設、市6施設)をクールシェアスポットとして紹介しました。

● ライトダウンひらつか

市内の事業所や家庭に一斉消灯と星空の観察を呼び掛け、地球温暖化や過剰な照明の問題を考えてもらいました。

令和4年度は、令和5年1月13日(金)に市内一斉消灯を呼び掛け、市内の16事業所等が協力宣言をしました。

ひらつか CO₂CO₂ (コツコツ) プラン

地球温暖化防止に向けた京都議定書が平成17年2月に発効し、ひとりでも多くの人々が温暖化防止のために行動することが求められていることから、本市では、平成17年8月から「ひらつか CO₂CO₂ (コツコツ) プラン」を開始しました。

ひらつかCO₂CO₂(コツコツ)プランは、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出量削減をめざし、日常生活の中でできることから取り組むという運動です。令和4年度の一般家庭編は、1,010人の参加がありました。また、小・中学生編には9,375人の参加がありました。

◆◆ひらつか CO₂CO₂(コツコツ)プランの仕組み◆◆

取り組むメニューを決めましょう

小中学生編

行動メニューから、取り組む項目を選びます。



実行しましょう

選んだ行動メニューに従って取組をはじめ、夏休み期間続けます。



提出しましょう

提出用紙に必要事項を記載し、環境政策課へ。

※行動メニュー等の詳細については、次のホームページをご覧ください。

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02479.html

補助金制度

本市では、身近な資源‘雨’を活用する雨水貯留槽施設・浄化槽転用雨水貯留槽施設の購入費用の一部を補助する事業を実施しました。

雨水タンク	補助対象施設 容量が100リットル以上あり、雨どいからの集水管、雨水貯留槽本体及び排水管で構成される施設 補助金額 雨水貯留槽本体購入価格の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とします
浄化槽転用雨水タンク	補助対象施設 公共下水道排水設備工事を実施する際、不用となる既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨どいからの集水管、浄化槽本体、ポンプ設備(固定式)、散水設備及び排水管で構成される施設 補助金額 設置工事費用の2分の1以内の額とし、40,000円を限度とします

※記載内容は、令和4年度の補助制度

(2)再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進

ア 一般家庭への高機能住宅の普及促進

建築物省エネルギー性能表示制度などの活用による省エネルギー機器等の導入を促進するとともに、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の認知の向上とその普及を促進するため、ZEH住宅を建設した方に対する補助事業のほか、令和4年度はZEHパートナー事業者と連携し、夏季及び冬季に宿泊体験会を実施し、市民に対してZEH住宅の魅力を発信しました。

イ 環境に配慮した事業活動の普及

環境に配慮した事業活動を促進するため、太陽光発電システムや雨水活用設備など、環境配慮のための設備導入に対する支援をしています。また、本市も一事業者として環境に配慮した率先行動を行っています。

市内中小事業者への脱炭素化支援策として、令和3年10月から電気自動車等の導入に係る経費の一部補助を開始しました。

また、令和4年度からは、脱炭素・省エネに資する設備の導入経費の一部補助を開始したほか、これらの補助制度に加え、設備資金や減税制度等を纏めた「脱炭素支援パッケージ」を打ち出し、事業者の脱炭素化の取組を多方面から促進しました。

本市の事業活動における環境への配慮としては、環境マネジメントシステムの運用や環境に配慮した公共施設の整備を推進しています。

ウ 再生可能エネルギー等の地産地消の促進

パネル展等を通して、温室効果ガスの排出が少ない電力事業者など、環境に配慮した電力契約の普及啓発を行いました。

令和4年度は、令和4年11月26日（土）に開催したくるりんまつりにて電力の地産地消パートナー事業者の紹介パネル展示を実施しました。

エ 環境に配慮した次世代自動車等の導入促進

● 電気自動車の充電設備の設置

地球温暖化対策の一環として、電気自動車の利用しやすい環境整備を進めるため、平塚市役所本館に電気自動車の充電器を設置し、平成30年1月4日から利用を開始しました。

平塚市が設置した急速充電器1基と、駐車場の管理運営会社が設置した普通充電器2基があり、そのうち急速充電器は、電力の地産地消を進めるため、平塚市環境事業センターでごみ焼却時に発生する熱を利用して発電した電力を供給しています。



市庁舎本館に設置された
電気自動車用急速充電器

● ひらつかEV推進アクション2022の実施

平塚市制90周年ひらつか環境フェア2022の会場において、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の普及を促進するために、ひらつかEV推進アクションを実施しました。当日は、給電デモンストレーション及びプロパイロットパーキングを実施しました。



● 路線バス電動化の促進

脱炭素社会の形成に向け、環境負荷の低い路線バス運行を実現するため、令和4年 4 月から、市内路線バス事業者に対し電気バス及び電気バス用充電設備の導入に係る経費の一部補助を開始し、累計2台の電気バス、2台の電気バス用充電設備が導入されています。

オ 脱炭素社会へ向けた技術革新への支援

波力発電の低コスト化に資する新型発電機の陸上試験等の共同研究を支援しました。また、次の波力発電所の設置に向けた検討を進めました。

産学との脱炭素に関する共同研究を支援すると共に、地域産業の活性化を図りました。令和4年度の脱炭素に関する共同研究の支援件数は2件でした。

(3)廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

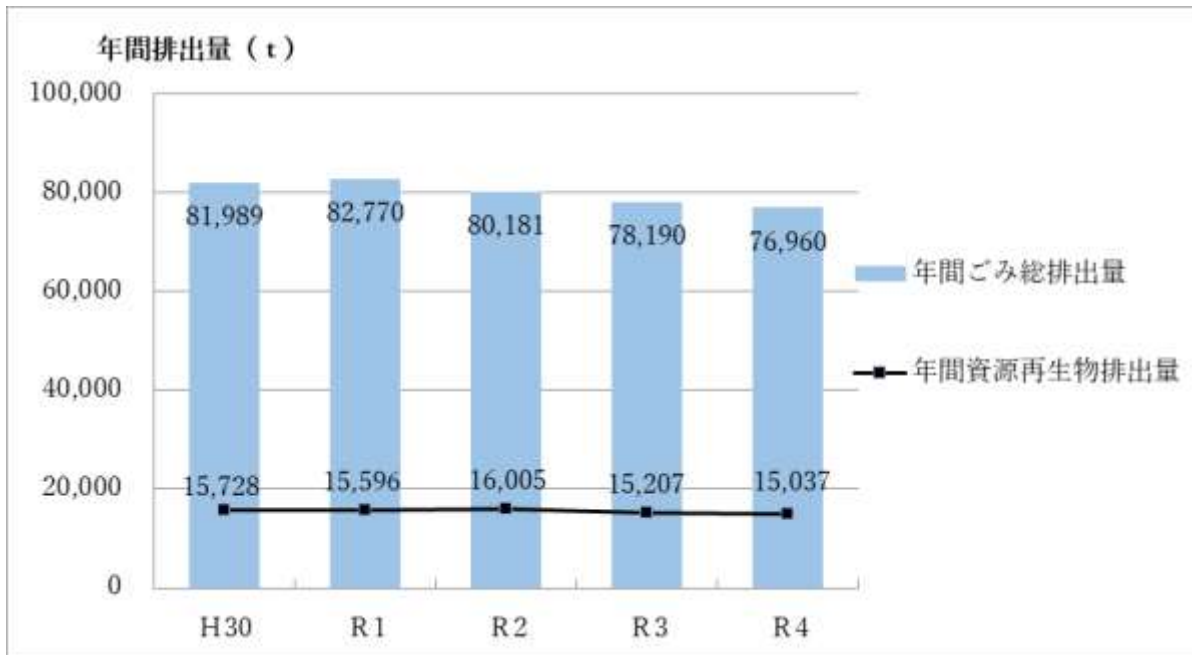
ア 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

関係団体と連携したごみ減量・資源化に向けた普及啓発や、包装の簡素化、買い物袋の持参を推進する平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度のPRなどを行っています。平塚市ごみ減量化推進委員会では毎年 10 月に各地区のスーパーなどでマイバッグ持参率調査を行っています。

イ 廃棄物の適正処理の推進

平成 25 年 10 月から稼働した環境事業センターでは焼却残さの全量を資源化しています。一市二町(平塚市、大磯町、二宮町)の広域化ごみ処理施設である当センターでは、環境に配慮した効率的なごみ処理が可能となるとともに、ごみ焼却熱によって生み出された電力を有効利用するなど、循環型社会の実現に貢献しています。

◆◆資源再生物・ごみの年間排出量の推移◆◆



(4)不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。また、不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。

ごみの分別にご協力ください

可燃ごみの中には、古紙として再生できる紙類が含まれています。名刺以上の大きさの紙は、分別すれば再生紙などの資源になります。環境負荷低減のため、分別にご協力をお願いします。



《名刺サイズ》

第5章 環境保全活動等

1 環境保全活動等の現状

■「環境保全活動等」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	令和4年度目標	令和4年度実績
わかば環境ISOの推進・参加校・園数	57校・園	58校・園
市民活動団体等と連携した出前講座等の実施・講座開催回数	15回	17回
ひらつか環境フェアの実施・参加人数	150人	238人
ひらつか環境ファンクラブの活動の促進・ひらつか環境ファンクラブ団体会員数	団体会員 30団体	団体会員 29団体

環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する「環境市民」を増やし、取組を広げていくことが必要です。

市内では、学校や事業所、地域など、それぞれの場において環境教育や環境保全活動が進められています。幼稚園・認定こども園・小中学校・中等教育学校では、「わかば環境 ISO」(学校版環境 ISO 制度)に沿って園ぐるみ・学校ぐるみで特色ある環境教育が進められています。事業所では、ISO14001 の認証取得などによる事業活動を通じた環境配慮の取組が行われています。地域では、市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、行政による連携した活動が展開されています。また、環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等を行っています。

本市では、環境教育の場の提供や各主体への情報提供などにより、「環境市民」の活動を促進するための支援を行っています。

2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

(1)幼稚園・小中学校などでの環境教育

ア わかば環境ISO

「わかば環境 ISO」は、環境保全を目指し、身近な学校生活から園児・児童・生徒・教員等が園ぐるみ・学校ぐるみで環境にやさしい活動を継続して実践するための本市独自の制度です。すべての市立幼稚園(2園)・公立認定こども園(1園)・市立小中学校(43 校)と私立幼稚園(6園)・私立認定こども園(5園)・県立中等教育学校(1校)で取組を進めています。園・学校では、国際規格であるISO14001 の環境マネジメントシステムを基本として、取り組むメニューを決め(P)、実行・実践(D)、結果の記録(C)をもとに、役割やメニューを定期的に見直し(A)、毎年繰り返して取り組んでいます。

● 取組の推進

取組の内容は、共通メニュー(省資源、省エネ、ごみの減量化)と独自メニューがあり、園・学校ごとに自由に取り組むメニューを選びます。園・学校での取組を充実していくため、「担当者合同研修会」を活用した先進的な取組事例に関する情報提供や、発達段階に応じた取組の例としてホームページを活用して幼稚園や認定こども園、小中学校、中等教育学校の取組を紹介しています。

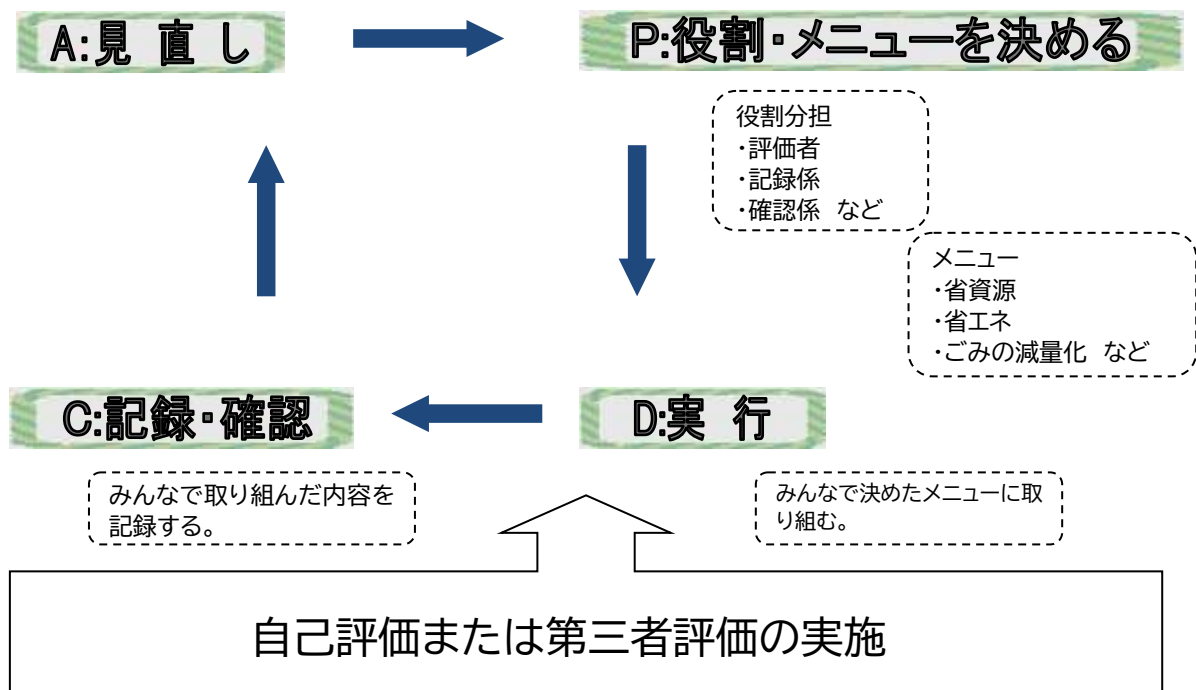
■独自メニューの主な取組

グリーンカーテンの活用／エコ通信の発行／園地のビオトープ化／食農教育／ゴミの分別とリサイクルボックスの設置／フラワーボランティアによる校内緑化推進／ペットボトルキャップの回収／裏紙回収ボックスの設置／ゴミの持ち帰り運動／「振り返りカード」の活用／エアコンの設定温度の調節など

● 評価・わかば証書の交付

平成21年度からは、制度の簡素化を図り、各園・学校ごとに依頼した評価者による評価を実施しています。また、3年に1度、各園・学校の代表者が出席していた認定証交付式に代わり、平成21年度から評価者による評価の結果を踏まえ、「わかば証書」を交付しています。令和4年度は、58校・園の小・中学校、中等教育学校、幼稚園、認定こども園に証書が交付されました。幼稚園、認定こども園、小学校においては2～3年かけて、希望する全園・校に事務局職員が訪問して直接交付します。

わかば環境ISOの仕組み



イ 保育園における環境への取組

七夕飾りやその他製作にペットボトルや牛乳パック等廃材を利用し、有効活用を進めています。また、ゴーヤ等を利用したみどりのカーテンの作製や、各クラスに可燃ごみ、プラクルのごみ箱を設置して分別を意識づけ、一部の園ではコンポストを利用して自宅の食材等廃棄物を肥料にリサイクルする取組、手洗いや水遊び時に節水を心がけるなど、園生活の中で子どもたちに資源の大切さを伝えています。さらに、園だよりや開放だより等で環境配慮行動に関する情報を発信し、家庭に対しても環境配慮を呼びかけています。

(2)地域における環境教育・環境学習の充実

ア ごみ学級

小学校4年生を対象に、身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級」を毎年実施しています。ごみ学級は、ごみの分別などについて小学生が分かりやすく、関心を持てるよう、環境事業センターの見学などを交えて開催しています。

イ ごみ収集車見学会

保育園、幼稚園児を対象に各園でごみ収集車の見学等を行い、環境学習のきっかけづくりとしています。

ウ 環境学習ガイドホームページ

学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成19年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。内容は、「生き物」、「川と水」、「空気」、「食べ物」、「ごみ」、「エネルギー」の6つのカテゴリーから環境問題を考えられるようになっており、本市の環境の現状についても分かりやすく解説しています。

エ わたしたちの平塚

市内小学校の新3年生に小学校社会科副読本「わたしたちの平塚」を配布し、身近な環境に関する学習機会を提供しました。

オ 環境ポスターコンクール

作品の創作等を通じて小・中学生の環境への関心を高めるため、「ひらつか環境ポスターコンクール」を実施しています。令和4年度は、小学生の部128点、中学生の部242点、合計370点の作品が寄せられました。

カ 環境学習講座等

子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催しています。また、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室(びわっ子クラブ)」や「自然教室」、「みんなで調べよう」など、自然や環境について学べるさまざまな学習機会を提供しています。

■令和4年度に実施した環境教室

◆夏休みこども環境教室(里山編)
内 容:里山内の散策、昆虫探し
実施日:令和4年7月30日(土)
参加者:27人



◆夏休みこども環境教室川編
(金目川の生き物観察会)
内 容:水中に住む生き物調べ、
みんなで作るミニ水族
館と魚とのふれあい
実施日:令和4年7月31日(日)
参加者:53人

◆こども環境教室 海岸編
内 容:海洋プラスチックの講義、
蜜蝋ラップの説明及び実
演、マイクロプラスチック
採取体験
実施日:令和4年11月20日(日)
参加者:49人



◆こども環境教室 エネルギー編
「エコキャンドル作り教室」
内 容:使用済み油からオリジナルろ
うそくの作成、環境に関す
るクイズ
実施日:令和4年12月17日(土)
参加者:10人

キ 出前講座

地球温暖化などの環境対策を分かりやすく学べる機会として、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。学校や地域を対象に、令和4年度は17回開催し、733人が受講しました。

ク ひらつか環境フェア

市民団体等と協働し、子どもや親子を対象に、環境への意識啓発と体験学習のイベントを実施しています。令和4年度は7月に開催し、238人が参加しました。

ケ 環境保全に関するリーダー等の養成

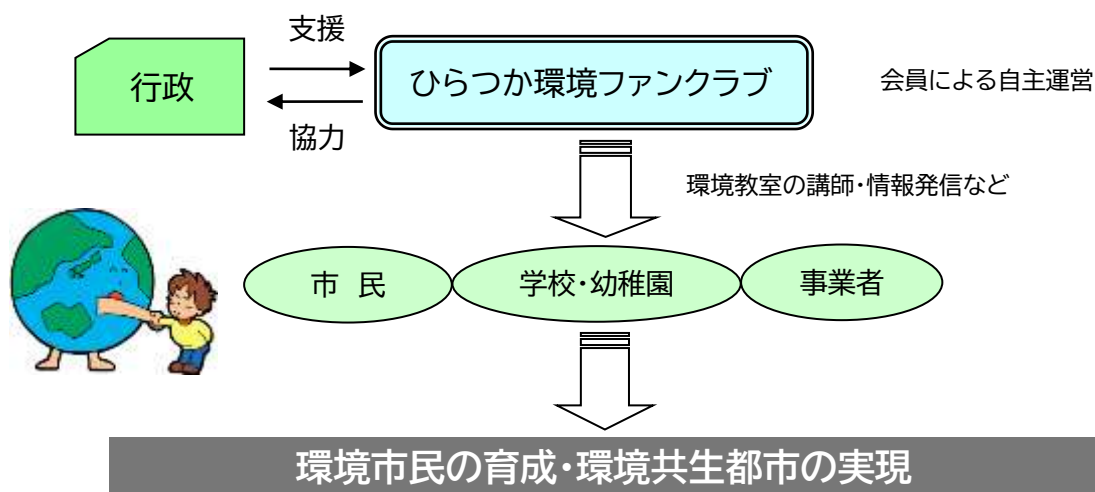
より多くの市民が環境活動に取り組むため、環境問題の現状について学べる機会として、「平塚市環境市民講座」を実施しています。令和4年度は16人が受講しました。また、市民活動の環境活動を広く情報発信する場として、活動のパネル展示を実施しました。

(3)市民活動や企業の取組に対する支援

ア ひらつか環境ファンクラブ

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。

環境ファンクラブの仕組み



※活動の詳細等は、次のホームページをご覧ください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02467.html

● 会員構成

会員は、18 歳以上の個人又は市内で活動している団体で、環境関係の有識者や実践者、環境に興味がある人を対象としており、身近なごみ問題から自然環境保全、地球温暖化対策など、さまざまな分野で活動している市民又は団体が登録されています。令和5年3月末現在では、82 個人・29 団体が登録しています。

■ ひらつか環境ファンクラブ団体会員(令和5年3月末現在)

団体名	活動分野	団体名	活動分野
桂川・相模川流域協議会 相模川湘南地域協議会	自然環境	平塚をみがく会	都市環境
金目川水系流域ネットワーク		NPO法人環境デザインセンター	
里山をよみがえらせる会		環境にスマイル、ひらつか	
そうびの会		漂着物を拾う会	
NPO 法人暮らし・つながる森里川海		ひらつかEサービス	
エコ・ミュージアム金目まると博物館推進委員会		平塚市料理飲食業組合連合会	
社会福祉法人 進和学園 しんわルネッサンス		ごみを活かす会	地球環境
土屋里地山再生グループ		石けんビレッジ	
学校法人平岡学園 平岡幼稚園		湘南地域行政モニターOB会	
神奈川県地球温暖化防止活動推進員平塚・大磯・二宮地区会		NPO法人かながわ天ぷら油回収センター	
湘南 1000 年の森倶楽部		NPO法人ひらつかエネルギーカフェ	
河内川あじさいの会		平塚友の会	
子供と親の環境教室「地球っ子ひろば」	環境教育	NPO法人 WE21 ジャパンひらつか	
NPO法人神奈川県環境学習リーダー会		ペットキャップリサイクル湘南	
ひらつかグリーンクラブ			

● 活動内容

令和4年度は、「市制施行90周年ひらつか環境フェア2022」に参加し、小学生を対象にした環境教室を実施しました。

また、環境市民講座やひらつか環境ファンクラブ会員の日頃の活動を発表することにより、市民や会員の環境意識啓発を図ることを目的とした活動発表会を実施しました。



市制施行90周年ひらつか環境フェア
2022 に参加した様子

イ 地域の環境保全を担う団体への支援

緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やチラシの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。



第3部

令和4年度環境基本計画 事業実績及び評価

- 1 評価基準
- 2 施策分野ごとの評価
- 3 計画全体の評価
- 4 個別施策ごとの事業実績及び評価

1 評価基準

評 価	実績値、実施内容に対する評価		
	評価基準		
	数値目標がある場合	数値目標がない場合	
	達成率100%超	目標を超える実績が得られた場合	5
	達成率80%以上 100%以下	目標を達成した場合 目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合	4
	達成率50%以上 80%未満	概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合	3
	達成率10%以上 50%未満	あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合	2
	達成率10%未満	目標値を著しく下回った場合 計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合	1
	その他	方針を変更又は廃止した場合 未実施又は実績等がでておらず評価できない場合	—

2 施策分野ごとの評価

(1) 安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
1 安全な生活環境を確保します (生活環境分野)	4.1	1-1 大気環境・水環境を保全します	4.2	1 大気環境の保全対策の促進	4.5	①事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進	4.0
						②大気汚染状況の監視測定等の実施	5.0
				2 水環境の保全対策の促進	4.0	①家庭からの生活排水の適正な処理の促進	4.0
						②事業活動に伴う排水の適正な処理の促進	4.0
						③水質汚濁状況の監視測定等の実施	4.0
		1-2 安全で快適な生活環境を確保します	4.0	1 化学物質対策の促進	4.0	①化学物質に関する情報収集・提供	4.0
						②化学物質対策の促進	4.0
				2 土壌汚染・地下水汚染への対応	4.0	①土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	4.0
						②地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認	4.0
				3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組	4.0	①自動車や新幹線による騒音・振動への対応	4.0
						②工場・事業場に対する規制・指導の実施	4.0
③悪臭への対応	4.0						
④地盤沈下の防止	4.0						

施策No.	施策（「※」：重点施策）	評価	施策の説明
1	工場・事業場に対する指導等の実施	4	施策分野全体の評価としては、「4.1」となり、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価を得ることができました。 「施策No.2」については、目標を超える実績を得ることができ、他の施策についても「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）の評価を得られました。今後も、市ウェブサイト、広報紙等を通して市民に事業を周知し、分野に位置付けられた各施策を着実に実施することで、安全な生活環境の確保を推進します。
2※	大気汚染状況の監視測定等の実施	5	
3	浄化槽の設置促進	4	
4	水洗化の促進	4	
5	工場・事業場に対する指導等の実施	4	
6	水質汚濁状況の監視測定等の実施	4	
7	化学物質に関する情報収集・提供	4	
8	化学物質の適正管理の促進	4	
9	ダイオキシン類対策の促進	4	
10	土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	4	
11	地下水汚染状況の監視測定の実施	4	
12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施	4	
13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応	4	
14	工場・事業場に対する規制・指導の実施	4	
15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実	4	
16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導	4	

(2)自然環境を保全・再生します(自然環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
2 自然環境を保全・再生します(自然環境分野)	4.1	2-1 生物多様性を保全します	4.1	1 生物多様性の保全対策の推進	4.1	①野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の推進	4.0
						②生物生息空間の保全対策の推進	4.0
						③野生生物への理解の促進	5.0
						④有害鳥獣対策の推進	4.0
						⑤特定外来生物の防除	4.0
						⑥生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進	4.0
		2-2 里山を保全・再生します	4.0	1 里山の保全・再生とふれあいの推進	4.0	①西部丘陵地域資源まちづくり支援	3.0
						②市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	4.0
						③里山の自然とふれあいの促進	5.0
		2-3 水辺の自然を再生します	4.2	1 川や海の水辺の自然環境の再生とふれあいの推進	4.2	①川や海の水辺の自然環境の保全と再生	4.2
						②川や海とのふれあいの促進	4.2
		2-4 農地を保全・活用します	4.0	1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進	4.0	①農業活性化の推進	4.2
						②農業とのふれあいの促進(都市農業理解の促進)	3.3
						③地産地消の推進	4.5
				2 環境に配慮した農業の推進	4.0	①環境保全型農業の促進	4.0
						②家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	4.0
						③自然環境に配慮した農業基盤の整備	4.0
						④気候変動への適応	4.0

施策No.	施策（「※」：重点施策）	評価	施策の説明
17※	生物多様性の保全に向けた取り組みの推進	4	施策の分野の評価としては、「4. 1」となり、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価を得ることができました。 「施策No.21」「施策No.27」「施策No.38」「施策No.41」「施策No.49」については、目標を超える実績を得ることができました。一方で、「施策No.46」については、新型コロナウイルス感染症の影響で集客する事業が一部中止となったため、「2」（達成率10%以上50%未満）の評価となりました。 前年度は中止となっていた事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上で、施策を推進できるよう事業実施団体と協力しながら実施することができました。今後も、コロナ禍においても施策を推進できるよう工夫しながら施策を進めていきます。
18	野生生物等の情報収集・発信	4	
19	みどりと水辺のネットワークの形成	4	
20	里山体験教室等の開催	4	
21※	自然についての観察会等の実施	5	
22	鳥獣による生活被害防除の推進	4	
23	特定外来生物の防除	4	
24	市民活動団体等の活動促進	4	
25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業	3	
26※	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	4	
27	里山体験教室等の開催（再掲）	5	
28	水辺・海辺の市民活動の促進	4	
29	海岸侵食対策の促進	4	
30	海底耕うんの実施	5	
31	桂川・相模川流域協議会への参加	4	
32	金目川水害予防組合の活動の支援	4	
33	湘南里川づくりへの参加	4	
34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援	4	
35	馬入花畑の整備	4	
36	水辺の散策路の維持管理	4	
37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	4	
38	漁業理解の促進	5	
39	稚魚放流体験の実施	4	
40	担い手育成事業	4	
41	農地の貸し借りの促進	5	
42	農業振興地域整備計画の推進	4	
43	スマート農業の促進	4	
44	有害鳥獣による農業被害対策の推進	4	
45※	市民農園の利用促進	4	
46※	農業理解の促進	2	
47	農の多面的機能の支援	4	
48	地産地消の推進	4	
49	地場産品の普及	5	
50	環境保全型農業の促進	4	
51	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	4	
52	自然環境に配慮した農道・水路等の整備	4	
53	気候変動への適応	4	

(3)快適な都市環境を保全・創造します(都市環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
3 快適な都市環境を保全・創造します(都市環境分野)	4.0	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	4.0	1 みどりのネットワークの形成	3.9	①拠点となるみどりの確保	4.0
						②みどりのつながりの確保	4.0
						③市民や事業者による緑化活動の支援と促進	3.7
				2 さわやかで清潔なまちづくりの推進	4.0	①さわやかで清潔なまちづくりの推進	4.0
						②ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進	4.0
				3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	4.1	①平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	4.0
						②平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用	4.3
		3-2 環境共生型のまちをつくります	4.0	1 環境共生モデル都市の形成	4.0	①ツインシティの形成に向けた取組の推進	4.0
				2 交通の円滑化の推進	4.0	①交通による環境負荷の低減	4.0
						②自転車の利用しやすいまちづくり	4.0
						③交通の分散と円滑化	4.0
		3-3 気候変動に適応したまちをつくります	4.1	1 ヒートアイランド対策の推進	3.8	①ヒートアイランド対策の推進	3.8
				2 風水害対策の強化	4.3	①防災対策の推進	4.0
				3 熱中症対策の推進	4.5	②浸水対策の推進	4.5
						①熱中症対策の推進	4.5

施策No.	施策（「※」：重点施策）	評価	施策の説明
54	身近な公園整備の推進	4	施策分野全体の評価としては、「4.0」となり、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合)の評価を得ることができました。「施策No.70」「施策No.86」「施策No.88」「施策No.90」については、目標を超える実績を得ることができました。一方で、「施策No.58」「施策No.85」「施策No.87」については、新型コロナウイルス感染症の影響で集客する事業が一部中止となったため、「3」(概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合)の評価となりました。今後も、分野に位置付けられた各施策を着実に実施することにより、快適な都市環境の保全、創造を推進していきます。
55※	花とみどりのまちづくりの推進	4	
56	良好な樹木等の保全	4	
57	道路沿いの緑化	4	
58	緑化に関する普及啓発の実施	3	
59	市民の緑化活動に対する支援	4	
60	事業所等における緑化の促進	4	
61	美化推進モデル地区における取組の支援	4	
62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	4	
63	野良猫による生活被害軽減策の実施	4	
64	飼い主への意識啓発	4	
65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	4	
66	建築協定制度の導入促進	4	
67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	4	
68※	花の名所づくり	4	
69	平塚八景の活用	4	
70	歴史的・文化的資源の保存と活用	5	
71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	4	
72※	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民等と連携したまちづくりの推進	4	
73	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	4	
74	ツインシティにおける環境共生の取り組みの推進	4	
75	ツインシティにおけるクリーンエネルギーや家庭用燃料電池の導入検討	4	
76	バス交通の整備促進	4	
77	道路の新設・改良	4	
78	鉄道交通の整備促進	4	
79※	自転車通行帯の整備	4	
80	駐輪場の整備	4	
81	新しい公共交通システムの検討	4	
82	建物等の緑化の促進	4	
83	身近な公園整備の推進(再掲)	4	
84	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	4	
85※	クール・タウンの普及啓発の実施	3	
86※	防災意識の向上	5	
87	災害情報の提供	3	
88	土のうステーション等の整備	5	
89	総合的な浸水対策	4	
90	熱中症予防に関する情報発信の実施	5	
91※	熱中症予防への意識啓発	4	

(4)地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
4 地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)	3.9	4-1 脱炭素社会の実現に向けて取り組みます	4.0	1 脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進	4.0	①脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進	4.0
				2 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進	3.8	①一般家庭や事業者への再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進	3.7
					3.8	②環境に配慮した次世代自動車等の導入促進	4.0
					3.8	③再生可能エネルギー等の地産地消の促進	3.8
					4.5	④脱炭素社会へ向けた技術革新への支援	4.5
		4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます	3.9	3 市の事業活動における環境への配慮	4.3	①市の事業活動における環境への配慮	4.3
				1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	3.9	①廃棄物の発生抑制・資源化の推進	3.9
						②廃棄物の適正処理の推進	3.9
				2 不法投棄防止対策の推進	4.0	①不法投棄防止対策の推進	4.0

施策No.	施策（「※」:重点施策）	評価	施策の説明
92※	日常生活における環境への配慮の取組の促進	5	施策の分野としては、「3. 9」となり、「3」(概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合)の評価となりました。「施策No.92」「施策No.105」「施策No.106」「施策No.115」「施策No.117」「施策No.118」については、目標を超える実績を得られました。一方で、「施策No.107」「施策No.108」「施策No.109」「施策No.129」については、将来的に進めていく分野の取り組みのため現時点では情報収集を始めとした検討を実施することとどまったことから、「3」(概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成することができなかった場合)の評価となりました。また、「施策No.99」については、半導体不足の影響や、コロナ禍で設備投資を控える動きが目立つ影響から、中小企業への脱炭素化の支援を進めましたが、目標を達成することができなかったため、「2」(達成率10%以上50%未満)の評価となりました。今後も、地球環境保全へ貢献できるよう将来を見据えた施策を検討し、地球環境保全へ貢献できるよう進めていきます。
93	雨水の有効活用の促進	4	
94	クール・タウンの普及啓発の実施(再掲)	3	
95	クールシェアスポットの紹介	4	
96	ライトダウンキャンペーンの実施	4	
97	再生可能エネルギーや省エネルギー機器等に関する普及啓発の実施	4	
98※	高機能住宅の普及促進	4	
99※	事業者のCO2削減につながる設備投資支援	2	
100	建築に伴う環境負荷の低減	4	
101	防犯街路灯のLED照明の使用	4	
102	道路照明灯のLED照明の使用	4	
103	環境に配慮した電力契約の推進	4	
104	電気自動車等の次世代自動車に関する普及促進の実施	4	
105	路線バス電動化の促進	5	
106	電気自動車の充電設備の設置	5	
107	EVシェアリングの検討	3	
108	水素ステーションの設置	3	
109	再生可能エネルギーの利活用	3	
110	一定区域での電力消費実質ゼロの検討	4	
111	ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	4	
112	廃棄物発電	4	
113	廃棄物発電を利活用	4	
114	地域資源を活用した新産業(波力発電関連分野)の創出	4	
115	産学との共同研究	5	
116	ひらつかエコモードの取組の推進	3	
117	公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進	5	
118※	公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	5	
119※	ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発	4	
120	使用済小型電子機器等の資源化の促進	4	
121	環境にやさしい店舗づくりの推進	3	
122	食品ロス削減の推進	4	
123	可燃ごみの戸別収集拡充	4	
124	プラごみ削減に向けた普及啓発	4	
125	海洋プラスチック問題	4	
126	剪定枝の有効利用	4	
127※	ごみの排出ルールの徹底や指導	4	
128	焼却残さの資源化の推進	4	
129	バイオマス発電施設の誘致に向けた検討	3	
130	プラごみ削減の事業スキーム構築に向けた研究	4	
131	広域的なごみ処理の推進	4	
132	海岸ごみの処理	4	
133	不法投棄防止バトロールの実施	4	
134	不法投棄防止に向けた普及啓発	4	
135	不法投棄物の追跡調査と回収	4	

(5)市民・事業者等による環境保全活動を促進します(環境保全活動等)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
5 市民・事業者等による環境保全活動を推進します(環境保全活動等)	4.2	5-1 環境教育・環境学習を推進します	4.4	1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実	4.4	①幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校での環境学習の推進	4.5
						②学校などでの環境学習の支援	4.3
				2 地域における環境教育・環境学習の充実	4.4	①子どもを対象とした環境教室等の開催	4.3
						②幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進	4.5
		5-2 市民等の取組や連携を支援します	3.8	1 市民活動や企業の取組に対する支援	3.8	③人材育成	4.0
						①市民の環境保全活動に対する支援	3.5
						②企業による地域の環境保全活動へ支援	4.0
						③環境保全団体のネットワークづくりの促進	4.0

施策No.	施策（「※」：重点施策）	評価	施策の説明
136※	わかば環境ISOの推進	5	施策分野全体の評価としては、「4.2」となり、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）の評価を得ることができました。「施策No.136」「施策No.138」「施策No.141」「施策No.144」「施策No.146」については、目標を超える実績を得ることができました。一方で、「施策 No.150」については、新型コロナウイルス感染症の影響により集客を伴う一部の事業を中止したことにより、「3」（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成することができなかった場合）の評価となりました。 今後も、事業者や市民団体と協力しながら、環境保全活動を推進していきます。
137	保育園における環境への取組の促進	4	
138	学校での出前教室等の開催	5	
139	環境学習教材や情報の提供	4	
140	エネルギーの環境学習	4	
141	子ども環境教室の開催	5	
142	環境ポスターコンクールの実施	4	
143	こども自然体験教室の開催	4	
144	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	5	
145	博物館における環境に関する講座等の開催	4	
146※	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施	5	
147※	ひらつか環境フェアの実施	4	
148	環境保全に関わるリーダー等の養成	4	
149	環境保全活動団体への支援	4	
150	市民によるまちづくりの支援	3	
151	環境に配慮した活動の推進	4	
152	公害関係法令に関する情報提供	4	
153※	ひらつか環境ファンクラブの活動の促進	4	

3 計画全体の評価

(施策分野ごとの評価をもとに、計画全体の評価をします。)

施策分野	評価
1 安全な生活環境を確保します (生活環境分野)	4.1
2 自然環境を保全・再生します (自然環境分野)	4.1
3 快適な都市環境を保全・創造します (都市環境分野)	4.0
4 地球環境保全へ貢献します (地球環境分野)	3.9
5 市民・事業者等による環境保全活動を推進します (環境保全活動等)	4.2

総合評価	
令和4年度評価	評価の説明
4.0	計画全体として「4.0」となり、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合)の評価となりました。 「5 市民・事業者等による環境保全活動を推進します」は、評価が「4.2」となり、前年度と同様の結果となり、施策戦隊として「4」以上の評価が得られました。また、「2 自然環境を保全・再生します」は、評価が「4.1」となり、前年度と比べて0.2ポイント高くなりました。一方で、「4 地球環境保全へ貢献します」は、評価が「3.9」となり、前年度と比べて0.1ポイント低くなりました。 重点施策、個別施策共に目標を達成できなかった施策については、課題解決に向けて検証を行い、目標達成を目指します。また、目標を達成した施策については、事業の更なる推進に向けて後期事業計画を推進していきます。

4 個別施策ごとの事業実績及び評価

(1)安全な生活環境を確保します(生活環境分野)

(1)-1 大気環境・水環境を保全します

●施策1 大気環境の保全対策の促進

(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
2	大気汚染状況の監視測定等の実施	目標	80%	81%	81%	81%	81%
	大気汚染に係る環境基準達成率						
	大気汚染状況の監視測定等の実施	実績	81%				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
5	大気汚染測定項目は測定地点により項目数が異なっているため、市域全体の計画として、全ての大気汚染測定項目のうちの環境基準達成率で評価しています。

① 事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進					
No.	個別施策	令和4年度計画	令和4年度実績	次年度計画	評価・説明
	前期事業計画				
1	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト排出工事などの立入調査(145件)・指導等を実施しました。	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	<評価> 4
	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。				環境月間、冬季立入調査については、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定しています。苦情、アスベスト排出工事については、事案が発生した時点で迅速に立入調査を行いました。

●施策2 水環境の保全対策の促進

●施策2 水環境の保全対策の促進					
① 家庭からの生活排水の適正な処理の促進					
No.	個別施策 前期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
3	浄化槽の設置促進	広報紙やHP、個別通知で制度を周知します。公共用水域の汚濁防止や生活環境の保全に対する市民理解を促進します。	合併処理浄化槽設置等補助 0件 合併処理浄化槽維持管理費補助 198件	広報紙やHP、個別通知で制度を周知します。公共用水域の汚濁防止や生活環境の保全に対する市民理解を促進します。	<評価> 4
	補助対象地域内に設置された浄化槽に対し補助金を交付します。また、維持管理費用を補助します。				広報紙やHP、個別通知で制度を周知しました。公共用水域の汚濁防止や生活環境の保全に対する市民理解を促進する必要があります。
4	水洗化の促進	戸別訪問等により公共下水道への接続を普及促進するとともに排水設備工事費の助成により、普及率の向上を図ります。	○未接続家屋の接続を促しました。 訪問件数 1,901件 ○宅内排水設備確認申請件数 1,158件 ○排水設備工事費助成 7件	戸別訪問等により公共下水道への接続を普及促進するとともに排水設備工事費の助成により、普及率の向上を図ります。	<評価> 4
	公共下水道の普及啓発を促進し、普及率の向上を図ります。また、工事費の助成により、普及率の向上を図ります。				未接続家屋への個別訪問を一年を通して実施しました。助成に関しては、申請期間に制限があり、供用開始件数の減少に伴い減少傾向にあります。
② 事業活動に伴う排水の処理の促進					
5	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき工場等の立入調査(74件)・指導を実施しました。	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	<評価> 4
	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。				6月の環境月間中の立入調査を実施しました。また、事業所の排水検査も行いました。冬季立入調査については、立入が必要と思われる事業所を選定し、適切に実施しました。
③ 水質汚濁状況の監視測定等の実施					
6	水質汚濁状況の監視測定等の実施	神奈川県測定計画に基づく環境調査や市独自の水質測定を実施します。	神奈川県測定計画に基づき河川2地点、海域1地点の環境調査を実施しました。また、市独自の水質測定として河川や主要排水路19地点で測定を実施しました。 【環境基準達成状況】 BOD:<河川>: 95%(20/21)	神奈川県測定計画に基づく環境調査や市独自の水質測定を実施します。	<評価> 4
	神奈川県測定計画に基づく環境調査や市独自の水質測定を実施します。				河川のBOD値において、測定計画地点2地点、独自測定地点19地点の計21地点中の環境基準達成率で評価しました。達成率95%を目標とし、達成状況の評価しました。

(1)-2 安全で快適な生活環境を確保します

●施策1 化学物質対策の促進

① 化学物質に関する情報収集・提供					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	前期事業計画				
7	化学物質に関する情報収集・提供	化学物質に関する情報の収集及び提供を行います。	神奈川県から本市分のPRTRデータの提供を受け、有害化学物質の使用状況についてホームページで情報発信を行いました。	化学物質に関する情報の収集及び提供を行います。	<評価> 4
	化学物質に関する情報の収集及び提供を行います。				令和3年6月に県からデータ提供を受けた、有害化学物質の使用状況について計画どおりホームページで情報発信を実施しました。
② 化学物質対策の促進					
8	化学物質の適正管理の促進	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、化学物質の自主的な管理の状況の報告を促します。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、報告を54件受理しました。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、化学物質の自主的な管理の状況の報告を促します。	<評価> 4
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、化学物質の自主的な管理の状況の報告を促します。				令和4年度に報告が必要な事業者に対し、立入調査等の機会を利用して、報告書提出について啓発を行いました。
9	ダイオキシン類対策の促進	測定調査を実施するとともに市のウェブサイト上に公開し情報提供します。また、苦情等による立入調査時に指導を行います。	一般大気環境調査を1地点で年2回実施するとともに、ダイオキシン類に関する情報について、市ホームページで公開し、情報提供を行いました。また、野焼き等の立入指導を81件実施しました。【環境基準達成状況】100%	測定調査を実施するとともに市のウェブサイト上に公開し情報提供します。また、苦情等による立入調査時に指導を行います。	<評価> 4
	測定調査を実施するとともに市のウェブサイト上に公開し情報提供します。また、苦情等による立入調査時に指導を行います。				大気環境調査については、年間の測定計画を策定し、その計画に基づいて実施しました。また、野焼き等の苦情があった事業所については、パトロールにより原因者を特定した後、立入指導を行いました。

●施策2 土壌汚染・地下水汚染への対応

① 土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進					
No.	個別施策 前期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
10	土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査・指導等を行います。	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、3件の立入及び指導を行いました。	土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査・指導等を行います。	<評価> 4
	土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査・指導等を行います。				汚染対策工事実施について法令に基づき報告がなされた事案について、その作業が法令に定められた方法により適切に行われているか、立入調査により確認し、必要な指導を実施しました。

② 地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認

11	地下水汚染状況の監視測定の実施	水質汚濁防止法に基づき、地下水汚染実態調査を実施します。	神奈川県地下水質測定計画に基づき、15地点で地下水汚染実態調査を実施しました。継続監視調査で3地点、定点調査で1地点、環境基準を超過していました。【環境基準達成状況 73%(1/15)】	水質汚濁防止法に基づき、地下水汚染実態調査を実施します。	<評価> 4
	水質汚濁防止法に基づき、地下水汚染実態調査を実施します。				測定計画に定められた地点において地下水質調査を実施しました。令和4年度に新たに汚染が見つかった地点については、追跡調査を行いました。汚染地点周辺において地下水汚染は確認できませんでした。
12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施	工場・事業場の汚染対策の効果確認のため、地下水調査を実施します。	工場・事業場周辺の汚染状況の確認のため、7社の周辺地下水調査を実施しました。	工場・事業場の汚染対策の効果確認のため、地下水調査を実施します。	<評価> 4
	工場・事業場の汚染対策の効果確認のため、地下水調査を実施します。				工場事業場周辺の井戸において、汚染状況の確認のための調査を引き続き行いました。

●施策3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

① 自動車や新幹線による騒音・振動への対応

No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	前期事業計画				
13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応	自動車騒音の常時監視測定、道路交通騒音・振動測定、新幹線騒音・振動測定を実施します。	自動車騒音の常時監視測定を3路線6地点6区間で実施し、環境基準の達成率は、56.1～100%でした。道路交通騒音・振動測定5路線の6地点で実施し、騒音は3地点で環境基準に適合、振動は全地点要請限度値以下でした。新幹線騒音・振動測定を6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準値に適合、振動は全地点で勧告指針値以下でした。	自動車騒音の常時監視測定、道路交通騒音・振動測定、新幹線騒音・振動測定を実施します。	<評価> 4
	自動車騒音の常時監視測定、道路交通騒音・振動測定、新幹線騒音・振動測定を実施します。				年間の測定計画に基づき予定していた地点の調査を全て実施しました。

② 工場・事業場に対する規制・指導の実施

14	工場・事業場に対する規制・指導の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適時助言を行いました。また、140件の立入を実施しました。	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	<評価> 4
	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。				環境月間、冬季立入調査においては、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定し実施しました。苦情においては、公害の発生原因者に対して、立入調査を実施し、必要な指導を行いました。

③ 悪臭への対応					
15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実				<評価> 4
	悪臭防止法の臭気指数規制に基づく指導・規制、必要に応じ測定を行います。	悪臭防止法の臭気指数規制に基づく指導・規制、必要に応じ測定を行います。	悪臭防止法の臭気指数規制に基づき、事業所の指導を行いました。また、42件の立入を実施しました。	悪臭防止法の臭気指数規制に基づく指導・規制、必要に応じ測定を行います。	悪臭苦情を受け付けた後、周辺調査で原因者特定を進めました。原因者が特定できた場合は、立入調査を実施して、必要な指導を行いました。
④ 地盤沈下の防止					
16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導				<評価> 4
	観測井による地下水位等の観測や精密水準測量を実施します。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水利用の規制指導を行います。	観測井による地下水位等の観測を実施します。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水利用の規制指導を行います。	観測井による地下水位の観測を実施しました。また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行いました。	地盤沈下の進行を監視するため、市内の水準点において精密水準測量を実施するとともに、観測井による地下水位等の観測を実施します。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水利用の規制指導を行います。	月1回、観測井による地下水位の観測を実施しました。さらに、条例に基づく地下水採取事業者から、地下水位の報告、地下水採取量の報告を定期的に受理しました。

(2)自然環境を保全・再生します(自然環境分野)

(2)-1 生物多様性を保全します

●施策1 生物多様性の保全対策の推進

(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	前期事業計画						
17	生物多様性の保全に向けた取り組みの推進	目標	アクションプランの策定	生物多様性の保全活動	生物多様性の保全活動	生物多様性の保全活動	生物多様性の保全活動
	アクションプランの策定及び地域の特性に応じた生物多様性の保全						
	「(仮称)平塚市生物多様性保全アクションプラン」を策定し、市民活動団体や企業と協働して、環境保全活動を推進します。	実績	アクションプランの策定				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	リーディングプロジェクトを含む行動計画を策定しました。

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	前期事業計画						
21	自然についての観察会等の実施	目標	60人	60人	60人	60人	60人
	参加人数						
	子ども環境教室(金目川生き物観察会)を通して、生き物とふれあう機会を創出します。また、博物館において、自然観察などの行事を開催します。	実績	189人				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
5	【環境政策課】 生き物観察会を実施し、市民の野生生物への理解を高め、人と自然との共生の推進を図ることができました。 (夏休み子ども環境教室川編(金目川生き物観察会)参加人数:53人) 【博物館】 参加者は昆虫などの観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進されました。 (博物館:自然教室4回:54人、キノコの観察会:1回・19人、生き物ズームプロジェクト:12回・63人)

① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討					
No.	個別施策 前期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
18	野生生物等の情報収集・発信	【環境保全課】 市民団体等の協力により調査した生きもの調査結果を情報発信します。	【環境保全課】 市民団体等の協力により調査した生きもの調査結果を情報発信しました。	【環境保全課】 市民団体等の協力により調査した生きもの調査結果を情報発信します。	<評価> 4
	市民団体等の協力により、定期的に自然環境や生物に関する調査を実施することによって、市域の状況を把握し、情報発信します。市内各所の植物に関する情報を収集し、標本とデータを整理します。	【博物館】 市民団体等の協力により、定期的に自然環境や生物に関する調査を実施することによって、市域の状況を把握し、情報発信します。市内各所の植物に関する情報を収集し、標本とデータを整理します。	【博物館】 市民グループが主体となり、館蔵植物標本の整理とデータ化を行いました。	【博物館】 市民団体等の協力により、定期的に自然環境や生物に関する調査を実施することによって、市域の状況を把握し、情報発信します。市内各所の植物に関する情報を収集し、標本とデータを整理します。	【環境保全課】 調査結果をわくわくマップに掲載しました。
19	みどり和水辺のネットワークの形成				<評価> 4
	公共スペースへの植栽等の整備を推進し、みどり和水辺のネットワークを形成することによって、生物の生育・生息空間の連続性を確保します。	公共スペースへの植栽等の整備を推進し、みどり和水辺のネットワークを形成することによって、生物の生育・生息空間の連続性を確保します。	公園、広場等の公共用地及び公民館等のプランターや花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら上半期及び下半期1回ずつ花苗を植栽しました。	公共スペースへの植栽等の整備を推進し、みどり和水辺のネットワークを形成することによって、生物の生育・生息空間の連続性を確保します。	計画どおり花苗を配布し、プランターや花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら花苗を植栽することができました。
② 生物生息空間の保全対策の推進					
No.	個別施策 前期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
20	里山体験教室等の開催	【環境政策課】 夏休み子ども環境教室(里山編)を開催します。	【環境政策課】 夏休み子ども環境教室【里山編】を開催しました。 参加人数:27人 開催日:令和4年7月30日(土)	【環境政策課】 夏休み子ども環境教室(里山編)を開催します。	<評価> 4
	里山保全モデル事業、市民・大学交流事業、夏休み子ども環境教室を開催します。	【環境保全課】 里山モデル事業、市民・大学交流事業、夏休み子ども環境教室を開催します。	【環境保全課】 里山保全モデル事業を4回(参加者42人)、市民大学交流を3回(参加者232人)実施しました。	【環境保全課】 里山モデル事業、市民・大学交流事業を開催します。	【環境政策課】 計画どおり夏休みこども環境教室【里山編】を開催することができました。
21	自然についての観察会等の実施		【環境政策課】 夏休み子ども環境教室川編(金目川生き物観察会)を開催しました。 参加人数:53人 開催日:令和4年7月31日(日)	【環境政策課】 こども環境教室(川編) 参加人数:30人	<評価> 5
	子ども環境教室(金目川生き物観察会)を通して、生き物とふれあう機会を創出します。また、博物館において、自然観察などの行事を開催します。	【環境政策課】 こども環境教室川編 参加人数:30人 【博物館】 自然教室 参加人数:30人	【博物館】 博物館:自然教室4回・54人 キノコの観察会:1回・19人 生き物ズームプロジェクト:12回・63人	【博物館】 自然観察などの行事を開催します。	【環境政策課】 生き物観察会を実施し、市民の野生生物への理解を高め、人と自然との共生の推進を図ることができました。 (夏休み子ども環境教室川編(金目川生き物観察会)参加人数:53人) 【博物館】 参加者は昆虫などの観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進されました。 (博物館:自然教室4回:54人、キノコの観察会:1回・19人、生き物ズームプロジェクト:12回・63人)

④ 有害鳥獣対策の推進					
22	鳥獣による生活被害防除の推進				<評価> 4
	鳥獣による生活被害防除のため、イノシシ、ハクビシン及びアライグマ等の捕獲を実施します。	イノシシ、ハクビシン及びアライグマ等の有害鳥獣の捕獲を実施します。	ハクビシンやアライグマ等を97頭の捕獲等により防除を実施しました。	イノシシ、ハクビシン及びアライグマ等の有害鳥獣の捕獲を実施します。	自主防除を促すことで、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めました。
⑤ 特定外来生物の防除					
23	特定外来生物の防除				<評価> 4
	アライグマの捕獲を実施するとともに、特定外来生物に関する情報提供をします。	第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物の周知、捕獲等を実施します。	ウェブサイト等で周知するとともに、アライグマを50頭捕獲しました。	神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物の周知、捕獲等を実施します。	ウェブサイト等にて特定外来生物に関する情報を発信するとともに、アライグマの捕獲を実施することで防除に取り組みました。
⑥ 生物多様性の保全に取り組み市民活動団体等の活動促進					
24	市民活動団体等の活動促進				<評価> 4
	生物多様性の保全に取り組む市民活動団体や企業等と協働し、保全活動策の推進を図ります。	【環境保全課】市民活動団体や企業等と協働し、保全活動策の推進を図ります。 【みどり公園・水辺課】馬入水辺の楽校のイベント周知のため、参加者募集の記事を広報ひらつかに掲載します。	【環境保全課】市民団体や企業等から構成された生物多様性推進協議会と協働で、保全活動の推進を図りました。 【みどり公園・水辺課】馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに掲載しました。	【環境保全課】市民活動団体や企業等と協働し、保全活動策の推進を図ります。 【みどり公園・水辺課】馬入水辺の楽校のイベント周知のため、参加者募集の記事を広報ひらつかに掲載します。	【環境保全課】生物多様性推進協議会との観察会の実施やパネル展などの市民向けの啓発事業を行いました。 【みどり公園・水辺課】広報ひらつかで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。

(2)-2 里山を保全・再生します

●施策1 里山の保全・再生とふれあいの推進 (重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	前期事業計画						
26	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	目標	7回 70人	8回 100人	8回 100人	8回 100人	8回 100人
	里山保全活動の活動回数・参加人数						
	里山保全に関する研修等を実施します。また、ウェブサイト等で情報発信を行います。	実績	7回 274人				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	雨天による中止もありましたが、里山の維持管理は対応できました。

① 西部丘陵地域資源まちづくり支援					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	前期事業計画				
25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業	東京農業大学地域再生研究会の「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の活動や、「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップ等に参加します。また、西部丘陵地域で活動する団体等から、地域活性化に関する講師の派遣依頼があった場合は、講師を派遣します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、左記の活動が実施されなかったため、計画どおりに事業実施等ができませんでした。	令和5年度からはワークショップなどの活動が再開される予定となっているため、ワークショップへの参加等を予定しています。また、引き続き、協議会との情報共有を図ります。	<評価> 3
	地域住民や学術機関などとの連携を深めながら、自然資源や地域資源を活かした交流やレクリエーションの場づくりを推進します。				新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、計画どおりに事業実施等が出来ませんでした。湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会と打ち合わせを行い、情報共有を図りました。
③ 里山の自然とふれあいの促進					
27	里山体験教室等の開催(再掲)	【環境政策課】(再掲)夏休み子ども環境教室【里山編】を開催します。 参加人数:27人 開催日:令和4年7月30日(土)	【環境政策課】(再掲)夏休み子ども環境教室【里山編】を開催しました。 参加人数:27人 開催日:令和4年7月30日(土)	【環境政策課】(再掲)夏休み子ども環境教室(里山編)を開催します。 【環境保全課】里山保全モデル事業(5回)、市民・大学交流事業(3回)を開催します。	<評価> 5
	里山保全モデル事業、市民・大学交流事業、夏休み子ども環境教室を開催します。				【環境政策課】(再掲)夏休み子ども環境教室【里山編】を開催することができました。 【環境保全課】(再掲)雨天による中止もありましたが、里山の維持管理は対応できました。

(2)-3 水辺の自然を再生します

●施策1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進

① 川や海の自然環境の保全と促進					
No.	個別施策 前期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
28	水辺・海辺の市民活動の促進	神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知を行います。また、海岸の美化キャンペーンの支援を行います。	神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知と市民団体の海岸美化キャンペーンの支援を行いました。	神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知を行います。また、海岸の美化キャンペーンの支援を行います。	<評価> 4
	神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知を行います。また、海岸の美化キャンペーンの支援を行います。				神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知と市民団体の海岸美化キャンペーンの支援を行いました。
29	海岸侵食対策の促進	「相模灘沿岸海岸侵食対策計画」に基づく、海岸管理者(神奈川県)による養浜事業を確認します。	海岸管理者による養浜事業を確認できました。	「相模灘沿岸海岸侵食対策計画」に基づく、海岸管理者(神奈川県)による養浜事業を確認します。	<評価> 4
	相模湾沿岸海岸侵食対策計画に基づく、海岸管理者(神奈川県)による養浜事業の確認を行い、景観の維持と汀線の維持をできるよう管理者に働きかけます。				海岸管理者による養浜事業を確認いたしました。
30	海底耕うんの実施	漁場の改善と廃棄物の状況を調査するため、海底耕うんの実施を支援します。	海底耕耘の際には同行するなどして、実施を支援しました。	漁場の改善と廃棄物の状況を調査するため、海底耕うんの実施を支援します。	<評価> 5
	海底耕うんを実施し、漁場の改善と廃棄物の状況調査を支援します。				年度内に予定していた6回の海底耕耘を全て実施しました。
31	桂川・相模川流域協議会への参加	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行います。	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行いました。	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行います。	<評価> 4
	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行います。				計画通り運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントの参加や事業周知をすることができました。
32	金目川水害予防組合の活動の支援	令和3年度同様に、令和4年度も金目川の水害予防と沿岸耕地のかんがい用水の水源かん養のため、金目川の水源である春嶽山を所有する金目川水害予防組合の管理運営費の一部を負担します。	金目川水害予防組合に負担金を補助し、所有地の管理に充てられたことを確認しました。	金目川の水害予防と沿岸耕地のかんがい用水の水源かん養のため、金目川の水源である春嶽山を所有する金目川水害予防組合の管理運営費の一部を負担します。	<評価> 4
	金目川の水害予防と沿岸耕地のかんがい用水の水源かん養のため、金目川の水源である春嶽山を所有する金目川水害予防組合の管理運営費の一部を負担します。				負担金を満額補助し、間伐や枝打等の山林保全及び林道等の整備等の管理運営費に充てられたことを確認しました。
33	湘南里川づくりへの参加	住民協働の組織である湘南里川づくりみんなの会へ、行政幹事として参画します。	湘南里川づくりみんなの会の総会に1回、役員会に5回(臨時含む)、行政幹事として参加しました。	令和4年度同様、行政幹事として参画します。	<評価> 4
	住民協働の組織である湘南里川づくりみんなの会へ、行政幹事として参画します。				書面及びオンライン開催でしたが、行政幹事として参加し、目標を達成しました。

② 川や海とのふれあいの促進					
No.	個別施策 前期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、参加者募集の記事を広報ひらつかに掲載します。	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに掲載しました。	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、参加者募集の記事を広報ひらつかに掲載します。	<評価> 4
	馬入水辺の楽校で開催される自然観察会などの開催告知を支援します。				広報ひらつかで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。
35	馬入花畑の整備	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を実施します。平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根植栽イベントの支援を実施します。	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を実施しました。平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根植栽イベントの支援を実施しました。	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を実施します。平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根植栽イベントの支援を実施します。	<評価> 4
	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を実施します。摘み取りイベントや平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根の植栽を支援します。				花畑の維持管理作業やチューリップ球根植栽イベントの支援を実施することができました。
36	水辺の散策路の維持管理	自然観察路の除草委託、注意喚起看板等の維持管理などを実施します。	自然観察路の除草委託を実施しました。	自然観察路の除草委託、注意喚起看板等の維持管理などを実施します。	<評価> 4
	自然観察路の除草委託、注意喚起看板等の維持管理などを実施します。				計画通り例年実施している自然散策路除草委託をすることができました。
37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	【みどり公園・水辺課】引き続き、河川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援します。 【土木総務課】鈴川鯉のぼりまつりについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントを実施せず、鯉のぼりの掲揚のみを実施します。金目川清流鯉のぼりまつりについては、元より鯉のぼりの掲揚のみの実施になります。 ①鈴川鯉のぼりまつり(5月3日～5月5日) ②金目川清流鯉のぼり鑑賞会(4月17日～5月6日)	【みどり公園・水辺課】河内川、洪田川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援しました。 【土木総務課】活動団体による鯉のぼりまつり等開催に向けて、協力・支援を行いました。	【みどり公園・水辺課】引き続き、河川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援します。 【土木総務課】引き続き、活動団体による鯉のぼりまつり等開催に向け、協力・支援をします。	<評価> 4
	河川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援します。 河内川あじさいまつり(名義後援、駅前地下道にまつり周知ポスターの掲示) 洪田川桜まつり(河川占用の申請など) 鈴川鯉のぼりまつり、金目川清流こいのぼり鑑賞会(河川占用の申請)など				【みどり公園・水辺課】イベントはコロナ禍で中止になりましたが、河川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援しました。 【土木総務課】鯉のぼり掲揚の際の占用手続き等を遅滞なく行い、スムーズなまつりの実施を支援することができました。
38	漁業理解の促進	小学生の乗船体験や漁師による地どれ魚の直売会のイベント支援を行います。	年間を通して地どれ魚の直売会の開催を支援すると共に、地元小学生の乗船体験も支援しました。	小学生の乗船体験や漁師による地どれ魚の直売会のイベント支援を行います。	<評価> 5
	小学生の乗船体験、漁港施設の見学や地どれ魚の直売会の開催を支援します。				予定していた通りに9回の直売会の開催や乗船体験などのイベントを実施しました。

No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	前期事業計画				
39	稚魚放流体験の実施	栽培漁業導入推進事業補助金としてヒラメなどの稚魚放流や栽培型漁業の調査研究に関する事業への支援補助を行うとともに地元小学生の体験実施を支援します。	ヒラメの稚魚放流について、稚魚の購入費用を補助するなどの支援を行いました。	栽培漁業導入推進事業補助金としてヒラメなどの稚魚放流や栽培型漁業の調査研究に関する事業への支援補助を行うとともに地元小学生の体験実施を支援します。	<評価> 4 栽培漁業に対する支援は出来たが、放流のタイミングが夏休み期間と重なり、小学生による放流体験は中止しました。
	地元小学生によるヒラメの稚魚放流を支援します。				

(2)-4 農地を保全・活用します。

●施策1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進

(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	前期事業計画						
45	市民農園の利用促進	目標	97%	97%	97%	97%	97%
	市民農園の利用率						
	大型市民農園施設(管理休憩施設・公的農園)の管理運営を行うとともに、市民農園の周知を図り、利用の促進を図ります。	実績	98%				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	市ホームページで空き区画情報の提供を行い、市民農園の利用率向上に努めました。

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	前期事業計画						
46	農業理解の促進	目標	65,000人	75,000人	85,000人	95,000人	105,000人
	地産地消イベント来場者数(SNS等を活用した農業PR対象者含む)						
	生産者との交流を通じた地産地消の推進イベントを開催します。	実績	14,250人				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
2	アフターコロナの新しい生活様式の行動が進むなか、イベント等を通じた新たな地産地消施策を進め農産物の消費促進を進めていく必要があります。

① 農業活性化の促進					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	前期事業計画				
40	担い手育成事業	農業経営改善計画認定推進活動を実施します。	更新対象の認定農業者に対して、電話にて更新時期である旨伝え、再認定に繋げました。	認定農業者の再認定活動を行うことを中心に、農業経営改善計画認定推進活動を推進します。	<評価> 4
	認定農業者の再認定活動を実施を行うことを中心に、農業経営改善計画認定推進活動を推進します。				再認定を効果的に実施するため、更新対象者に対し、直接電話にて更新時期であることを連絡を行いました。
41	農地の貸し借りの促進	農業委員及び農地利用最適化推進委員とともに、農地中間管理機構との連携や「農業支援ワンストップ相談窓口」を活用し、新規就農者や法人参入といった多様な担い手への貸し借りによる農地の流動化(利用集積)の推進を図ります。	14haの農地を新規に利用権設定した。	農地集積・集約及び遊休化防止・解消を図るため、農地制度の情報発信を行い、意欲のある担い手への農地の利用集積を促進します。	<評価> 5
	農地集積・集約及び遊休化防止・解消を図るため、農地制度の情報発信を行い、意欲のある担い手への農地の利用集積を促進します。				目標以上の農地集積・集約を行うことができました。
42	農業振興地域整備計画の推進	農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良な農地を保全します。	農振農用地区域の指定を継続しました。	農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良な農地を保全します。	<評価> 4
	農用地区域の指定を継続し、優良農用地を維持・保全していきます。				農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良農地を保全しました。
43	スマート農業の促進	スマート農業の導入を支援します。	スマート農業導入支援補助金の申請受付を行い、計18件、補助金総額43,089,000円の交付決定を行いました。	持続的な農業をさらに推進するため、制度を拡充し、スマート農業の導入を促進します。	<評価> 4
	持続的な農業を推進するため、スマート農業の導入を促進します。				持続的な農業を推進するため、スマート農業の導入を促進しました。
44	有害鳥獣による農業被害対策の推進	自主防除資材への補助、農地における防除を推奨し、有害個体の捕獲を進めます。	くくり罠を15基設置しました。自主防除資材購入経費の補助を55件行いました。	自主防除資材への補助、農地における防除を推奨し、有害個体の捕獲を進めます。	<評価> 4
	自主防除資材への補助を継続的に実施し、農地における防除を進めるとともに、有害個体の捕獲を進めます。				イノシシの捕獲のためにくくり罠を設置しました。また、自主防除資材への補助を実施しました。
② 農業とのふれあいの促進(都市農業理解の促進)					
47	農の多面的機能の支援	地域の共同活動による、農村環境の維持管理を推進します。	地域の共同活動による、農村環境の維持管理を推進しました。	地域の共同活動による、農村環境の維持管理を推進します。	<評価> 4
	多面的機能支払交付金事業を活用し、地域で行う農道の草刈や水路の泥上げ等の農地維持活動、及び植栽による景観形成や生物調査などの地域資源向上活動に対して、支援をします。				農業用施設の維持管理や、景観形成、生態系調査などの地域共同活動を推進しました。

③ 地産地消の促進					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	前期事業計画				
48	地産地消の推進	【産業振興課】セミナーにて各産業間の交流機会の創出し、地産地消を推進します。 【学校給食課】地元農家が生産した新鮮な野菜、平塚漁港で水揚げされた魚や水産加工品等、地場産品の学校給食での使用を推進します。	【産業振興課】対面かつオンラインでのセミナーを実施し、各産業間の交流の場を創出することができました。 【学校給食課】地場産野菜については、使用23品目で品目ベース38.3%の割合となりました。野菜以外の地場産品については、やまゆりポーク、さば、ゆでカオリ麺、小松菜トマトパン、みかんパン、カオリ小麦パン、さといもコロツケを使用しました。	【産業振興課】産業間の交流機会を創出し、地産地消に繋がる商品開発等を支援します。 【学校給食課】地元農家が生産した新鮮な野菜、平塚漁港で水揚げされた魚や水産加工品等、地場産品の学校給食での使用を推進します。	<評価> 4
	地場産品の使用を進める取組について、産業間連携ネットワークを活用し、推進します。 また、地元農家が生産した新鮮な野菜、平塚漁港で水揚げされた魚や水産加工品等、地場産品の学校給食での使用を推進します。				【産業振興課】オンラインと併用し2年半ぶりに対面でのセミナーを開催しました。また、新商品開発等の支援を行い、3件の新商品開発に繋がりました。 【学校給食課】地場産品を使用できるシステムは定着してきましたが、天候や作柄に左右されやすく量の確保が難しいことがあります。
49	地場産品の普及	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催します。 また、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行います。	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催しました。 湘南ひらつか名産品では、5年に一度の見直しを行いました。	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催します。 また、選定1年目の年として名産品の普及・宣伝に取り組みます。	<評価> 5
	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催します。また、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行います。				湘南ひらつかふれあいマーケットでは計画通り開催することができました。名産品は見直しの年となり、市民投票を行ったことで、名産品事業を広く周知することができました。

●施策2 環境に配慮した農業の推進

① 環境保全型農業の促進					
No.	個別施策 前期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
50	環境保全型農業の促進	園芸用廃ビニールの適正な処理に対して支援を行います。環境保全型農業について、農業者に理解を求めるとともに、取り組む農業者には実績に応じ直接支援を行います。	園芸用廃ビニールの適正な処理による環境に配慮した農業生産を促進するため、廃棄処理事業の主体であるJA湘南に補助しました。	園芸用廃ビニールの適正な処理に対して支援を行います。環境保全型農業について、農業者に理解を求めるとともに、取り組む農業者には実績に応じ直接支援を行います。	<評価> 4
	園芸用廃ビニールの適正な処理に対して支援をします。また、環境に配慮したより持続性の高い農法について、農業者に理解を求めます。				環境に配慮した農業生産を推進しました。
② 家畜排せつ物の適正処理と活用の促進					
51	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助します。	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を4件補助しました。	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助します。	<評価> 4
	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助します。				家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助することで、家畜排せつ物の適正処理と活用の促進をしました。
③ 自然環境に配慮した農業基盤の整備					
52	自然環境に配慮した農道・水路等の整備	環境に配慮した重機・資材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路の整備をします。	環境に配慮した、排出ガス対策型の重機や再生材の使用を推進しました。	環境に配慮した重機・資材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路の整備をします。	<評価> 4
	農道、用水路、用水路の転落柵、堰を整備します。また、新たな路線整備も推進します。				環境に配慮した重機・資材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路の整備をしました。
④ 気候変動への適応					
53	気候変動への適応	関係機関と連携して環境に配慮したより持続性の高い農法について、農業者に情報提供します。	栽培技術講習会などを通じて、情報提供を行いました。	関係機関と連携して環境に配慮したより持続性の高い農法について、農業者に情報提供します。	<評価> 4
	気候変動の影響による高温や豪雨などに適応するため、関係機関と連携し、農業者や生産組織に対して、情報提供を行います。				関係機関からの最新情報を栽培技術講習会等の機会を通じ提供しました。

(3) 快適な都市環境を保全・創造します(都市環境分野)

3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります

●施策1 みどりのネットワークの形成

(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
55	花とみどりのまちづくりの推進	目標	40箇所	40箇所	40箇所	40箇所	40箇所
	花苗の配布箇所数						
	公園、広場等の公共用地及び公民館等のプランターや花壇に花苗を配布します。また、モデル地区及びモデル商店会等へ花苗を配布します。	実績	40箇所				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	計画通り例年実施している花苗の配布をすることができました。

① 拠点となるみどりの確保

No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
54	身近な公園整備の推進	既存の都市公園を適正に管理し、必要に応じて樹木等の補植を行います。	既存の都市公園の樹木が健全に生育できるよう整姿・剪定等を実施しました。	既存の都市公園を適正に管理し、必要に応じて樹木等の補植を行います。	<評価> 4
	みどりのネットワークの拠点となる都市公園の整備を推進します。				既存樹木の整姿・剪定等を行い、都市公園のみどりを保全することができました。

② みどりのつながりの確保

56	良好な樹木等の保全	樹木等の保全については、管理のために必要な助成を行います。	樹木等の保全については、管理のために必要な助成を行いました。	保護事業として5か所を予定しています。	<評価> 4
	樹木等の保全については、管理のために必要な助成を行います。				枯損等が懸念される樹木の保護に向けた情報収集を行う必要があります。
57	道路沿いの緑化	18箇所に苗木の提供を行います。	17箇所に苗木の提供を行いました。	19箇所に苗木の提供を行います。	<評価> 4
	道路沿いの植栽等を推進します。				相模小学校の移転の影響で苗木の提供が1箇所減りました。

③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
58	緑化に関する普及啓発の実施	新型コロナウイルスのため、第47回平塚市緑化まつりは中止になりました。令和5年度での開催を目指して準備をしています。	新型コロナウイルスのため、第47回平塚市緑化まつりは中止になりました。第48回平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、ポスター208点、標語140点の応募がありました。	平塚市緑化まつりを開催し、緑化に関する普及啓発をするとともに環境意識の啓発を図ります。また、平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、作品の展示を行い、緑化意識の啓発を行います。	<評価> 3
	平塚市緑化まつりを開催し、緑化に関する普及啓発をするとともに環境意識の啓発を図ります。また、平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、作品の展示を行い、緑化意識の啓発を行います。				新型コロナウイルスのため、第47回平塚市緑化まつりは中止になりました。緑化ポスターコンクールは前回より応募数が増加し、標語コンクールは前回より応募数が減少しました。
59	市民の緑化活動に対する支援	うるおいとやすらぎのあるまちにするため、市民の緑化活動に対する支援策として、地域で緑化を推進する緑化モデル団体及び公園愛護会への支援を継続し、みどりのネットワークを形成します。	【緑化モデル団体】登録団体へ花配布(年2回)を行いました。 【公園愛護会】・163公園愛護会各団体へ交付金を交付 ・公園愛護会連絡協議会総会を書面にて開催 ・役員会の開催 ・会報の発行	うるおいとやすらぎのあるまちにするため、市民の緑化活動に対する支援策として、地域で緑化を推進する緑化モデル団体及び公園愛護会への支援を継続し、みどりのネットワークを形成します。 【緑化モデル団体】登録団体へ花配布(年2回) 【公園愛護会】各団体へ交付金の交付、公園愛護会連絡協議会総会の開催役員会の開催、会報の発行、研修	<評価> 4
	うるおいとやすらぎのあるまちにするため、市民の緑化活動に対する支援策として、地域で緑化を推進する緑化モデル団体及び公園愛護会への支援を継続し、みどりのネットワークを形成します。				【緑化モデル団体】計画通り、登録団体へ花配布(年2回)を行いました。 【公園愛護会】163団体へ交付金を交付し、公園愛護会連絡協議会総会の書面開催、役員会の開催、会報の発行を行いました。
60	事業所等における緑化の促進	まちづくり条例に基づき、事業所等における緑化促進に関する指導を実施します。	まちづくり条例に基づき、緑化指導を実施しました。(緑化計画書の提出は27件、その他にもできるだけ多くの緑地を確保するように指導しました。)	引き続き、まちづくり条例に基づき、事業所等における緑化推進に関する指導を実施します。	<評価> 4
	まちづくり条例に基づき、事業所等における緑化促進に関する指導を実施します。				指導の結果、45件の完了検査を行い、事業所等に新たな緑地が増加しました。

●施策2 さわやかで清潔なまちづくりの推進

① さわやかで清潔なまちづくりの推進					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
61	美化推進モデル地区における取組の支援	美化推進モデル地区に対し、清掃や条例啓発等の美化活動に必要な支援をします。	クリーンひらつか指導員の派遣や啓発チラシの作成、清掃活動に係る物品等の提供を行いました。	美化推進モデル地区に対し、清掃や条例啓発等の美化活動に必要な支援をします。	<評価> 4
	美化推進モデル地区に対し、清掃や条例啓発等の美化活動に必要な支援をします。				美化推進モデル地区における美化活動を支援し、地区内市民の美化意識向上に寄与しました。
62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	まちぐるみ大清掃や美化キャンペーンを通じて、美化意識の啓発を行います。	美化意識啓発のため、5月、11月にまちぐるみ大清掃を実施し、12月にさわやかで清潔なまづくりキャンペーンを実施しました。	まちぐるみ大清掃や美化キャンペーンを通じて、美化意識の啓発を行います。	<評価> 4
	まちぐるみ大清掃や美化キャンペーンを通じて、美化意識の啓発を行います。				まちぐるみ大清掃、さわやかで清潔なまちづくりキャンペーンを通じて、市民の美化意識の向上に寄与しました。
② ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進					
63	野良猫による生活被害軽減策の実施	野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付します。野良猫問題が発生している地域で、地域猫活動など解決に向けた取組を促します。	オス185匹、メス242匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助しました。	野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付します。野良猫問題が発生している地域で、地域猫活動など解決に向けた取組を促します。	<評価> 4
	野良猫の不妊去勢手術を実施することを支援するとともに、市民団体との協働で地域猫活動に取り組めます。				市内の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付するとともに、野良猫のトラブルがある自治会へ地域猫活動の説明を行うことで野良猫による生活被害軽減策を提案しました。
64	飼い主への意識啓発	犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室を開催します。	犬猫の譲渡会を実施するとともに動物愛護週間にパネル展を実施するなど啓発に取り組みました。	犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室を開催します。	<評価> 4
	犬猫の新しい飼い主を探す譲渡会や飼い主のマナー講習会を開催します。				3年ぶりに狂犬病予防の集合注射を実施しました。同様に、しつけ方講習会を企画しましたが雨天のため中止でした。

●施策3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
68	花の名所づくり	目標	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
	花の名所箇所数						
	相模川における花畑の管理を、市民ボランティア等とともに進めます。	実績	12箇所				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	計画通り花畑の管理を市民ボランティア等とすることができました。

① 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣や事務手続き等の支援を行います。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行います。	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣や事務手続き等の支援を行いました。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行いました。	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣や事務手続き等の支援を行います。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行います。	<評価> 4 市民団体活動の推進や、ガイドラインに基づく指導・助言について、計画通り実施することができました。
	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣などの支援をします。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行います。				

No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
66	建築協定制度の導入促進	開発事業に対する事前相談時に制度のPRを実施するとともに、土地所有者への理解を得ながら住みよいまちづくりの促進を図ります。	開発事業に対する事前相談時やホームページにおいて建築協定制度についてのPRを行いました。制度を利用するような大規模な開発の事例はありませんでした。	開発事業に対する事前相談時に制度のPRを実施するとともに、土地所有者への理解を得ながら住みよいまちづくりの促進を図ります。	<評価> 4
	開発事業に対する事前相談時に制度のPRを実施するとともに、土地所有者への理解を得ながら住みよいまちづくりの促進を図ります。				開発事業の事前相談時やホームページにおいて建築協定制度についてのPRを行いました。
67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行います。また、引き続き不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施します。除却協力員(MKO)との協力により、違反広告物の除却活動を実施します。	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について、通常業務の中で啓発指導を行いました。また、不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を随時実施しました。除却活動については、除却協力員(MKO)との協力により、平塚駅前で除却活動を実施し、違反広告82枚を除却しました。また、職員による除却活動を4日間行い、違反広告を205枚除却しました。	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行います。また、引き続き不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施します。除却協力員(MKO)との協力により、違反広告物の除却活動を実施します。	<評価> 4
	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行います。また、不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施します。除却協力員(MKO)との協力により、違反広告物の除却活動を市内の各地域で実施します。				計画通り、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行うとともに、不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施しました。また、除却協力員(MKO)との協力により、違反広告物の除却活動を実施しました。

② 平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
69	平塚八景の活用	平塚八景を観光資源として活用するため、様々な情報発信を行います。また、ハイキングコースなどの環境づくりを進めるため、危険個所の修繕などを行います。	観光協会を通じて平塚八景の情報発信を行いました。また、ハイキングコースの施設の点検を行うなど、危険個所の確認を行い、危険箇所の修繕などを行いました。	平塚八景を観光資源として活用するため、様々な情報発信を行います。また、ハイキングコースなどの環境づくりを進めるため、危険個所の修繕などを行います。	<評価> 4
	平塚の代表的な景色・景観である平塚八景を貴重な観光資源として活用するため、様々な情報発信を行います。また、多くの人に親しまれ、訪れてもらうための環境づくりを進めます。				平塚八景は本市を紹介する貴重な観光資源として観光事業等で活用しています。また、快適、安全に多くの人を迎え入れるため、ハイキングコースの定期的な巡視などにより危険個所の修繕などを行いました。
70	歴史的・文化的資源の保存と活用	旧横浜ゴム平塚製造所記念館で指定管理による運営管理を実施し、民間の手法での活用事業やバラ等の維持管理の他、講座や音楽演奏会、同館利用団体による活動発表会等を実施し、保存・活用事業を進めていくとともに、自然と調和した景観のある施設づくりを行います。	令和4年度は、緑化まつり関連事業が新型コロナウイルス感染防止のため中止となりましたが、その他例年開催している事業は、感染防止対策を徹底して実施しました。春のバラフェスタ(241人)をはじめ、セプテンバーコンサート(84人)や秋のバラフェスタ(216人)、利用団体による成果発表会を実施しました。また、令和4年度は、3月に文化・歴史講座(49人)を実施し、市外からの来館者も多く、昨年度以上の利用促進に貢献できました。	旧横浜ゴム平塚製造所記念館で指定管理による運営管理を実施し、民間の手法での活用事業やバラ等の維持管理の他、講座や音楽演奏会、同館利用団体による活動発表会等を実施し、保存・活用事業を進めていくとともに、自然と調和した景観のある施設づくりを行います。	<評価> 5
	旧横浜ゴム平塚製造所記念館で講座や音楽演奏会、同館利用団体による活動発表会等を実施し、保存・活用事業を進めていくとともに、バラ等の維持管理により、自然と調和した景観のある施設づくりを行います。				利用者アンケートでは、文化財の維持・管理について高い評価を受けています。指定管理者による湘南を中心とした広域イベント(セプテンバーコンサート)への参加が市内外からの来訪者の増加につながっていますが、今後のさらなる活用のために多様なメディアの利用や市外団体との協働など広域周知の取組みが必要と考えます。
71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	条例に基づく保全樹等の保護事業を推進します。	保全樹等の枯損や倒木を未然に防ぐため、樹木医診断を実施しました。	条例に基づく保全樹等の保護事業を推進します。	<評価> 4
	地区計画等が定められる際に、既存の樹林地の保全に関する事項を定めるなど、保全促進を図ります。				引き続き、枯損等が懸念される樹木の保護に向けた情報収集を行う必要があります。

(3)-2 環境共生型のまちをつくります

●施策1 環境共生モデル都市の形成

(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
72	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民等と連携したまちづくりの推進	目標	80%	90%	100%	—	—
	土地区画整理事業の進捗率						
	土地区画整理組合と連携し、環境共生のまちづくりにおける取組などの検討を進めるとともに、神奈川県と連携し、地元住民や学識経験者、立地企業によるツインシティ大神地区タウンマネジメント連絡会議等において検討を行います。	実績	75%				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	土地区画整理事業の進捗率を上げることができました。

① ツインシティの形成に向けた取組の推進

No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
73	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて取り組みます。	平塚駅～ツインシティ大神～本厚木駅区間の路線バスの確保に向け関係機関と協議を進めました。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて取り組みます。	<評価> 4
	神奈川県など関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて取り組みます。				今後は、県の南のゲートとして多方面へのアクセスが必要になります。
74	ツインシティにおける環境共生の取り組みの推進	土地区画整理組合や立地企業などと協議や調整を図り、クリーンエネルギーの活用、積極的な緑化、雨水の再利用など環境共生の取り組みを進めます。	土地区画整理組合や立地企業などと協議や調整を図り、クリーンエネルギーの活用、積極的な緑化、雨水の再利用など環境共生の取り組みを進めました。	土地区画整理組合や立地企業などと協議や調整を図り、クリーンエネルギーの活用、積極的な緑化、雨水の再利用など環境共生の取り組みを進めます。	<評価> 4
	「ツインシティ大神地区まちづくりガイドライン」に基づき、土地区画整理組合や立地企業などと協議や調整を図り、クリーンエネルギーの活用、積極的な緑化、雨水の再利用など環境共生の取り組みを進めます。				立地企業などと連携し、積極的な環境共生の取り組みを進めることができています。
75	ツインシティにおけるクリーンエネルギーや家庭用燃料電池の導入検討	【都市整備課】住宅街区において、ZEH導入の補助金を拡充するなど、ZEH住宅促進に取り組めます。	【都市整備課】土地区画整理組合の広報紙にZEHに係る補助金の案内を掲載するなどZEH建設の促進を図りました。	【都市整備課】土地区画整理組合の広報紙へZEH建設に対する助成制度の記事を掲載する等により、制度を周知し、ZEH建設の促進を図ります。	<評価> 4
	住宅街区において、ZEH導入の補助金を拡充するなど、ZEH住宅促進に取り組めます。	【環境政策課】土地区画整理組合の広報紙へZEH建設に対する助成制度の記事を掲載する等により、制度を周知し、ZEH建設の促進を図ります。	【環境政策課】土地区画整理組合の広報紙へZEH建設に対する助成制度の記事を掲載することで制度を周知し、ZEH建設の促進を図りました。	【環境政策課】土地区画整理組合の広報紙へZEH住宅に関する情報を記事掲載することで制度を周知し、ZEH建設の促進を図ります。	【都市整備課】今後は、大規模な住宅建設が想定されるため、さらなるZEH建設の促進を進める必要があります。 【環境政策課】住宅街区において、今後住宅の建設が想定されるため、土地区画整理組合の組合員に対してZEH建設の普及促進を図るため補助金等の制度を周知する必要があります。

●施策2 交通の円滑化の推進
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
79	自転車通行帯の整備	目標	61%	70%	79%	88%	97%
	平塚駅3km圏の自転車ネットワーク整備率						
	平塚市自転車活用推進計画に基づき、自転車走行環境を整備します。	実績	49%				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	平塚山下線など8路線の整備を行い、自転車の走行環境を改善し、自転車の利用促進を図ることができました。

① 交通による環境負荷の低減					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
76	バス交通の整備促進	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について調査・検討を行います。バス停上屋設置に対する支援策について、バス事業者との調整に取り組みます。新たなバス停付近の駐輪場等の設置に向けて検討します。情報提供の強化として、バス事業者と連携して、バスマップを配布します。	対面式の神奈川県地域交通研究会に参加し、コミュニティ交通に関する情報収集及び意見交換を行いました。ツインシティ大神地区に整備されるランジットセンター内に、事業者の協力を得て、連節バスにも対応できるバス停上屋を設置しました。また、柳の内バス停付近に新たなバス停付近駐輪場の開設に向け、整備を進めました。	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について情報収集を行います。また、民間事業者と連携した上屋の整備に向けた協議やバスマップ更新時の配布をバス事業者と協働で取り組みます。	<評価> 4
	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について調査・検討を行います。バス停上屋設置に対する支援策について、バス事業者との調整に取り組みます。新たなバス停付近の駐輪場等の設置に向けて検討します。情報提供の強化として、バス事業者と連携して、バスマップを配布します。				計画どおり事業を実施しました。
77	道路の新設・改良	八幡愛甲線の用地取得など、幹線道路の整備に向けて事業を進めます。	八幡愛甲線の用地取得を行いました。(令和4年度実績:用地取得168㎡)	八幡愛甲線の用地取得や真土金目線の幹線道路整備に取り組みます。	<評価> 4
	幹線道路の整備に取り組みます。				八幡愛甲線の地権者との用地売買契約を締結しました。
78	鉄道交通の整備促進	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議の総会において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関に要望活動を引き続き実施します。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議の部会等において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関に要望活動を実施しました。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議の総会において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関に要望活動を引き続き実施します。	<評価> 4
	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、商業関係者と連携しながら、鉄道事業者に対して要望活動を実施します。				計画どおり事業を実施しました。

② 自転車の利用しやすいまちづくり					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
80	駐輪場の整備	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去を徹底します。 また、駅南側の駐輪場については、既存駐輪場の改修を進めます。	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去を徹底しました。 また、駅南側の既存駐輪場再整備スケジュールについて、公益財団法人平塚市まちづくり財団と協議しました。	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去を徹底します。 また、駅南側の駐輪場については、既存駐輪場の改修を進めます。	<評価> 4
	駅南側の駐輪場については、「平塚市自転車活用推進計画」に基づき、駐輪場の新設や既存駐輪場の改修を検討しつつ、駐輪需要に見合った整備に向けて取り組みます。				計画どおり事業を実施しました。
③ 交通の分散と円滑化					
81	新しい公共交通システムの検討	大型商業施設の開業に併せた既存の路線バス拡充に向け、バス事業者や道路管理者及び交通管理者と連携して進めます。	新しい公共交通として、環境負荷の低い電気バスの導入に向けて、バス事業者と協議しました。また、既存の路線バス拡充に向け、関係機関と協議しました。さらに、南北都市軸に新たなバス路線の開設や中間停留所の設置について、バス事業者と協議しました。	大型商業施設の開業に併せた既存の路線バス拡充に向け、引き続き関係機関と連携して進めます。また、大型商業施設の開業後、公共交通需要が高まり一定の時間内に大量輸送が必要な場合、連節バスの導入について関係機関と調整します。さらに、大型商業施設開業後の運行ルートの渋滞状況を確認し、PTPSの必要性について交通管理者やバス事業者と協議します。	<評価> 4
	新しい公共交通システムの導入及び既存バス路線の拡充について、まちづくりの進捗に合わせて検討します。				計画どおり事業を実施しました。

(3)-3 気候変動に適応したまちをつくります

●施策1 ヒートアイランド対策の推進
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
85	クール・タウンの普及啓発の実施	目標	33件	34件	36件	38件	40件
	みどりのカーテンコンテスト応募件数(個人・団体)						
	みどりのカーテンコンテストを実施します。	実績	23件				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
3	個人の部が昨年度23作品から12作品と減少したことにより全体の応募件数も昨年度の32件から大幅に減少しました。

① ヒートアイランド対策の推進					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
82	建物等の緑化の促進	有効な建物等の緑化策について情報収集を行います。	建築物の壁面緑化等の有効な緑化策について情報収集をしました。	有効な建物等の緑化策について情報収集を行います。	<評価> 4
	有効な建物等の緑化策について検討し、導入を推進します。				壁面緑化の製品の情報を集めて、緑化協議に活かしました。
83	身近な公園整備の推進(再掲)	既存の都市公園を適正に管理し、必要に応じて樹木等の補植を行います。	既存の都市公園の樹木が健全に生育できるよう整姿・剪定等を実施しました。	既存の都市公園を適正に管理し、必要に応じて樹木等の補植を行います。	<評価> 4
	みどりのネットワークの拠点となる都市公園の整備を推進します。				既存樹木の整姿・剪定等を行い、都市公園のみどりを保全することができました。
84	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	一部公共施設でグリーンカーテンを設置します。	八幡山の洋館にみどりのカーテンを設置するなど、壁面緑化に取り組みました。	みどりのカーテンづくり相談会を実施し、普及啓発を実施します。	<評価> 4
	ヒートアイランド現象に関する普及啓発を実施します。				八幡山の洋館にみどりのカーテンを設置するなど、壁面緑化に取り組みました。

●施策2 風水害対策の強化
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
86	防災意識の向上	目標	155,000回	190,000回	225,000回	260,000回	295,000回
	防災啓発動画再生回数						
	各種ハザードマップを用いた「マイ・タイムライン」の普及、啓発による防災意識の向上を図ります。	実績	160,000回				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
5	本年度は13本の動画を作成し、総再生回数は160,000回に達しました。

① 防災対策の推進					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
87	災害情報の提供	ほっとメールひらつかの登録者数10,500人を目指します。	ほっとメールひらつか登録者数10,307人	周知啓発等を行い、登録者数増加を図ります。	<評価> 3
	ほっとメールひらつか(地震風水害情報)の登録者数の向上を図ります。				令和4年度で152人増加しましたが、目標値には到達しませんでした。
88	土のうステーション等の整備	総合浸水対策第2次実施計画に基づき土のうステーション等の整備を進めます。	管路を100m整備、フラップゲートを2箇所設置し、土のうステーションを新たに3箇所設置を行いました。	総合浸水対策第2次実施計画に基づき管路等の整備を進めます。	<評価> 5
	土のうステーション・フラップゲートの設置や管路の築造工事等を実施します。				管路の整備やフラップゲートの設置を予定どおり実施し、土のうステーションを予定より1箇所多く設置することができました。
② 浸水対策の推進					
89	総合的な浸水対策	総合浸水対策第3次実施計画の策定に着手します。	総合浸水対策第3次実施計画の策定に着手しました。	総合浸水対策第3次実施計画を策定します。	<評価> 4
	浸水しないまちづくりの実現に向けて、構想づくりを進めます。				総合浸水対策第3次実施計画の策定に予定どおり着手しました。

●施策3 熱中症対策の推進
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
91	熱中症予防への意識啓発	目標	50人	65人	80人	95人	110人
	熱中症対策講習会参加職員数(関係機関職員含む):累計						
	適切な熱中症予防のため講習会を開催します。	実績	49人				
評 価							
年度評価		評価の説明や課題等					
4		平塚労働基準監督署の協力により、市内や近隣の企業等にも周知し参加を得られました。					

① 熱中症対策の推進					
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
	後期事業計画				
90	熱中症予防に関する情報発信の実施	市ホームページやLINE、防災行政無線等により情報を発信することで、熱中症予防の啓発を行います。	熱中症予防行動を促すため、市ホームページで熱中症対策のお知らせをするほか、7・8月の暑さ指数28以上で防災行政無線を活用し、6～9月の熱中症予防強化期間にLINEでも8回周知しました。	市ホームページやLINE、防災行政無線等により情報を発信することで、熱中症予防の啓発を行います。	<評価> 5
	効果的な熱中症予防行動を促す情報発信を行います。				市ホームページやLINE、ほっとメール、防災行政無線により熱中症の情報を発信することで、広く市民に周知することができました。

(4)地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)

4-1 脱炭素社会の実現に向けて取り組みます

●施策1 脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進

(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
92	日常生活における環境への配慮の取組の促進	目標	45%	46%	47%	48%	49%
	コソコソプランの小中学生の参加者の割合						
	イベント等を通して、COOL CHOICEを推進するとともに、ひらつかCO2CO2プランを推進し、日常生活における環境配慮の取組を市民に広げます。	実績	52%				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
5	【小・中学生編】 計画通り参加者数が上昇し、参加割合が高まりました。

① 脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進					
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
93	雨水の有効活用 の促進	広報紙やHP、LINEやTwitterを利用してのメッセージ配信等で制度を周知します。雨水利用推進法で定められている国の財政上の措置等の動向を注視し、雨水の有効活用を啓発します。	雨水貯留槽購入費補助金 8基 浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助金 0基	広報紙やHP、LINEやTwitterを利用してのメッセージ配信等で制度を周知します。雨水利用推進法で定められている国の財政上の措置等の動向を注視し、雨水の有効活用を啓発します。	<評価> 4
	雨水貯留槽の設置補助を実施し、雨水の有効利用を促進します。				広報紙やHP、LINEやTwitterを利用してのメッセージ配信等で制度を周知しました。雨水利用推進法で定められている国の財政上の措置等の動向を注視する必要があります。
94	クール・タウンの普及啓発の実施(再掲)	みどりのカーテンコンテストを実施し、入賞作品を展示して、みどりのカーテンの普及促進を行います。 【応募目標33件】	みどりのカーテンコンテストを実施し、23件の応募がありました。	みどりのカーテンコンテストを実施し、入賞作品を展示して、みどりのカーテンの普及促進を行います。また、みどりのカーテンづくり相談会の開催等によりコンテスト参加者を増やすための検討を行います。 【応募目標34件】	<評価> 3
	みどりのカーテンコンテストを実施します。				個人の部が昨年度23作品から12作品と減少したことにより全体の応募件数も昨年度の32件から大幅に減少しました。
95	クールシェアスポットの紹介	今年度については、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、公共施設を中心にクールシェアスポットとしてウェブサイト等で紹介します。	新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、公共施設を中心にクールシェアスポットとしてウェブサイト等で紹介しました。	公共施設を中心にSNSを活用しクールシェアスポットとして紹介します。	<評価> 4
	公共施設に加え、民間事業者にも参加を呼びかけ、クールシェアスポットを増やし、ウェブサイト等で紹介します。				計画通り公共施設を中心にクールシェアスポットとして紹介しました。又、今年度は民間屋外施設を追加し、紹介しました。
96	ライトダウンキャンペーンの実施	ライトダウンキャンペーンを実施し、公共施設や企業の参加を促します。	1月13日に市内の事業者に一斉消灯を呼びかけ、市内16事業所等に協力宣言をしてもらいました。エコキャンドル作り教室を開催したり、周知ポスターを市内の公共施設や事業所に掲示を依頼することで市民の参加を促しました。また、同時に星空の観察も併せて呼びかけることにより、光害(ひかりがい)の問題についても周知しました。	ライトダウンキャンペーンを実施し、公共施設や企業の参加を促します。	<評価> 4
	ライトダウンキャンペーンを実施し、公共施設や企業の参加を促します。				市内の事業者、各家庭に一斉消灯を呼びかけるだけではなく、同日に星空の観察も併せて周知することで、取組に参加する動機づけを高めることや光害(ひかりがい)の問題を周知することができました。取組が市域全体に広がるように令和5年度以降も事業の周知啓発を継続して行います。

●施策2 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
98	高機能住宅の普及促進	目標	30件	40件	50件	60件	70件
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の補助件数:累計						
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)を建築する場合に、その費用に対し、支援します。	実績	24件				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	ZEH補助金のほか、ZEHパートナー事業者との連携し宿泊体験会を実施し、市民に対してZEH住宅の魅力を発信しました。

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
99	事業者のCO2削減につながる設備投資支援	目標	32件	12件※	12件※	12件※	12件※
	脱炭素化及び生産性の向上に係る設備導入の支援件数						
	市内中小企業等の脱炭素化に向けた生産設備や、電気自動車等の導入経費の一部を補助します。 また、製造業等が事業所の新增築にあわせて設置する、太陽光発電等の環境配慮型設備の導入経費の一部を補助します。	実績	6件				

※予算規模縮小のため、目標設定を変更

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
2	半導体不足の影響やコロナ禍で設備投資を控える動きが目立つ中で、補助金及び制度融資を通じて市内中小企業等の脱炭素化と生産性向上に係る設備導入を支援しました。

① 一般家庭や事業者への再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進						
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
97	再生可能エネルギーや省エネルギー機器等に関する普及啓発の実施	市民団体や事業者等と協力し、イベント等の開催に合わせて、再生可能エネルギーや省エネ機器（燃料電池やコージェネレーション）等の情報提供を行います。	電力の地産地消パートナー企業との協働により、再生可能エネルギー導入に関する事項を中心とした意識啓発をパネル展にて実施いたしました。	専用webページの新設や市民団体や事業者等と協力し、イベント等の開催に合わせて、再生可能エネルギーや省エネ機器の情報提供を行います。	<評価>	4
	市民団体や事業者等と協力し、イベント等の開催に合わせて、再生可能エネルギーや省エネ機器（燃料電池やコージェネレーション）等の情報提供を行います。				電力小売事業者との協働であったことから、啓発パネルの内容が、再生可能エネルギー中心となった。今後、省エネ機器の啓発にも注力していきます。	
100	建築に伴う環境負荷の低減	法令等に基づく指示等を実施します。	建築物省エネ法に基づく届出において、必要に応じて改善をするよう指導を行いました。	法令等に基づく指示等を実施します。	<評価>	4
	法令に基づく指示等を継続して実施します。				建築物省エネ法に基づく届け出において、基準に適合しない案件については適合するよう指導した結果、不十分な届出はありませんでした。	
101	防犯街路灯のLED照明の使用	防犯街路灯を新規に設置する際は、LED照明を採用します。	LED防犯街路灯を57灯設置しました。	防犯街路灯を新規に設置する際は、LED照明を採用します。防犯街路灯を設置することで、省エネ化を推進します。	<評価>	4
	防犯街路灯を新規に設置する際は、LED照明を採用します。				新規設置した防犯街路灯はすべて、LED照明を使用しました。	
102	道路照明灯のLED照明の使用	新規設置はLED照明設備を採用し、W数の小さい既設非LED照明については更新時にLED化をしていきます。	16箇所をLED化しました	新規設置はLED照明設備を採用し、W数の小さい既設非LED照明については更新時にLED化をしていきます。	<評価>	4
	既存の道路照明灯は全灯をLED化していくとともに、今後、新規に設置する際は、LED照明を採用します。				非LED照明灯具の更新時にLED灯具を採用することができました。	
103	環境に配慮した電力契約の推進	電気使用量を令和3年度比で1.0%削減、CO2排出量を令和2年度実績を維持し、公用車の燃費実績の向上、ペーパーレス化の推進に取り組めます。	県の0円ソーラー事業や太陽光及び蓄電池の共同購入事業等を周知し、一般家庭向けの取り組みを周知しました。	県の0円ソーラー事業や太陽光及び蓄電池の共同購入事業等を周知し、一般家庭向けの取り組みを周知しました。	<評価>	4
	一般家庭における再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出量の少ない電力への切替を関係機関と連携して進めます。				県が一般家庭向けに実施している事業を周知しました。	

② 環境に配慮した次世代自動車等の導入促進						
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
	後期事業計画				<評価>	
104	電気自動車等の次世代自動車に関する普及促進の実施	ひらつか環境フェアにて、電気自動車の普及促進に関するイベントを開催します。	市内企業(日産自動車株)との協働事業により、ひらつか環境フェアにて、電気自動車の普及促進に関するイベントを開催しました。	ひらつか環境フェアにて、電気自動車の普及促進に関するイベントを開催します。	<評価>	4
	電気自動車など、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。				市内企業(日産自動車株)から電気自動車を借用し、充放電機能やプロパイロットパーキングの体験会を実施いたしました。	
105	路線バス電動化の促進	電気バスを導入する路線バス事業者に対して補助金を交付します。	当該補助金を用いて、2台の電気バス及び1台の充電設備が導入されました。	令和4年度に導入した電気バスの運用状況を確認しながら、令和6年度の追加導入に向けて、バス事業者と協議します。	<評価>	5
	市内を運行する路線バス事業者に対し、電気バスの導入を支援します。				当初は1台の電気バス導入を目標としていたが、2台の導入実績が得られました。	
106	電気自動車の充電設備の設置	新たに公共施設に電気自動車の充電設備の設置を検討します。	公共施設に電気自動車の普通充電設備を新たに複数設置しました。	既存駐車場への電気自動車用普通充電器の設置手法(ビジネスモデル等)を研究します。	<評価>	5
	公共施設に電気自動車の充電設備を設置します。				全庁的な取り組みとして、電気自動車を新たに10台導入し、この中で、併せて、保健センター他3施設に普通充電器を新規設置しました。	
107	EVシェアリングの検討	公用車のEVシェアリングについて検討します。	公用車のEVシェアリングについて検討しました。	本市に条件の良い公用車のEVシェアリングの在り方について引き続き研究します。	<評価>	3
	EVの利活用のため、シェアリングの検討を進めます。				事業者からシェアリングを行う等、本市への適合性等を研究しました。	
108	水素ステーションの設置	水素ステーション設置に向けた研究の一環として、新技術等の情報収集を行います。	環境省主催のオンラインセミナー等で新技術に関する情報収集を行いました。	水素ステーション設置に向けた研究の一環として、新技術等の情報収集を行います。	<評価>	3
	水素ステーション設置の実現に向け、課題を整理し、事業スキームを研究します。				水素ステーションについては、最先端技術のため長期的な視点で情報収集に努めました。	

③ 再生可能エネルギー等の地産地消の促進						
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
	後期事業計画					
109	再生可能エネルギーの利活用	再生可能エネルギーの地産地消による有効活用できる仕組みの研究を進めます。	地域脱炭素プラットフォームや環境省主催のオンラインセミナーにて先進自治体の事例を情報収集しました。	再生可能エネルギーの地産地消による有効活用できる仕組みの研究を進めます。	<評価>	3
	地域新電力会社の設立をはじめ、再生可能エネルギーの地産地消による有効活用できる仕組みの研究を進めます。				先進事例を参考にしながら、再生可能エネルギーの利活用について検討しました。	
110	一定区域での電力消費実質ゼロの検討	「地域脱炭素ロードマップ」にある脱炭素先行地域づくりの申請に向けた事業計画の検討を進めます。	ゼロカーボンシティ実現に向けた庁内推進会議及びワーキング会議にて再エネ推進交付金を活用した脱炭素施策の検討を進めました。	「地域脱炭素ロードマップ」にある重点対策加速化事業の申請に向けた事業計画の検討を進めます。	<評価>	4
	民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素排出が実質ゼロとなる区域の実現に向けた検討を進めます。				再エネ導入計画づくりに係る調査結果を踏まえて、本市の課題に沿った脱炭素施策を実現するため関係各課と連携し検討を進めました。	
111	ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給をします。	環境事業センターから余熱利用施設に熱を供給しました。	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給をします。	<評価>	4
	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給をします。				計画通り、温水及び熱を供給しました。	
112	廃棄物発電	環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電します。	発電余剰分として、23,634,618kWhの電力を売電しました。	環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電します。	<評価>	4
	環境事業センターの焼却熱を利用した発電を行い、施設にて電気を使用するとともに、余剰分を売電します。				環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電しました。	
113	廃棄物発電を利活用	【環境政策課】 廃棄物発電の利活用によるEV充電の事業スキームを構築します。 【収集業務課】 担当課で連携し、廃棄物発電の利活用によるEV充電の事業スキームを構築します。	【環境政策課】 廃棄物発電の利活用によるEV充電の事業スキームを構築しました。 【収集業務課】 担当課で連携し、廃棄物発電の利活用によるEV充電の事業スキームの一部を構築しました。	【環境政策課】 当該事業スキームの発注方法等、さらに具体的な検討を行います。 【収集業務課】 担当課で連携し、廃棄物発電の利活用によるEV充電の事業スキームを構築します。	<評価>	4
	廃棄物発電の利活用によるEV充電の事業スキームを構築します。				【環境政策課】 環境事業センター、SPC及びプラントメーカーとの協議により、具体的なEV充電器の設置場所、配線、その他車両の動線を確認し、事業スキームを概ね構築しましたが、具体的な発注方法の確定には、至りませんでした。	

④ 脱炭素社会に向けた技術革新への支援						
114	地域資源を活用した新産業(波力発電関連分野)の創出	波力発電の共同研究を支援すると共に、平塚での次の波力発電所の設置に向けた検討を関係機関等と進めます。	波力発電の低コスト化に資する新型発電機の陸上試験等の共同研究を支援しました。また、次の波力発電所の設置に向けた検討を進めました。	波力発電の共同研究を支援すると共に、平塚での次の波力発電所の設置に向けた検討を関係機関等と進めます。	<評価>	4
	波力発電の産業化を目指し、市内企業等と波力発電の普及を目指します。				新型発電機の開発は順調に進みました。次の波力発電所の設置については、当初想定していた交付金の活用ができなくなり、新たな財源を探す必要があります。	
115	産学との共同研究	脱炭素に関する共同研究を支援すると共に、あらゆる施策を検討します。	【産業振興課】 脱炭素に関する共同研究を支援すると共に、地域産業の活性化を図ります。 【環境政策課】 産業振興課等と連携し、脱炭素に関する共同研究を検討しました。	【産業振興課】 申請を受けた共同研究を補助するとともに、制度の見直しを検討します。 【環境政策課】 脱炭素に関する共同研究を支援すると共に、あらゆる施策を検討します。	<評価>	5
	産学との共同研究への支援をはじめ、あらゆる施策を検討します。				【産業振興課】 特別支援枠(脱炭素に関する研究)2件と一般支援枠1件の申請を受けました。 【環境政策課】 波力発電事業をはじめ、産業振興課等と連携し、脱炭素に関する共同研究を検討しました。	

●施策3 市の事業活動における環境への配慮
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
118	公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	目標	30%	30%	40%	40%	50%
	消費電力に対するカーボンフリーのエネルギー調達割合						
	公共施設の電力調達にあたっては、カーボンフリーの電力を調達できるよう、事業者選定を推進します。	実績	30%				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
5	かながわ再エネオークションの仕組みを活用し、高圧受電施設を中心にカーボンフリー電力の調達を行いました。

① 市の事業活動における環境への配慮					
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
116	ひらつかエコモードの取組の推進	電気使用量を令和3年度比で1.0%削減、CO2排出量を令和2年度実績を維持し、公用車の燃費実績の向上、ペーパーレス化の推進に取り組めます。	CO2排出量は、令和2年度実績を維持する予定ですが、電気使用量は、令和3年度比で1.0%の削減は達成不可の見込みです。なお、公用車の燃費実績の向上、ペーパーレス化の取り組み推進は計画どおり進めました。	電気使用量の削減や契約電力の環境性能改善を進め、調整後排出係数による事務事業（業務部門）のCO2排出量を17,960t-CO2以下に削減します。また、公用車の燃費実績について、令和4年度比で維持又は向上させます。	<評価> 3
	市の環境配慮活動が向上するよう、省エネルギーや省資源等に継続的に取り組めます。				コロナ禍の影響下において、令和3年度と比し、令和4年度は事業活動がさらに回復したことから、電気使用量としては増加傾向にありますが、高圧受電施設を中心に一部、カーボンフリー電力の導入を行ったことから、CO2排出量は令和2年度比で減となる見込みです。
117	公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進	省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討を促進するとともに、電力の切り替えと屋根貸し事業による太陽光発電など、いろいろな導入方策についての調査・研究を行います。	省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討を促進するとともに、電力の切り替えと屋根貸し事業による太陽光発電など、いろいろな導入方策についての調査・研究を行います。	補助金等を活用した省エネ改修や、省エネ型機器の導入を誘導するとともに、PPAモデルによる既存公共施設への太陽光発電システム導入について、具体的な検討を行います。	<評価> 5
	省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討を促進するとともに、電力の切り替えと屋根貸し事業による太陽光発電など、いろいろな導入方策についての調査・研究を行います。				公共施設へのPPAモデル導入時の法的整理を行い、受益者負担の観点を踏まえた要綱を制定しました。また、ゼロカーボン実現に向けた庁内推進会議等において、補助金を活用した省エネ機器導入のインセンティブ等について、周知を図るとともに、施設の改修等について、個別協議を行う仕組みを整理しました。

(4)-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます

●施策1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
119	ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発	目標	861g	861g	856g	849g	843g
	市民一人一日当たりのごみ排出量						
	家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の啓発を広く実施します。	実績	818g (速報値)				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	【環境政策課】 ごみ通信を年3回(4月、8月、12月)発行し、啓発を行いました。

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
127	ごみの排出ルールの徹底や指導	目標	27.9%	28.3%	28.9%	29.5%	30.0%
	ごみの資源化率						
	資源として利用可能なごみの分別排出を徹底します。また、減量化・資源化の意識づけと必要に応じて指導・支援を実施します。	実績	25.1% (速報値)				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	【環境政策課】 ごみ通信を年3回(4月、8月、12月)発行し、啓発を行いました。

① 廃棄物の発生抑制の推進					
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
120	使用済小型電子機器等の資源化の促進	小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)の資源化の促進に取り組み、さらなる資源化の施策を推進します。	小型家電回収BOXを各地区公民館など市関連施設(31施設)に設置して16トン回収、また、民間委託をしている不燃ごみ収集運搬業務において、不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)を選別収集して34トン、合計50トンの小型家電を認定事業者へ引き渡すことで資源化の促進に取り組みました。	小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)の資源化の促進に取り組み、さらなる資源化の施策を推進します。	<評価> 4
	小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)の資源化の促進にも取り組みます。				小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)を選別収集することにより、資源化が促進されました。
121	環境にやさしい店舗づくりの推進	ごみ減量化・資源化協力店の活動を促進します。	ごみ減量化・資源化協力店に対し令和4年度の取組や食品ロス削減に関するアンケートを実施しました。また、ホームページ等を通じて、協力店の利用促進に努めました。	ごみ減量化・資源化協力店の活動を促進します。	<評価> 3
	ごみ減量化・資源化協力店の活動を促進します。				周知を行っているものの、廃業等の理由により登録店数が減少している。
122	食品ロス削減の推進	県と連携し、市民や関係団体の取組を積極的に支援し、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減を進めます。	認定NPO法人フードバンク湘南と連携し、フードドライブの実施や、食品関連事業者へ廃棄食品を寄付に転換するよう周知しました。	県と連携し、市民や関係団体の取組を積極的に支援し、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減を進めます。	<評価> 4
	県と連携し、市民や関係団体の取組を積極的に支援し、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減を進めます。				市民からの食品寄付に加え、食品関連事業者等からNPO法人フードバンク湘南への食品寄付や寄付金につながりました。
123	可燃ごみの戸別収集拡充	可燃ごみ戸別収集の対象地区を段階的に拡充します。	拡大対象地区の選定、適切な広報の実施等による市民周知を行い、令和4年10月に可燃ごみ戸別収集対象地区を拡充しました。	可燃ごみ戸別収集の対象地区を段階的に拡充します。	<評価> 4
	可燃ごみの戸別収集の対象地区を拡充します。				引続き、適正な広報等の実施により、戸別収集への理解と協力が得られるよう取組む必要があります。
124	プラごみ削減に向けた普及啓発	プラスチックごみの削減に向けた適正処理の啓発を行います。	【環境政策課】ホームページや平塚市ごみ通信等を通じて、プラスチックごみの適正処理の啓発を行いました。 【収集業務課】他自治体の視察、ごみの組成調査等、担当課で連携し、プラスチックごみに係る調査・研究を行いました。	【環境政策課】ホームページや平塚市ごみ通信等を通じて、プラスチックごみの適正処理の啓発を行います。 【収集業務課】担当課で連携し、プラスチックごみに係る調査・研究を行い、適正な分別、啓発等の検討を行います。	<評価> 4
	プラスチックごみの削減に向けた適正処理の啓発を行います。				【環境政策課】ホームページ等の各種広報媒体に、恒常的に掲載している情報が形骸化しないよう留意しています。 【収集業務課】引続き、他自治体の視察、ごみの組成調査等、担当課で連携し、プラスチックごみに係る調査・研究を行う必要があります。
125	海洋プラスチック問題	海洋プラスチック問題について、県や他自治体、市民団体等と連携して、啓発や清掃活動に取り組みます。	県や他自治体、市民団体等と連携して、啓発や清掃活動に取り組みました。	県や他自治体、市民団体等と連携して、啓発や清掃活動に取り組みます。	<評価> 4
	海洋プラスチック問題について、県や他自治体、市民団体等と連携して、啓発や清掃活動に取り組みます。				地元企業・団体が共催するワークショップに参加し、平塚市の海洋プラスチックの現状について関係者で情報共有を図りました。

② 廃棄物の資源化・適正処理の推進					
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
126	剪定枝の有効利用	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことにより、剪定枝の資源化に努めます。	市民にごみの適正排出を啓発し、家庭系162トン、公共系668トン、合計830トンの剪定枝の戸別収集を実施しました。	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことにより、剪定枝の資源化に努めます。	<評価> 4
	剪定枝の予約制各戸収集を行い、二宮町ウッドチップセンターへ搬入し、資源化量の向上を推進します。				市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことにより、剪定枝の資源化に努めました。
128	焼却残さの資源化の推進	計画通り、ごみ焼却施設焼却残さを資源化します。	焼却残さを100%資源化しました。	計画通り、ごみ焼却施設焼却残さを100%資源化します。	<評価> 4
	ごみ焼却施設の焼却残さを資源化します。				計画通り、ごみ焼却施設焼却残さを100%資源化しました。
129	バイオマス発電施設の誘致に向けた検討	バイオマス発電など、再生可能エネルギー発電設備の誘致について、研究を進めます。	地域脱炭素プラットフォームや環境省主催のオンラインセミナーにて先進自治体の事例を情報収集しました。	バイオマス発電など、再生可能エネルギー発電設備の誘致について、研究を進めます。	<評価> 3
	バイオマス発電など、再生可能エネルギー発電設備の誘致について、研究を進めます。				会議やオンラインセミナーにて先進的な事例について情報収集しました。
130	プラごみ削減の事業スキーム構築に向けた研究	担当課で連携し、国等の動向を注視しながら、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環を促進する事業スキーム構築に向けた研究を行います。	【環境政策課】担当課で連携し、国等の動向を注視しながら、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環を促進する事業スキーム構築に向けた研究を行いました。 【収集業務課】他自治体の視察、ごみの組成調査等、担当課で連携し、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環を促進する事業スキーム構築に係る調査、研究を行いました。	【環境政策課】担当課で連携し、国等の動向を注視しながら、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環を促進する事業スキーム構築に向けた研究を行います。 【収集業務課】担当課で連携し、国等の動向を注視しながら、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環を促進する事業スキーム構築に向けた研究を行います。	<評価> 4
	国等の動向を注視しながら、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環を促進する事業スキーム構築に向けた研究を行います。				【環境政策課】担当課職員によるワーキング会議を開催し、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環について研究を行いました。 【収集業務課】引続き、他自治体の視察、ごみの組成調査等、担当課で連携し、プラスチック使用製品廃棄物の資源循環を促進する事業スキーム構築に係る調査、研究を行う必要があります。
131	広域的なごみ処理の推進	分別収集区分の統一に係るマニュアルを運用します。	マニュアルに基づいた分別収集について、適切な運用を行いました。	分別収集区分の統一に係るマニュアルを運用します。	<評価> 4
	分別収集区分の統一に係るマニュアルを運用し、適正な分別収集を推進します。				広域での分別収集について、適切な運用を行いました。
132	海岸ごみの処理	公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、平塚海岸等に漂着・散乱したごみを市施設で処理します。	公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、平塚海岸等に漂着・散乱したごみを市施設で処理しました。	公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、平塚海岸等に漂着・散乱したごみを市施設で処理します。	<評価> 4
	公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、平塚海岸等に漂着・散乱したごみを市施設で処理します。				環境事業センター及び粗大ごみ破砕処理場にて約140t処理しました。

●施策2 不法投棄防止対策の推進

① 不法投棄防止対策の推進					
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
133	不法投棄防止パトロールの実施				<評価> 4
	県をはじめとした関係機関と連携したパトロールの実施及び日常的なパトロール強化を図り、不法投棄の防止、早期発見に努めます。	県をはじめとした関係機関と連携したパトロールの実施及び日常的なパトロール強化を図り、不法投棄の防止、早期発見に努めます。	県をはじめとした関係機関と連携したパトロールを4回実施することに加え、日常的なパトロール箇所の精査を行い、効果的な対策を検討しました。	県をはじめとした関係機関と連携したパトロールの実施及び日常的なパトロール強化を図り、不法投棄の防止、早期発見に努めます。	日常的に投棄されていた場所について、排出頻度及び排出量の減少が確認できました。また、新たに投棄される場所について認識ができ、対策を検討することができました。
134	不法投棄防止に向けた普及啓発				<評価> 4
	県をはじめとした関係機関と協力しながら看板掲出等により適正排出を啓発します。	県をはじめとした関係機関と協力しながら看板掲出等により適正排出を啓発します。	県をはじめとした関係機関と協力しながら104枚の看板掲出等により適正排出を啓発しました。	県をはじめとした関係機関と協力しながら看板掲出等により適正排出を啓発します。	関係機関と連携しながら、看板掲出等に努め、適正排出を啓発することができました。
135	不法投棄物の追跡調査と回収				<評価> 4
	警察をはじめとした関係機関と連携しながら、調査と回収に取り組みます。	警察をはじめとした関係機関と連携しながら、調査と回収に取り組みます。	警察をはじめとした関係機関と連携しながら、調査と回収に取り組み、4件の行為者特定に繋げ、適正に処理されました。	警察をはじめとした関係機関と連携しながら、調査と回収に取り組みます。	警察との意見交換等を継続的に行いました。また、調査が必要な悪質な事案が前年度より減少しました。

(5)市民・事業者等による環境保全活動を促進します(環境保全活動等)

5-1 環境教育・環境学習を推進します

●施策1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
136	わかば環境ISOの推進	目標	57校・園	57校・園	58校・園	58校・園	58校・園
	参加校・園数						
	わかば環境ISOを通した環境配慮活動に、幼稚園・認定こども園・学校で取り組むことで、子どもたちの環境に対する意識を育みます。	実績	58校・園				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
5	令和4年度はわかば環境ISOの取組がさらに広がるように事業の趣旨・目的を直接説明することで、新たに私立認定こども園の「道和幼稚園」1校が取組に参加しました。

① 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校での環境学習の推進

No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
	後期事業計画				<評価>	
137	保育園における環境への取組の促進	緑のカーテンの設置や節水などに取り組みます。また、廃材を利用した作品を作るなど、環境配慮への取り組み及び啓発を行います。	節水・節電の呼びかけや廃材を利用した作品の製作、マチコミを利用した、掲示物のペーパーレス化、ゴミの削減(使用済み封筒・菓子袋をゴミ袋として利用)、緑のカーテンは、全園で取り組みました。また、バケツコンポスターでたい肥作り(給食の野菜の皮を利用し、生ごみ削減)(2園)等を行いました。	緑のカーテンの設置や節水などに取り組みます。また、廃材を利用した作品を作るなど、環境配慮への取り組み及び啓発を行います。	<評価>	4
	緑のカーテンの設置や節水などに取り組みます。また、廃材を利用した作品を作るなど、イベント等で積極的にリサイクルを行います。					

② 学校などでの環境学習の支援						
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
	後期事業計画					
138	学校での出前教室等の開催	【収集業務課】 小学4年生を対象にごみ学級を実施し、環境学習の機会を提供します。また、乳幼児を対象にごみ収集車見学会を実施し、環境学習のきっかけを提供します。	【収集業務課】 小学4年生を対象にしたごみ学級を26校(1,822人)で実施しました。また、乳幼児を対象にごみ収集車見学会を19園(1,667人)で実施しました。	【収集業務課】 小学4年生を対象にごみ学級を実施し、環境学習の機会を提供します。また、乳幼児を対象にごみ収集車見学会を実施し、環境学習のきっかけを提供します。	<評価>	5
	学校などで出前教室を開催するなどして、子どもたちへの啓発を進めます。また、ごみ学級を環境事業センターで実施します。	【環境政策課】 学校などで出前教室を開催するなどして、子どもたちへの啓発を進めます。また、ごみ学級を環境事業センターで実施します。	【環境政策課】 学校などで出前教室を開催するなどして、子どもたちへの啓発を進めます。	【環境政策課】 学校などで出前教室を開催するなどして、子どもたちへの啓発を進めます。	【収集業務課】 ごみ収集車見学会については、対象を一部の私立保育園等及び幼稚園に拡大しました。	【環境政策課】 昨年度を超える回数を学校などで出前教室を開催し、子どもたちへの啓発を進めました。
139	環境学習教材や情報の提供	【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を一部改訂し、市内小学3年生に配布します。	【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を一部改訂し、市内小学3年生に配布しました。	【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を一部改訂し、市内小学3年生に配布します。	<評価>	4
	「わたしたちの平塚」を小学校3年生へ配布し、身近な環境に関する学習機会を提供します。環境学習教材の貸し出しを実施します。また、ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」により、情報提供を行います。	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しを実施します。また、ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」により、情報提供を行います。	【環境政策課】 ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」により情報提供を行います。なお、環境学習教材の貸し出しは0件でした。	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しを実施します。また、ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」により、情報提供を行います。	【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を市内小学3年生に予定数量配布しました。	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しはありませんでした。
140	エネルギーの環境学習				<評価>	4
	市民団体や企業等と連携し、エネルギーの環境教育を進めます。	市民団体や企業等と連携し、エネルギーの環境教育を進めます。	市民団体と連携し、エコキャンドル作り教室を開催し6組7名の参加がありました。	実施予定なし	市民団体と連携し、エコキャンドル作り教室を開催しました。新型コロナウイルス感染症流行により昨年度の参加人数を下回りました。	

●施策2 地域における環境教育・環境学習の充実
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
146	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施	目標	15回	15回	15回	16回	16回
	講座開催回数 ひらつか環境ファンクラブと連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を開催します。	実績	17回				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
5	ひらつか環境ファンクラブと連携することで、当初の予定回数よりも多く環境・地球温暖化対策出前講座を開催することができました。

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
147	ひらつか環境フェアの実施	目標	150人	500人	600人	700人	1,000人
	参加者数 市民団体等と協働し、子どもや親子を対象に環境への意識啓発と体験学習のイベントを実施します。	実績	238人				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	昨年度よりも多くの市民にイベントへの参加いただくことができました。☑

① 子どもを対象とした環境教室等の開催

No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
	後期事業計画					
141	子ども環境教室の開催	子ども環境教室(海岸編、里山編、金目川の生き物観察会等)を実施します。	夏休み子ども環境教室【里山編】を開催しました。 参加人数:27人 開催日:令和4年7月30日(土)	こども環境教室(海岸編、里山編、金目川の生き物観察会等)を実施します。	<評価>	5
	子ども環境教室(海岸編、里山編、金目川の生き物観察会等)を実施します。		夏休み子ども環境教室川編(金目川生き物観察会)を開催しました。 参加人数:53人 開催日:令和4年7月31日(日) こども環境教室【海岸編】を開催しました。 参加人数:49人 開催日:令和4年11月20日(日)		計画どおり子ども環境教室(海岸編、里山編、金目川の生き物観察会等)を実施することができました。	
142	環境ポスターコンクールの実施	環境ポスターコンクールを実施します。	環境ポスター370点の応募がありました。入賞作品を平塚市中央図書館で展示し、表彰式も同会場で開催しました。	実施予定なし	<評価>	4
	環境ポスターコンクールを実施します。				昨年度の作品数(303点)を超える応募数がありました。又、平塚市中央図書館にて表彰式を3年ぶりに開催することができました。	
143	こども自然体験教室の開催	びわ青少年の家で、農作業や収穫物体験教室(びわっこクラブ)を会員32名で年9回開催します。	びわ青少年の家で、農作業や収穫物体験教室(びわっこクラブ)を会員32名で年9回開催しました。	びわ青少年の家で、農作業や収穫物体験教室(びわっこクラブ)を会員32名で年8回開催します。	<評価>	4
	こども自然体験教室(びわっこクラブ)で、農作業や収穫物の加工・創作活動などを行います。				換気や手指消毒等の感染対策を徹底し、予定回数を実施しました。	

② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進						
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
	後期事業計画				<評価>	
144	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	【青少年課】 びわ青少年の家で、農作業や収穫物体験教室(びわっこクラブ)を会員32名で年9回開催しました。また、11月の紅葉のもと、市内在住、青少年と同居のご家族を対象とした新規事業「びわでバーベキューしませんか」(野外セルフBBQイベント)を実施し、3日間合計20家族92名が参加しました。 【中央公民館】 地域の学習ニーズを把握し、地域の自然環境や地域人材・団体を活用した講座を行います。	【青少年課】 びわ青少年の家で、農作業や収穫物体験教室(びわっこクラブ)を会員32名で年9回開催しました。また、11月の紅葉のもと、市内在住、青少年と同居のご家族を対象とした新規事業「びわでバーベキューしませんか」(野外セルフBBQイベント)を実施し、3日間合計20家族92名が参加しました。 【中央公民館】 「親子ホタル観察会」や「海と山の探検隊」、「砂イルカを作ろう!」など、地域のニーズに合わせた講座を実施しました。(計20事業、参加者数延べ775人)	【青少年課】 びわ青少年の家で、農作業や収穫物体験教室(びわっこクラブ)を会員32名で年8回開催します。また、市内在住のご家族を対象とした野外BBQイベントを1回以上開催します。 【中央公民館】 地域の学習ニーズを把握し、地域の自然環境や地域人材・団体を活用した講座を行います。	<評価>	5
	地域の学習ニーズを把握し、地域の自然環境や地域人材、団体等と協働し、環境を身近に感じようとする催しや講座等を開催します。				【青少年課】 「びわっ子クラブ」は、換気や手指消毒等の感染対策を徹底し、予定回数を実施しました。「びわでバーベキューしませんか」については、当市広報動画「ひらつかシングス」で当施設が紹介された件とあわせて広報平塚に掲載し、募集しました。参加者には当施設を知らなかったり、使ったことのない方も多かったため、より多くの市民に当施設を知ってもらいご利用いただくため、次年度も同様のイベント企画を検討します。 【中央公民館】 昨年度より事業数、参加者数が増加しました。今後は、さらに環境関連の講座を実施する公民館を増やしていきます。	
145	博物館における環境に関する講座等の開催	野生動植物に関する調査や自然観察などの行事を開催します。また、市内の植物相の状況調査と植物標本の整理を行います。	【博物館】 自然観察などの行事は延べ17回開催し136人が参加しました。また、市民グループが主体となり、館蔵植物標本の整理とデータ化を行いました。	野生動植物に関する調査や自然観察などの行事を開催します。また、市内の植物相の状況調査と植物標本の整理を行います。	<評価>	4
	野生動植物に関する調査や自然観察などの行事を開催します。また、市内の植物相の状況調査と植物標本の整理を行います。				行事参加者では昆虫などの観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進されました。植物標本の整理とデータ化を実施し資料を蓄積しました。	
146	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施	環境・地球温暖化対策出前講座開催回数：15回	ひらつか環境ファンクラブの連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を16回、みどりのカーテングり相談会を1回開催しました。	ひらつか環境ファンクラブと連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を開催します。	<評価>	5
	ひらつか環境ファンクラブと連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を開催します。				ひらつか環境ファンクラブと連携することで、当初の予定回数よりも多く環境・地球温暖化対策出前講座を開催することができました。	
③ 人材育成						
No.	個別施策	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明	
	後期事業計画				<評価>	
148	環境保全に関わるリーダー等の養成	環境保全活動などに積極的に取り組む市民(リーダーやコーディネーター)養成のため、環境市民講座等の開催や啓発を行います。	平塚市環境市民講座を開催しました。又、環境保全団体の活動を紹介するパネル展示を実施しました。	平塚市環境市民講座を開催します。環境保全団体の活動を紹介するパネル展示を実施します。	<評価>	4
	環境保全活動などに積極的に取り組む市民(リーダーやコーディネーター)養成のため、環境市民講座等の開催や啓発を行います。				昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響からオンライン形式での開催であり、今年度は対面で開催となり多くの市民に見てもらうことができました。	

(5)-2 市民等の取組や連携を支援します

●施策1 市民活動や企業の取組に対する支援
(重点施策)

目 標							
No.	個別施策	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	指標						
	後期事業計画						
153	ひらつか環境ファンクラブのイベントへの出展支援や活動発表会の開催を支援します。	目標	団体会員 30団体	団体会員 30団体	団体会員 31団体	団体会員 31団体	団体会員 32団体
	ひらつか環境ファンクラブ団体会員数						
	ひらつか環境ファンクラブのイベントへの出展支援や活動発表会の開催を支援します。	実績	29団体				

評 価	
年度評価	評価の説明や課題等
4	ひらつか環境ファンクラブのイベントへの出展支援や活動発表会の開催を支援しました。 団体会員数は、29団体から増減がありませんでした。

① 市民の環境保全活動に対する支援					
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
149	環境保全活動団体への支援		【環境政策課】 4月、10月に地区美化推進連絡協議会を開催し、まちぐるみ大清掃についての注意事項等について説明しました。地区美化推進員会に対し「美化運動推進事業補助金」を交付しました。 【みどり公園・水辺課】 ・159団体へ交付金交付 ・公園愛護会連絡協議会総会の書面開催 ・役員会の開催 ・会報の発行		<評価> 4 【環境政策課】 連絡協議会を開催し、まちぐるみ大清掃の説明や各地区における課題を共有することで円滑なイベント運営ができました。 【みどり公園・水辺課】 159団体へ交付金を交付し、公園愛護会連絡協議会総会の書面開催、役員会の開催、会報の発行を行いました。
	地区美化推進委員長連絡協議会や公園愛護会・緑化モデル団体の活動支援を行います。	【環境政策課】 地区美化推進委員長連絡協議会や公園愛護会・緑化モデル団体の活動支援を行います。 【みどり公園・水辺課】 地区美化推進委員長連絡協議会や公園愛護会・緑化モデル団体の活動支援を行います。			
150	市民によるまちづくりの支援				<評価> 3 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、まちづくりわいわい塾、まちづくり探偵団は開催できませんでしたが、代替策として啓発パンフレットの作成について検討を進めました。 また、新型コロナウイルス感染防止のため例年の内容と一部変更をしましたが、スケッチ展及び景観パネル展を開催し、景観に関する情報提供や啓発を行うことで市民によるまちづくりを支援しました。
	まちづくりわいわい塾、まちづくり探偵団の開催、スケッチ展の開催、景観まちづくりに関連する事業の紹介や景観パネル展を開催して、情報提供等を行うことにより、市民によるまちづくりを支援します。	まちづくり探偵団等の開催やスケッチ展の開催、景観まちづくりに関連する事業の紹介や景観パネル展を開催して、情報提供等を行うことにより、市民によるまちづくりを支援します。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、まちづくりわいわい塾、まちづくり探偵団は開催できませんでした。スケッチ展及び景観パネル展を開催し、景観まちづくりに関連する情報提供等を行い、市民によるまちづくりを支援しました。	まちづくりわいわい塾、まちづくり探偵団は、啓発パンフレットの作成について検討を進めます。また、スケッチ展の開催、景観まちづくりに関連する事業の紹介や景観パネル展を開催して、情報提供等を行うことにより、市民によるまちづくりを支援します。	

② 企業による地域の環境保全活動へ支援					
No.	個別施策 後期事業計画	年度計画	年度実績	次年度計画	評価・説明
151	環境に配慮した活動の推進	平塚地区環境対策協議会の活動等を通じて、企業間の交流や環境負荷の低減への取組を促進します。	平塚地区環境対策協議会の活動を通じて、市内事業者の環境に配慮した活動を支援しました。	平塚地区環境対策協議会の活動等を通じて、企業間の交流や環境負荷の低減への取組を促進します。	<評価> 4
	平塚地区環境対策協議会の活動等を通じて、企業間の交流や環境負荷の低減への取組を促進します。				平塚地区環境対策協議会の活動を通じて、市内事業者の環境に配慮した活動を支援しました。
152	公害関係法令に関する情報提供	ウェブサイトで、随時情報発信を行います。また、チラシや事業者説明会による周知を行います。	・ホームページで法令改正や環境測定結果に関する情報を随時発信しました。 ・環境法令に係る規制及び公害防止協定の内容を周知するために企業説明会を開催しました。 ・県条例の手続きに関するお知らせ等の情報をメールで104事業所に配信しました。 ・開発行為の事前協議や、特定建設作業の届出で窓口相談に来た業者に対し、環境法令の規制内容をまとめたチラシを配布しました。	ウェブサイトで、随時情報発信を行います。また、チラシや事業者説明会による周知を行います。	<評価> 4
	ウェブサイトで、随時情報発信を行います。また、チラシや事業者説明会による周知を行います。				・ホームページでは、押印廃止や法令改正に関する情報を随時発信しました。 ・環境法令に係る規制及び公害防止協定の内容について、東豊田工業団地内で作業している事業者を対象に企業説明会を開催し、説明を行いました。 ・事業者メールアドレス登録を呼びかけ、登録があった事業所に法令改正に関する情報をメール配信しました。

第4部

環境審議会評価

- 1 平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）
の進捗状況に係る点検結果
- 2 平塚市環境審議会委員名簿

平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度) の進捗状況に係る点検結果

令和5年7月 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、令和4年度の平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)(以下、本計画)の進捗状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

1 分野別評価

	5	4	3	2	1	—	合計
① 生活環境分野	1	15	0	0	0	0	16
② 自然環境分野	6	29	1	1	0	0	37
③ 都市環境分野	4	31	3	0	0	0	38
④ 地球環境分野	6	30	7	1	0	0	44
⑤ 環境保全活動等	5	12	1	0	0	0	18
合計(評価)	22	117	12	2	0	0	153

評価・・・5、達成率100%超、目標を超える実績が得られた場合

4、達成率80%以上100%以下、目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合

3、達成率50%以上80%未満、概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合

2、達成率10%以上50%未満、あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合

1、達成率10%未満、目標値を著しく下回った場合、計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合

—、その他、方針を変更又は廃止した場合、未実施又は実績等がでておらず評価できない場合

2 計画全般に対する評価

平塚市環境基本計画後期事業計画(令和4年度～令和8年度)(以下、後期計画)の5年間の1年目となる令和4年度において、153個の個別施策のうち、評価「4」以上は139個となった。一方、評価が「3」以下は14個あり、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。

令和2年度から続いている新型コロナウイルス感染症の影響については、市民がふれあいながら環境について学ぶ機会を創出するため、時勢に合わせた実施方法を、市民団体や事業者と連携し工夫することで、実施することができるようになった事業が増加したため、評価できない施策は0個となった。なお、「3」以下の目標を達成できなかった評価になった多くの施策は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業規模を縮小したことが原因である場合が多い状況であった。

重点施策、個別施策共に目標を達成できなかった施策については、課題解決に向けて検証を行い、目標達成を目指し、目標を達成した施策については、より一層の推進を図っていただくことを期待したい。

平塚市環境審議会委員名簿

【任 期 令和5年4月1日～令和7年3月31日】

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等
市 民 (公募委員)	荻野 浩	
	榎本 順次郎	
	平澤 映二	
	山本 真吾	
市 民 (団 体)	秋山 博	平塚市自治会連絡協議会
	小林 正治	ひらつか環境ファンクラブ
	齋藤 美代子	ひらつか環境ファンクラブ
	永澤 陽子	平塚市ごみ減量化推進員会
事業者	小倉 実治	平塚商工会議所
	住谷 潤	平塚地区環境対策協議会
	小宮 章裕	湘南農業協同組合
	府川 佳男	平塚市漁業協同組合
学識経験者	【会長】 北野 忠	東海大学教養学部
	【副会長】 道満 治彦	神奈川大学経済学部
	坂本 広美	神奈川県環境科学センター

(令和6年3月時点)



第 5 部

資 料

- 1 平塚市環境基本条例
- 2 環境用語

平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日制定

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気の汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第22条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。

(4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等

を市民等の参加の下に推進すること。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(行動計画の策定等)

第11条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるように、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(規制の措置等)

第16条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、平塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるすることができる。

5 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第22条並びに附則第2項第2号及び第3項の規定は、平成11年1月1日から施行する。

(住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)

(2) 住みよい環境の確保に関する審議会条例(昭和48年条例第32号)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に、「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」を加える。

(緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正)

5 緑化の推進および緑の保全に関する条例(昭和50年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)に基づき」を「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」に改める。

(平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

6 平塚市埋立て等の規制に関する条例(平成10年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)」を「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)」に改める。

環境用語

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。平塚市は平成12(2000)年2月に認証を取得、平成21(2009)年2月に返上した。マネジメントシステム規格にはいくつかの種類があり、ISO9000は品質マネジメントシステムに関する国際規格。

一酸化炭素(CO)

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺(まひ)させたり、貧血症を起こしたりする。

エコドライブ

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転。

SDGs(Sustainable Development Goals)

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月に、アメリカ・ニューヨーク国連本部で開催された、国連サミットにおいて、令和12(2030)年までの国際目標(持続可能な開発のための2030アジェンダ)として採択された、17の開発目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals」のこと。

NPO

Non-Profit Organization(民間非営利団体)の省略形で、ボランティアなどが行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動(宗教、政治、選挙活動を除く)を行う特定非営利活動法人(いわゆる NPO 法人)及び法人格をもたない団体のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

【か行】

ガスコージェネレーション

ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。他の化石燃料に比べ、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物の発生量が少ない都市ガスを用いて発電し、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するため、環境性や省エネ性に優れている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。

環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境事業センター

平成25(2013)年10月に稼働した高効率ごみ焼却施設のこと。一般廃棄物の焼却熱を回収し高効率発電、余熱を施設内の給湯及び余熱利用施設の暖房、給湯に利用している。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画(UNEP)と国際連合の専門機関である世界気象機関(WMO)によって昭和63(1988)年に設立され、数年おきに発行される評価報告書(Assessment Report)は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。

GAP(農業生産工程管理)

GAP(Good Agricultural Practice)は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

京都議定書

平成9(1997)年に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択され、平成17(2005)年に発効した。平成12(2000)年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、平成20(2008)～平成24(2012)年の間に温室効果ガスを平成2(1990)年比で6%削減することが求められた。排出枠(カーボンクレジット、炭素クレジット)を取引する仕組み(京都メカニズム)が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

クリーンエネルギー自動車

ガソリンや軽油といった石油系の燃料を他の燃料(天然ガス、メタノール、水素など)や電気に替え、有害な排ガスを減らした自動車。二酸化炭素の排出も削減される。

COOL CHOICE

国が進める国民運動で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す取組のこと。

光化学オキシダント(Ox)

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応(光化学反応)を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートの光化学オキシ

ダントを含む二次汚染物質となる。光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に強い太陽の紫外線が当たって、化学変化を起こして生ずるスモッグ。健康に影響を及ぼすことがある。その発生は気象条件に強く左右され、晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすい。

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

小型焼却炉

一般的には処理能力が1時間あたり200kg 未満の焼却炉のこと。

コージェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーも供給する仕組み。熱利用効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ないなどの特徴がある。

ごみ学級

平塚市が実施している小学校4年生を対象とした授業。環境事業センターで行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

市民農園

都市の住民がレクリエーションなどの営利以外の目的で、野菜や花を育てるための小面積の農地のこと。

循環型社会

資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境その

ものを保全することが重要であると考えられている。生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」[平成12(2000)年1月15日施行]により、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温(800℃以上)ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。

炭化水素(HC)

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっている。

地下水汚染

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等28項目が定められている。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

平成10(1998)年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定められました。平成28(2016)年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。

地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議、リオサミット)

平成4(1992)年にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言(リオ宣言)」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。

窒素酸化物(NO_x)

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素と二酸化窒素であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分が一酸化窒素であり、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。窒素酸化物は、人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

低炭素社会

地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を抑える社会のこと。

土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壤が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壤の汚染という。土壤の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等29項目が定められている。

【な行】

二酸化硫黄(SO₂)

硫黄酸化物の一種。硫黄酸化物は、工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO_xと略称され、二酸化硫黄の他、三酸化硫黄、硫酸ミストなどが含まれる。二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」[昭和43(1968)年]では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

二酸化窒素(NO₂)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

燃料電池

水素と空気中の酸素との化学反応で電力を取り出す仕組み。原理的には、水素と酸素から水が生成され、有害物が排出されない。

【は行】

バイオマス

生物資源(バイオ)と量(マス)を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料を除く)の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油が

ら精製される燃料を BDF(バイオディーゼル燃料)という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいうと定義されている。(**「廃棄物処理法第2条」**)廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

排出係数

燃料・エネルギー消費量や水道使用量等の固有の単位(キログラム、リットル、立方メートルなど)や発熱量あたりの二酸化炭素排出量を示したもの。

パリ協定

平成27(2015)年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

PRTR(環境汚染物質排出・移動登録: Pollutant Release and Transfer Register)

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECD は平成8(1996)年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11(1999)年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が公布された。

平成13(2001)年4月から、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14(2002)年4月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

ヒートポンプ

熱媒体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。冷熱を得るほぼ唯一の手段であることに加え、温熱を得るにも効率が高いなどの特徴があり、冷凍冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ式給湯器等に用いられる。

ひらつか CO₂CO₂プラン

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」の一つである二酸化炭素を、普段の生活の中で減らすために、平塚市が提案する市民行動プラン。

平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、平塚市のシンボルとして親しまれてきた代表的な景観。「平塚砂丘の夕映え」「金目川と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降りの滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七国峠・遠藤原」の八つがある。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。

浮遊粒子状物質

すず、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が10μm以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

分散型電源

電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光等の再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池等がある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを集中型電源と呼ぶ。

【ま行】

水辺の楽校

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

【や行】

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成8(1996)年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の23物質が定められている。

【わ行】

わかば環境 ISO

園児、児童、生徒及び教職員等が、環境にやさしい教育活動の方針を掲げ、それぞれの役割分担や取り組むメニュー等を決め、環境 ISO の基本であるP(PLAN＝計画)、D(DO＝実行)、C(CHECK＝記録・確認)、A(ACT＝見直し)を実践する平塚市独自の制度。自分と身近な人々、自分を取り巻く社会及び自然とのかかわりに関心をもち、環境の大切さを知るとともに自らの生活を振り返ることで、環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目指している。



ひらつかの環境

(令和4年度 環境年次報告書)

令和6年3月

発 行 平塚市環境部環境政策課

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

TEL 0463-23-1111 内線2238

FAX 0463-21-9603
